

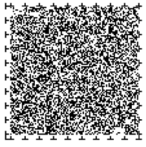
第6期

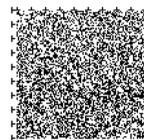
茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画

《令和3～5年度》



茅ヶ崎市





はじめに

本市では、障がい者福祉の推進を目指し、平成 30 年 3 月に策定した「第 5 期茅ヶ崎市障害者保健福祉計画」をもとに、保健や医療、教育、労働、地域など多様な主体の皆様と連携・協力を図りながら、3 年間に渡って様々な施策に取り組みました。

一方、この 3 年間は、社会においても様々な変化がありました。

障がい福祉分野でみると、平成 30 年 4 月の改正「社会福祉法」の中で掲げられた“地域共生社会”の実現に向けて、障がいがあっても自ら望む生活ができるよう障がい者の地域生活の支援の重要性が明確になっており、東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けた動きも相まって、社会的なバリア（障壁）の除去に対する動きがより一層顕著になっています。



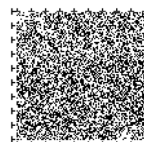
社会全般でみると、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が私たちの生活に大きな影響を与えました。感染予防対策として、手指消毒やマスクの着用、ソーシャルディスタンス（身体的距離の確保）が「新しい生活様式」として定着しつつあります。これは障がい福祉分野においても例外ではなく、各々の事業所においては感染予防策を徹底し、障がい者の生活を支えています。

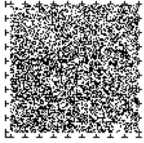
このたび策定します「第 6 期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画」は、これまでの 3 年間で振り返りつつ、アンケートやヒアリング等を通じて障がい者の皆様の困りごと等をお聞きすることで課題を抽出するとともに、障がい福祉施策の国・県の動き、新型コロナウイルス感染症対策に端を発する「新しい生活様式」等を意識したものとして取りまとめています。

最後になりますが、本計画の策定に際しましては、多くの市民の皆様にはアンケートやヒアリングなどに御協力いただくとともに、市の附属機関でございます茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会の委員の皆様にも複数年に渡る議論を重ねていただきました。この場を借りて御礼申し上げるとともに、本計画の実現に向けて今後も御協力を賜りたく存じます。

令和 3 年 3 月

茅ヶ崎市長 佐藤 光

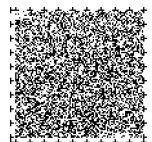




○音声コード Uni-voice（ユニボイス）について

本計画書では、各ページに Uni-voice（ユニボイス）を貼付しています。Uni-Voice（ユニボイス）は JAVIS（日本視覚障がい情報普及支援協会）が開発した音声コードで、文字や数字を記録して音声データとして出力できる二次元コードです。

携帯電話やスマートフォンに対応しており、無償専用アプリをダウンロードすることにより、スマートフォンをかざせば自動で文章を読み上げます。



○切り欠き（計画書の半円の切り込み）について

音声コードを貼付した位置を示すため、計画書に半円の切り込みを入れています。

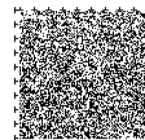
○本文中の右上に「＊」が記されている用語について

資料編の「用語集」（135 ページ以降）にて、説明しています。

○図表に記載されている統計やアンケート結果の割合について

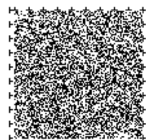
小数点第2位を四捨五入した上で表記しているため、構成比を合計しても 100.0%にならない場合があります。

本計画書の表紙絵、および本文中の挿絵は、市内の障害福祉サービス事業所を利用している方々が製作したものです。

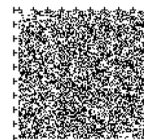


目 次

第1章 本計画の概要.....	1
1 本計画の策定と背景.....	3
2 本計画の位置づけ	5
3 本計画の全体像.....	8
4 本計画の策定経過	12
第2章 本市の障がい者の現状と将来推計	13
1 身体障がい者及び自立支援医療（更生医療・育成医療）受給者数	15
2 知的障がい者	19
3 精神障がい者及び自立支援医療（精神通院）受給者数	22
4 その他の障がい.....	26
5 障害支援区分	27
6 各障がいの障害者手帳所持者数の将来推計	28
第3章 前計画の振り返り	29
1 基本方針1「身近な地域の支援体制の強化」	32
2 基本方針2「障がい者の健康を支える体制の強化」	36
3 基本方針3「障がい者の生活基盤の強化」	37
4 基本方針4「社会参加と自己実現への支援」	40
5 基本方針5「障がいのある子どもの成長支援」	42
6 基本方針6「安全・安心のまちづくりの推進」	44
第4章 本計画において取り組むべき課題と施策の展開.....	47
1 課題抽出のプロセス.....	49
2 取り組むべき課題と施策の展開.....	50

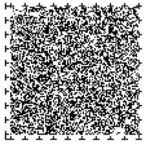


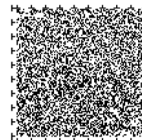
第5章 障害福祉計画に係る成果目標及び見込み量.....	77
1 障害福祉計画における成果目標.....	79
2 障害福祉サービスの見込み量	85
3 地域生活支援事業の見込み量	91
第6章 障害児福祉計画に係る成果目標及び見込み量.....	101
1 障害児福祉計画における成果目標.....	103
2 障害児福祉サービスの見込み量.....	106
第7章 本計画の推進.....	109
1 本計画の推進体制.....	111
2 本計画の進捗管理.....	113
資 料 編.....	115
1 茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会	117
2 茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進調整会議.....	122
3 茅ヶ崎市自立支援協議会	124
4 障がい者向けアンケート調査の実施概要	128
5 市民向けアンケート調査の実施概要	129
6 事業者向けアンケート調査の実施概要.....	130
7 自立支援協議会からの意見聴取の実施概要.....	131
8 障がい者ヒアリング調査の実施概要	132
9 パブリックコメント実施概要	133
10 用語解説.....	135



第 1 章

本計画の概要





第1章 本計画の概要

1 本計画の策定と背景

(1) 国の動き

茅ヶ崎市（以下「本市」という。）における「第5期茅ヶ崎市障害者保健福祉計画」の策定以降、国の障がい者施策や社会福祉施策にいくつかの動きがみられました。

まず、平成30年3月に「障害者基本計画（第4次）」が閣議決定され、アクセシビリティ向上の視点を踏まえた社会的障壁の除去やハード・ソフトの両面を見据えた差別解消といった基本的な方向性のもと、関連する施策が推進されています。同年4月には改正「障害者総合支援法*」及び改正「児童福祉法*」も施行され、多様化する障がい児・者のニーズに対応するサービスの提供が進められています。

また、社会福祉施策全体の動きをみると、平成30年4月に改正「社会福祉法」が施行され、障がい者・高齢者・子どもなどすべての人々が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合っていくことができる「地域共生社会*」の実現に向けた取組が進められています。さらに、令和3年4月に施行予定の改正「社会福祉法」では、地域共生社会*の実現に向けた具体的な取組として、市町村において地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築すること等が盛り込まれています。

(2) 神奈川県動き

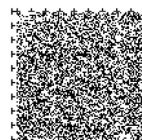
神奈川県では、平成30年3月に「神奈川県障がい福祉計画」、平成31年3月に「かながわ障がい者計画」を策定し、障がい福祉施策を推進しています。

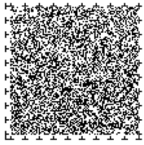
具体的には、平成28年10月に制定された「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念の普及に向けた取組とともに、障がい者の意思を尊重したサービス提供や社会参加の実現に向けて、様々な施策が実施されています。

図表 1 ともに生きる社会かながわ憲章



出所：神奈川県



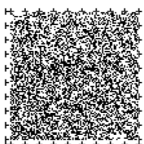


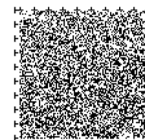
(3) 本市の動きと計画策定の趣旨

本市では、平成 30 年 3 月に、平成 30～令和 2 年度（3 年間）を計画期間とする「第 5 期茅ヶ崎市障害者保健福祉計画」（以下「前計画」という。）を策定し、「お互いの理解と助け合いのもと だれもが自分らしく生きがいのある暮らしを実現できるまち」を目指す将来像に掲げ、様々な施策・事業を推進してきました。前計画の策定から 3 年が経過し、前計画における施策や事業の成果と課題が明らかになりました。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、障がい者支援においても「新しい生活様式」を踏まえた、誰もが安心して日常生活を過ごせるような施策が求められています。

そこで、前計画における目指す将来像を継承しつつ、国や神奈川県動き、前計画の期間中に生じた課題、障がい者を取り巻く状況の変化等に対し、必要な障がい者施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、令和 3～5 年度（3 年間）を計画期間とする「第 6 期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定します。なお、本計画の策定にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う感染防止策の推進や市民の日常生活に直結する業務を優先的に実施することを意識したものとします。

なお、本市では、これまで原則的に障害の「害」を漢字で表記してきましたが、この表記については様々な意見があり、近年では、障がいのある人やその人の状態を表す場合に、例えば「障がい」と表記する例が見受けられるようになってきたことから、本市としてどのように表記すべきか検討してきました。この過程で実施したアンケートやヒアリング調査（令和元年度）において、ひらがなの「がい」を求める声が多かったこと等を踏まえ、令和 3 年 4 月より法や条例、要綱に規定されるものや国等が作成する計画、医師による診断名等を除き、「障がい」と表記することとします。（本計画は、令和 3 年 4 月の実施に先駆けて、「障がい」の表記としています。）





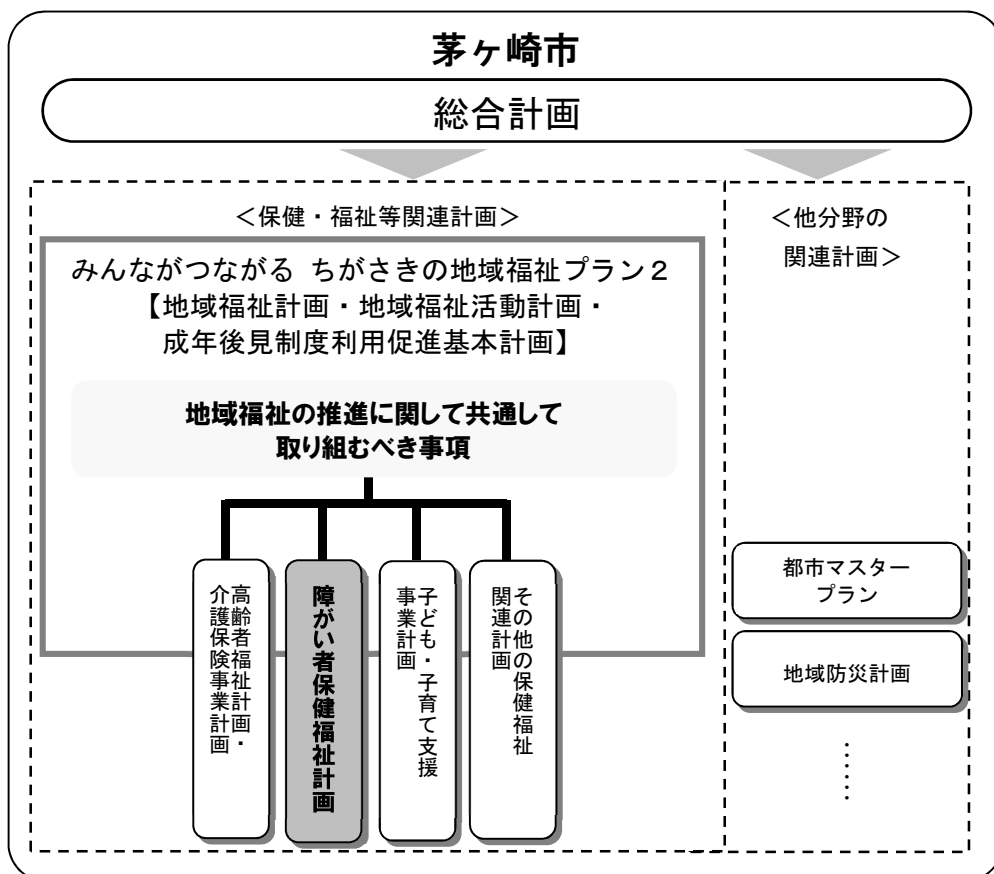
2 本計画の位置づけ

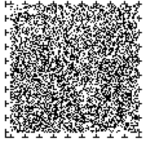
(1) 法令等における位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法*の第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法*の第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

なお、本計画は、市政の最上位計画である「茅ヶ崎市総合計画」における障がい者分野の部門別計画として位置づけられています。また、保健福祉分野の総合計画である「みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン2（第4期茅ヶ崎市地域福祉計画・第6次茅ヶ崎市地域福祉活動計画・第1期茅ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画）」や、障がい者施策と関連する各部門別計画との整合を図ります。

図表 2 本計画の位置づけ





(2) 対象者

本計画の主たる対象者は、障害者基本法や障害者総合支援法*、児童福祉法* に定義される「障害者」及び「障害児」に該当する方とします。

【障がい者】障害者の定義

○障害者基本法第2条第1項

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害*を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

○障害者総合支援法* 第4条第1項

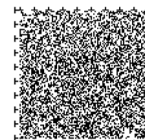
身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害*者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。）のうち18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるものをいう。

【障がい児】障害児の定義

○児童福祉法* 第4条第2項

身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害*児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。

※児童福祉法*における「児童」の定義は満18歳に満たない者を指す。



(3) 計画期間

本計画は、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法* に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法* に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

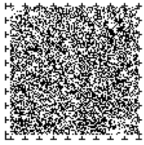
本計画の期間は、令和 3～5 年度の3年間とします。

図表 3 本計画の期間

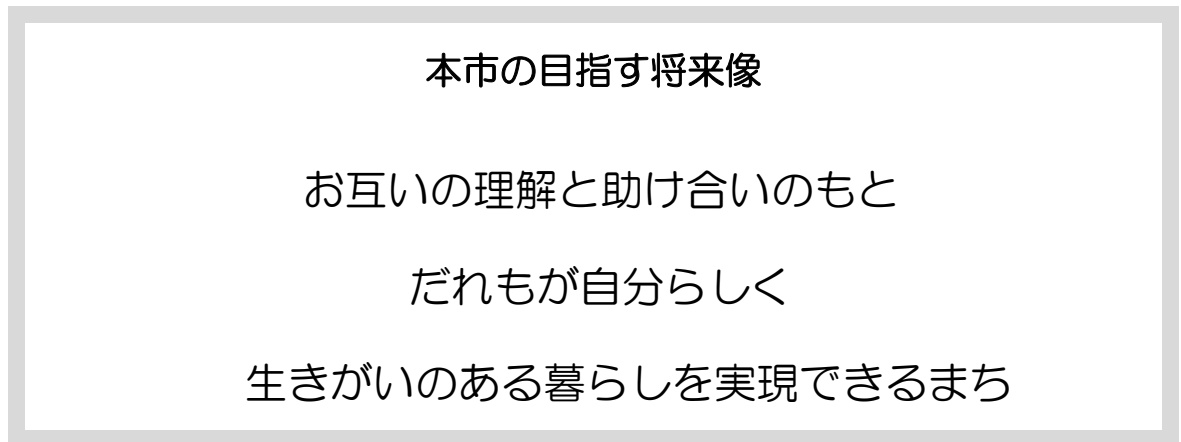
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画	第5期			第6期		
市町村障害者計画			見直し			見直し
市町村障害福祉計画			見直し			見直し
市町村障害児福祉計画			見直し			見直し

(4) その他

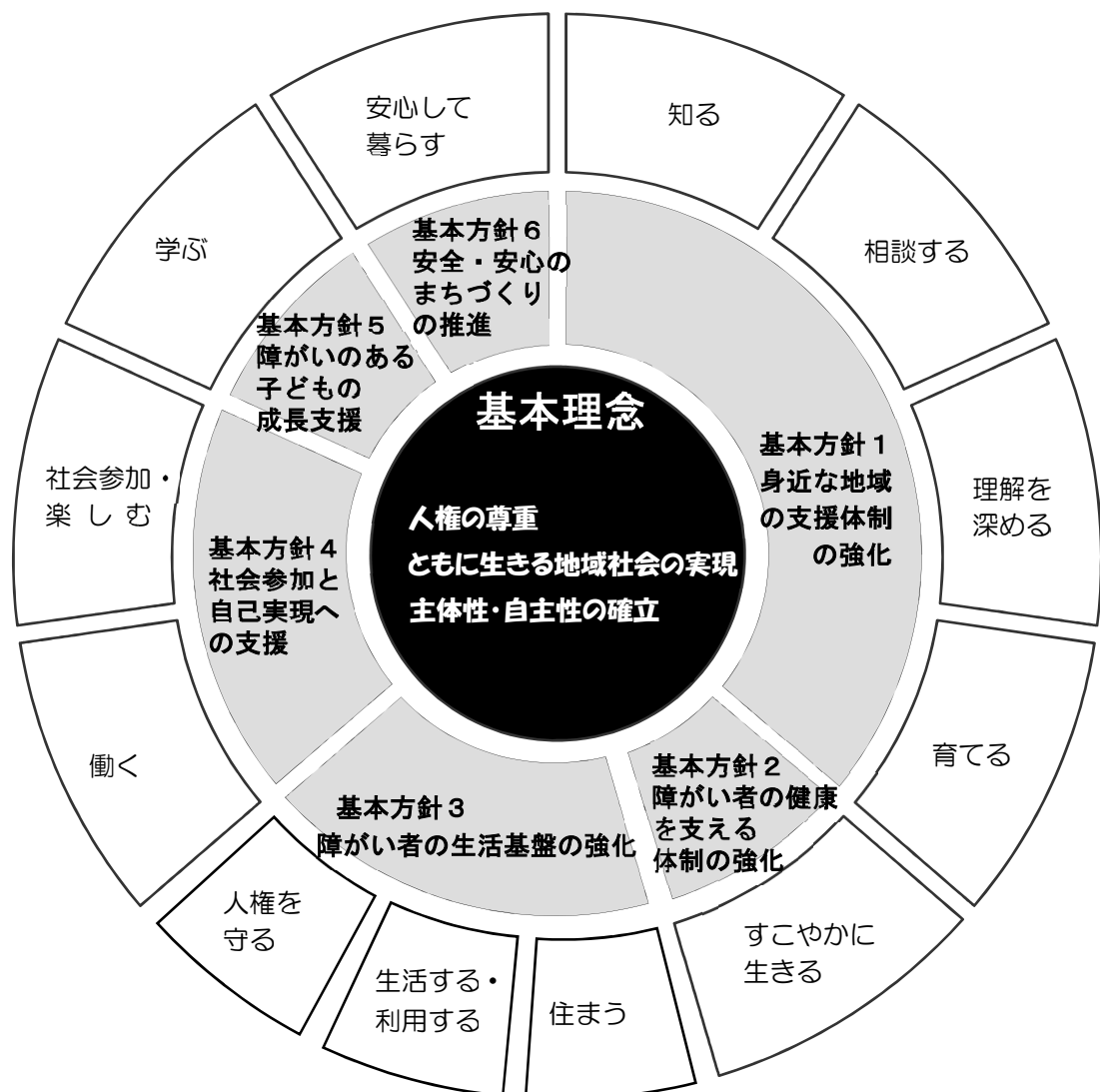
本市では、新型コロナウイルス感染症のまん延防止を図りながら、必要な行政機能を維持していくことを最優先に事業を行う方針から、本計画の上位計画となる総合計画の実施計画の策定を延期しました。これに伴い、本計画を含む各種計画についても具体的な事業（個別事業）は掲載していません。

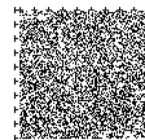


3 本計画の全体像



図表 4 本計画における基本理念・基本方針と「施策の方向性」





(1) 基本理念と本市の目指す将来像

本市の目指す将来像については、障がい者を含むすべての市民にとって普遍性の高いものであることから、本計画においても継承し、より一層発展させていくこととします。

なお、前計画で掲げられた基本理念のうち、「ノーマライゼーション* とソーシャルインクルージョン* の理念の浸透」については、いかなる障がいがあっても健常者と同じように社会に参加し、地域の中で暮らしていくことが当たり前という考え方をより多くの市民の方々に伝え、実現していくという想いを込めて、「ともに生きる地域社会の実現」に改めます。

基本理念 1 人権の尊重

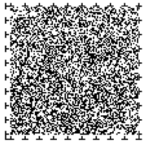
障がいのある人も障がいのない人と同じ権利を持つ人間であり、茅ヶ崎というまちで「ともに生きていく」市民です。いろいろな人たちが、それぞれの暮らしの中で、様々な形でふれあっていくことが、ごく当たり前であるという意識の浸透を図るとともに、必要な福祉活動の推進に努めます。

基本理念 2 とともに生きる地域社会の実現

障がいのある人も障がいのない人もお互いに尊重しあいながら、ともに生きることができる地域社会が求められています。地域の人々が障がいに対する理解を深め、障がいの有無や種別・程度に関係なく、暮らすことができる地域社会の実現を目指します。

基本理念 3 主体性・自主性の確立

障がいのある人が、自分の住んでいる地域でその人らしく、かつ主体性や自主性を持って生きていくために、障がいのある人がそれぞれ持つ能力や特性に応じた支援の推進に努めます。



(2) 基本方針

本市の目指す将来像を実現するため、本計画の柱となる6つの基本方針と基本方針に沿った12の施策の方向性（『知る』『相談する』等）を設定します。この施策の方向性に沿って、これまでの施策・事業体系を継承しつつ、事業のさらなる推進に努めていきます。

基本方針 1 身近な地域の支援体制の強化

- 障がい者とその家族が安心して生活できるよう、適切な情報の提供と継続的な相談支援体制の充実を図ります。
- 外見からでは分かりにくい障がいに対する、市民のより一層の理解促進を図ります。
- 市民に障がい者施策への協力を促すとともに、ボランティア、NPO、関係団体等との連携強化に取り組めます。

基本方針 2 障がい者の健康を支える体制の強化

- 障がい者とその家族のすこやかな生活を支援するため、身近な場所で適切な保健・医療サービスを受けられる体制の充実を図ります。

基本方針 3 障がい者の生活基盤の強化

- 障がい者とその家族が将来に渡って、現在住んでいる地域で安定した生活を営めるよう、住まいの確保に向けた支援を行うとともに、日常生活を支える障害福祉サービス等の充実を図ります。
- 日常生活の様々な場面において、障がい者自らの意思に基づく選択・決定ができるよう、障がい者の権利擁護* や意思決定支援* の充実を図ります。

基本方針 4 社会参加と自己実現への支援

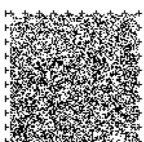
- 障がい者が社会の一員として地域で生活できるよう、企業等への就労や職場定着、社会参加を支える環境づくり、地域の中での交流機会の拡充を図ります。

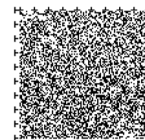
基本方針 5 障がいのある子どもの成長支援

- 障がい児の健全な成長を支援するため、障がい福祉、保育、教育等に関する体制の強化、障がい児やその保護者が活用可能な各種サービスの周知、相談対応の充実を図ります。

基本方針 6 安全・安心のまちづくりの推進

- 誰もが安心して地域での生活を送れるよう、障がいにも配慮した施設等の整備や、防災のまちづくりを推進します。





(3) SDGs

①持続可能な開発目標（SDGs）

SDGs とは、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された“地球上の誰一人として取り残さない”を基本理念とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された令和 12 年までを達成年限とする国際目標のことで、17 のゴール・169 のターゲットから構成されています。

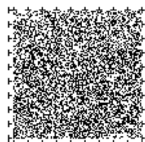
図表 5 持続可能な開発目標（SDGs）



②SDGs と本計画の推進

本市では、令和 3 年度から始まる「茅ヶ崎市総合計画」において、市民や企業、行政が SDGs という共通言語を持つことにより、本市の政策目標を共有するとともに、パートナーシップを深め、お互いの力を生かしながら地域課題の解決を目指しており、本計画においてもこの考えのもと、多様な主体が連携・協力し、計画を推進します。

なお、本計画においては、各施策の方向性の目標達成に向けた取組が、SDGs のどのゴールの達成に寄与するかを明らかにします（第 4 章参照）。

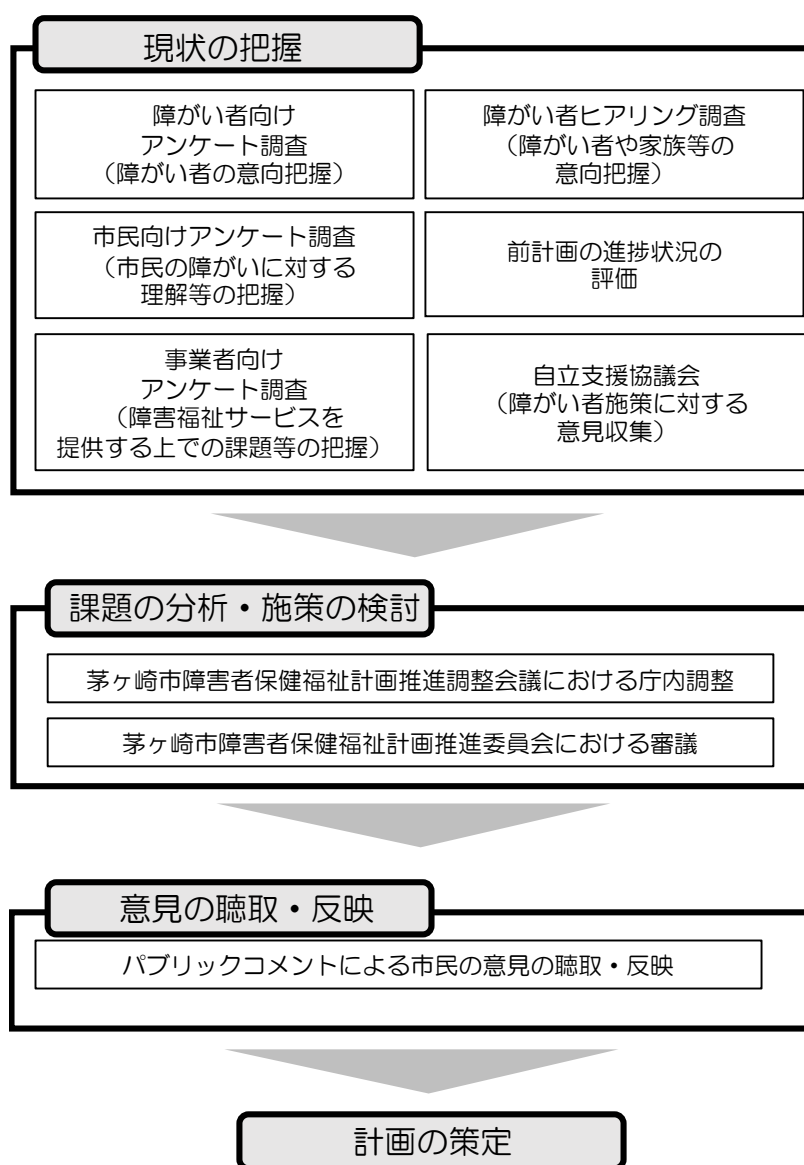


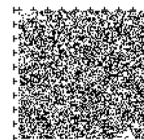
4 本計画の策定経過

本計画は、市の附属機関である「茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会」（以下「推進委員会」という。）において、前計画の進捗状況の評価や、各種調査による課題の分析、施策の検討を行いながら、下図のようなプロセスで策定しました。

なお、各種調査の実施方法等は資料編（115 ページ以降）をご参照ください。

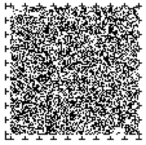
図表 6 本計画の策定経過

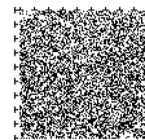




第 2 章

本市の障がい者の現状と将来推計





第2章 本市の障がい者の現状と将来推計

1 身体障がい者及び自立支援医療（更生医療・育成医療）受給者数

（1）身体障害者手帳* 所持者数の推移

身体障害者手帳* 所持者数をみると、平成30年度をピークに、その後は微減傾向で推移しています。

また、対総人口比（総人口に占める身体障害者手帳* 所持者数の割合）も低下傾向にあります。

身体障害者手帳* 所持者数が減少している要因としては、高齢化による心身の変化により手帳を取得される方が多い一方で、身体障害者手帳* 所持者の多くを占める高齢障がい者の死亡による自然減が理由として挙げられます。

図表7 身体障害者手帳* 所持者数（各年4月1日現在）

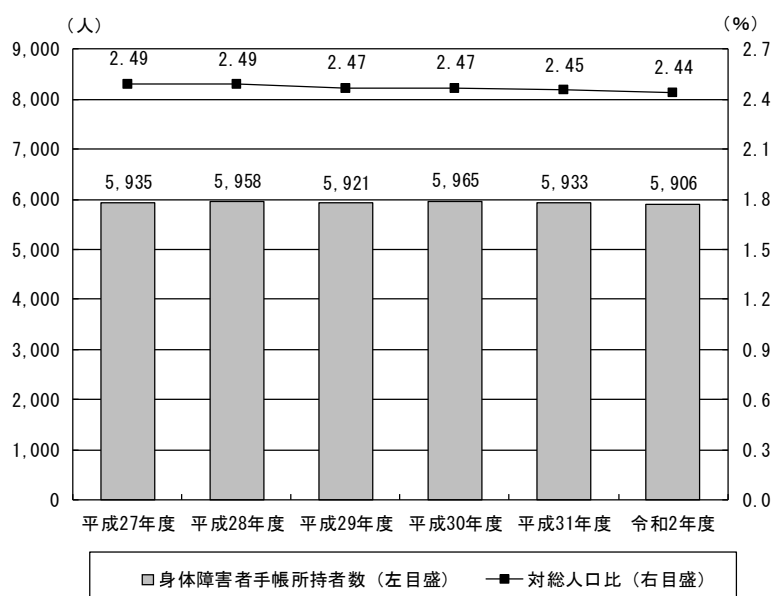
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度
手帳所持者数	5,935人 (100.0)	5,958人 (100.4)	5,921人 (99.8)	5,965人 (100.5)	5,933人 (100.0)	5,906人 (99.5)
総人口	238,213人 (100.0)	239,476人 (100.5)	239,891人 (100.7)	241,532人 (101.4)	241,723人 (101.5)	241,925人 (101.6)
対総人口比	2.49%	2.49%	2.47%	2.47%	2.45%	2.44%

注1）（ ）内の数値は、平成27年度の数値を100とした場合の各年度の指数を表している。

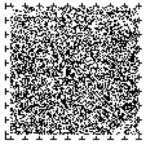
注2）総人口：平成27年度は平成22年国勢調査確定値からの推計。平成28年度から令和2年度は平成27年国勢調査確定値からの推計。

出所：茅ヶ崎市

図表8 身体障害者手帳* 所持者数の推移（各年4月1日現在）



出所：茅ヶ崎市



(2) 身体障害者手帳* 所持者の年齢別内訳

身体障害者手帳* 所持者を年齢別にみると、18 歳未満（「6 歳未満：0.6%」と「6 歳以上 18 歳未満：1.8%」の合計）が全体の 2.4%、18 歳～64 歳（「18 歳以上 60 歳未満：21.5%」と「60 歳以上 65 歳未満：5.9%」の合計）は全体の 27.4%を占めています。

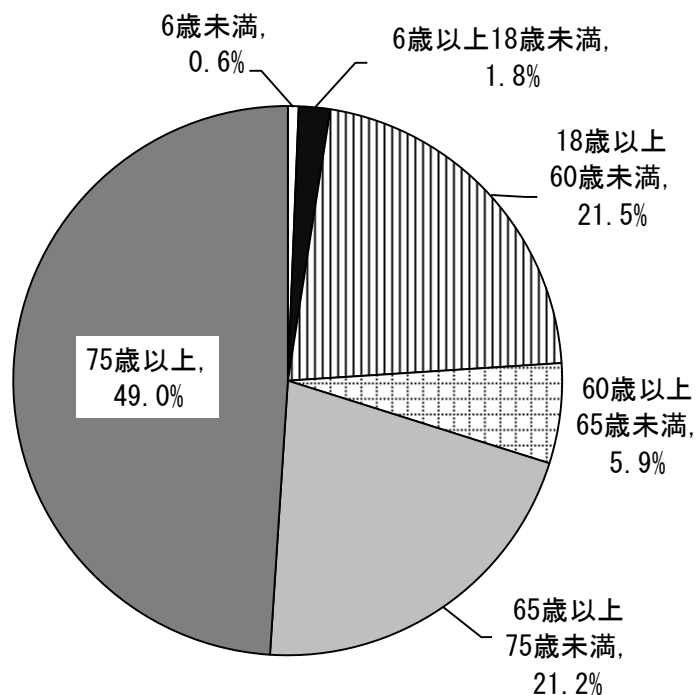
一方、65 歳以上 75 歳未満は 21.2%、75 歳以上は 49.0%と高齢者が多くを占めています。

図表 9 身体障害者手帳* 所持者の年齢別内訳（令和 2 年 4 月 1 日現在）

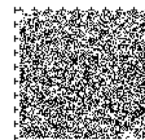
	人数	構成比
6 歳未満	38人	0.6%
6 歳以上 18 歳未満	109人	1.8%
18 歳以上 60 歳未満	1,269 人	21.5%
60 歳以上 65 歳未満	348人	5.9%
65 歳以上 75 歳未満	1,250人	21.2%
75 歳以上	2,892人	49.0%
手帳所持者数	5,906人	100.0%

出所：茅ヶ崎市

図表 10 身体障害者手帳* 所持者の年齢別構成比（令和 2 年 4 月 1 日現在）



出所：茅ヶ崎市



(3) 身体障害者手帳* 所持者の障がい種類別内訳

身体障害者手帳* 所持者を障がい種類別にみると、肢体不自由者は令和2年度が4,131人と平成27年度に比べると4.7%減少しており、減少傾向にあります。

一方、令和2年度の内部障がい* 者は2,139人と平成27年度に比べて5.5%増加しているほか、聴覚障がい者や言語機能障がい者も増加傾向となっています。

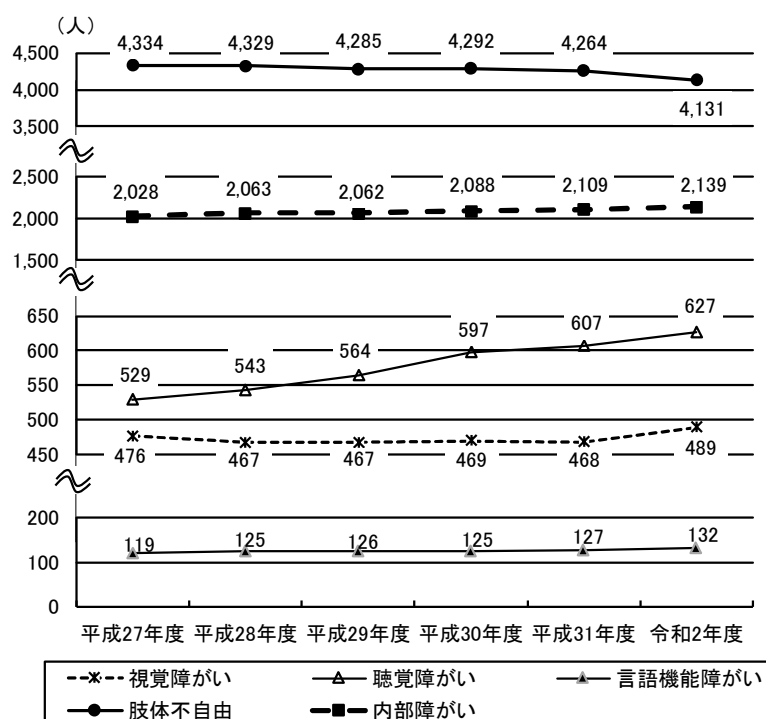
図表 11 身体障害者手帳* 所持者の障がい種類別内訳（各年4月1日現在）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度
視覚障がい	476 人 (100.0)	467 人 (98.1)	467 人 (98.1)	469 人 (98.5)	468 人 (98.3)	489 人 (102.7)
聴覚障がい	529 人 (100.0)	543 人 (102.6)	564 人 (106.6)	597 人 (112.9)	607 人 (114.7)	627 人 (118.5)
言語機能障がい	119 人 (100.0)	125 人 (105.0)	126 人 (105.9)	125 人 (105.0)	127 人 (106.7)	132 人 (110.9)
肢体不自由	4,334 人 (100.0)	4,329 人 (99.9)	4,285 人 (98.9)	4,292 人 (99.0)	4,264 人 (98.4)	4,131 人 (95.3)
内部障がい*	2,028 人 (100.0)	2,063 人 (101.7)	2,062 人 (101.7)	2,088 人 (103.0)	2,109 人 (104.0)	2,139 人 (105.5)

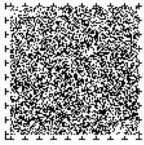
注) () 内の数値は、平成27年度の数値を100とした場合の各年度の指数を表している。

出所：茅ヶ崎市

図表 12 身体障害者手帳* 所持者の障がい種類別の推移（各年4月1日現在）



出所：茅ヶ崎市



(4) 身体障害者手帳* 所持者（各障がい種類）の障がい程度別内訳

身体障害者手帳* 所持者に関して、各障がい種類（視覚障がい、肢体不自由等）を障がい程度別にみると、内部障がい*（心臓・じん臓・その他）では1級が1,433人と最も多くなっています。また、肢体不自由では4級が1,213人と最も多くなっています。

図表 13 身体障害者手帳* 所持者（各障がい種類）の障がい程度別の内訳
（令和2年4月1日現在）

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
視覚障がい	98 人	184 人	41 人	35 人	97 人	34 人
聴覚障がい		172 人	86 人	157 人		212 人
言語機能障がい			78 人	54 人		
肢体不自由	507 人	870 人	981 人	1,213 人	330 人	230 人
内部障がい*	1,433 人	17 人	216 人	473 人		
心臓	835 人		156 人	119 人		
じん臓	556 人		1 人	2 人		
その他	42 人	17 人	59 人	352 人		

出所：茅ヶ崎市

(5) 自立支援医療*（更生医療、育成医療）受給者数の推移

自立支援医療* 受給者のうち、更生医療受給者をみると、令和2年は107人と、平成27年以降最も多くなっています。一方、育成医療受給者数をみると、平成27年度以降増減があるものの、令和2年度は平成27年度の半数以下になっています。

図表 14 自立支援医療*（更生医療・育成医療）受給者数（各年3月31日現在）

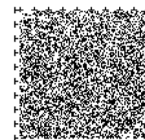
	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
自立支援医療受給者数	91 人 (100.0)	113 人 (124.2)	131 人 (144.0)	103 人 (113.2)	114 人 (125.3)	117 人 (128.6)
更生医療受給者数	69 人 (100.0)	98 人 (142.0)	103 人 (149.3)	85 人 (123.2)	95 人 (137.7)	107 人 (155.1)
育成医療受給者数	22 人 (100.0)	15 人 (68.2)	28 人 (127.3)	18 人 (81.8)	19 人 (86.4)	10 人 (45.5)
総人口	238,213 人 (100.0)	239,476 人 (100.5)	239,891 人 (100.7)	241,532 人 (101.4)	241,723 人 (101.5)	241,925 人 (101.6)
対総人口比	0.04%	0.05%	0.05%	0.04%	0.05%	0.05%

注1) () 内の数値は、平成27年の数値を100とした場合の各年の指数を表している。

注2) 総人口：平成27年は平成22年国勢調査確定値からの推計。平成28年から令和2年は平成27年国勢調査確定値からの推計。

注3) 総人口は各年4月1日現在の数値。

出所：茅ヶ崎市



2 知的障がい者

(1) 療育手帳* 所持者数の推移

療育手帳* 所持者数をみると、平成 27 年度以降、増加傾向にあります。また、対総人口比（総人口に占める療育手帳* 所持者数の割合）についても、平成 27 年度から年々上昇しています。

この要因としては、障がいの早期発見や支援体制の充実等により、手帳を取得される方が増えていることが考えられます。

図表 15 療育手帳* 所持者数（各年 4 月 1 日現在）

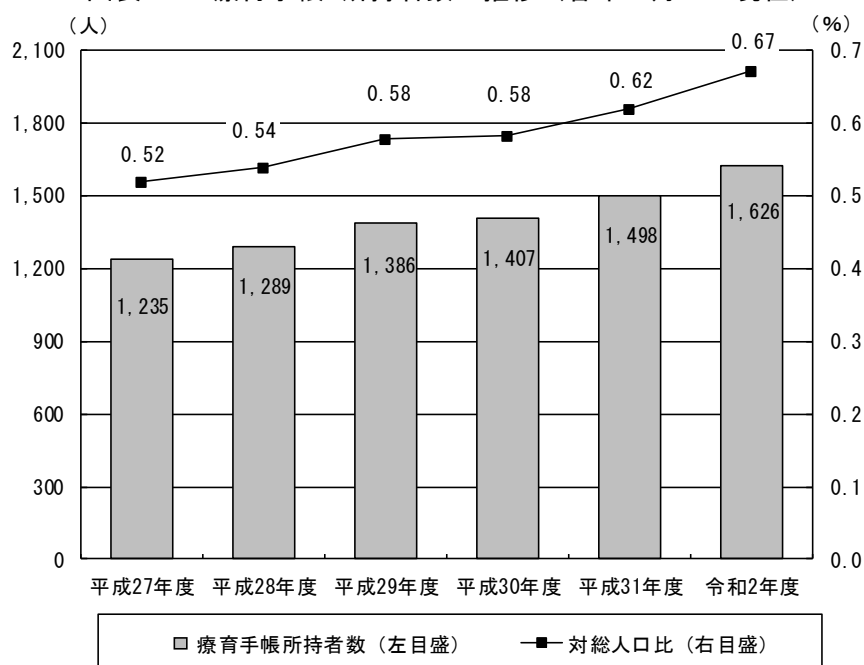
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度
手帳所持者数	1,235 人 (100.0)	1,289 人 (104.4)	1,386 人 (112.2)	1,407 人 (113.9)	1,498 人 (121.3)	1,626 人 (131.7)
総人口	238,213 人 (100.0)	239,476 人 (100.5)	239,891 人 (100.7)	241,532 人 (101.4)	241,723 人 (101.5)	241,925 人 (101.6)
対総人口比	0.52%	0.54%	0.58%	0.58%	0.62%	0.67%

注 1) () 内の数値は、平成 27 年度の数値を 100 とした場合の各年度の指数を表している。

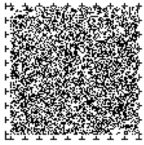
注 2) 総人口：平成 27 年度は平成 22 年国勢調査確定値からの推計。平成 28 年度から令和 2 年度は平成 27 年国勢調査確定値からの推計。

出所：茅ヶ崎市

図表 16 療育手帳* 所持者数の推移（各年 4 月 1 日現在）



出所：茅ヶ崎市



(2) 療育手帳* 所持者の年齢別内訳

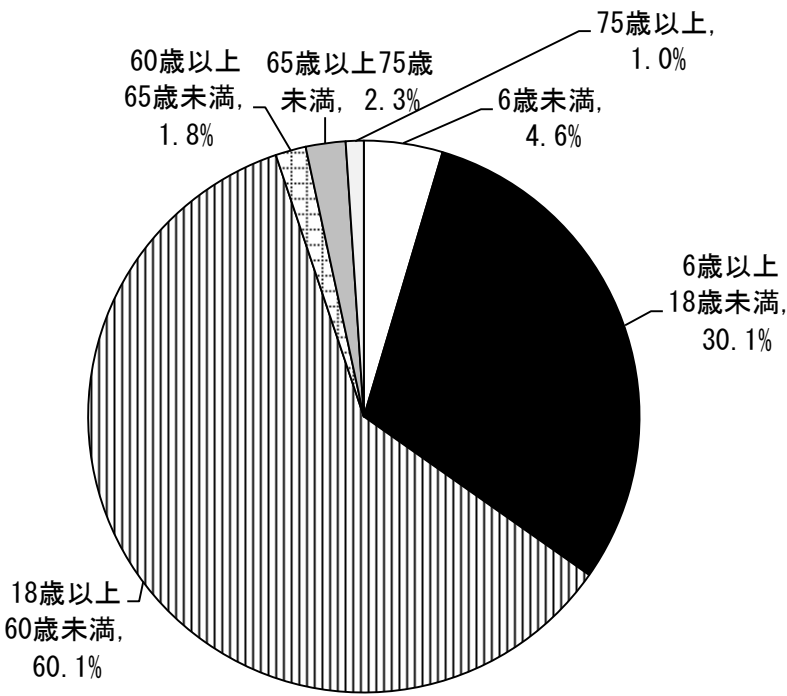
療育手帳* 所持者を年齢別にみると、18 歳未満（「6 歳未満：4.6%」と「6 歳以上 18 歳未満：30.1%」の合計）が全体の 34.7%となっています。また、18 歳～64 歳（「18 歳以上 60 歳未満：60.1%」と「60 歳以上 65 歳未満：1.8%」の合計）は全体の 61.9%、65 歳以上（「65 歳以上 75 歳未満：2.3%」と「75 歳以上：1.0%」の合計）は全体の 3.3%となっています。

図表 17 療育手帳* 所持者の年齢別内訳（令和 2 年 4 月 1 日現在）

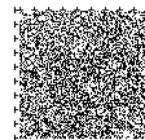
	人数	構成比
6 歳未満	75 人	4. 6%
6 歳以上 18 歳未満	490 人	30. 1%
18 歳以上 60 歳未満	977 人	60. 1%
60 歳以上 65 歳未満	29 人	1. 8%
65 歳以上 75 歳未満	38 人	2. 3%
75 歳以上	17 人	1. 0%
手帳所持者数	1, 626 人	100. 0%

出所：茅ヶ崎市

図表 18 療育手帳* 所持者の年齢別構成比（令和 2 年 4 月 1 日現在）



出所：茅ヶ崎市



(3) 療育手帳* 所持者の障がい程度別内訳

療育手帳* 所持者を障がい程度別にみると、年によって増減はあるものの、すべての障がい程度で増加しています。とりわけ、B2（軽度）については、令和2年度が645人と、平成27年度に比べて大きく増加しています。

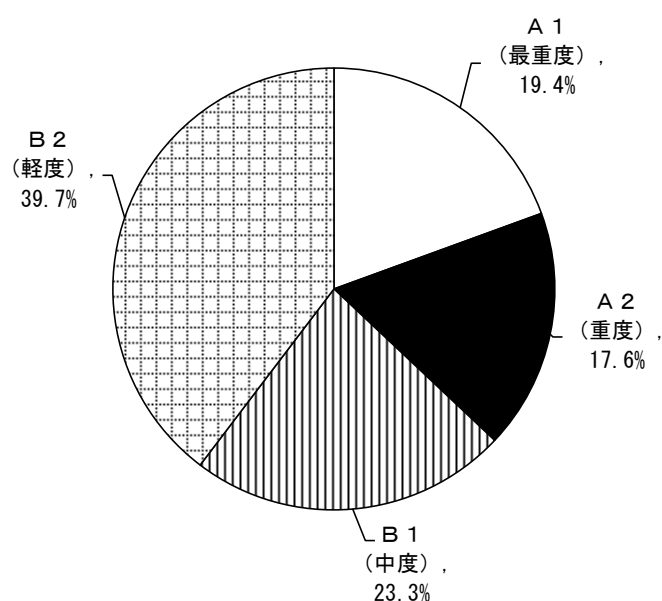
図表 19 療育手帳* 所持者の障がい程度別内訳（各年4月1日現在）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度
A 1（最重度）	257 人 (100.0)	262 人 (101.9)	275 人 (107.0)	274 人 (106.6)	283 人 (110.1)	316 人 (123.0)
A 2（重度）	247 人 (100.0)	251 人 (101.6)	262 人 (106.1)	259 人 (104.9)	288 人 (116.6)	286 人 (115.8)
B 1（中度）	307 人 (100.0)	322 人 (104.9)	344 人 (112.1)	335 人 (109.1)	357 人 (116.3)	379 人 (123.5)
B 2（軽度）	424 人 (100.0)	454 人 (107.1)	505 人 (119.1)	539 人 (127.1)	570 人 (134.4)	645 人 (152.1)
手帳所持者数	1,235 人 (100.0)	1,289 人 (104.4)	1,386 人 (112.2)	1,407 人 (113.9)	1,498 人 (121.3)	1,626 人 (131.7)

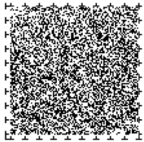
出所：茅ヶ崎市

また、令和2年度の療育手帳* 所持者の障がい程度別構成比をみると、「B2（軽度）」が39.7%と最も多くなっています。一方、「A1（最重度）」は19.4%、「A2（重度）」は17.6%と、全体のうち37.0%が重度以上となっています。

図表 20 療育手帳* 所持者の障がい程度別構成比（令和2年4月1日現在）



出所：茅ヶ崎市



3 精神障がい者及び自立支援医療（精神通院）受給者数

（１）精神障害者保健福祉手帳* 所持者数の推移、障がい程度別内訳

精神障害者保健福祉手帳* 所持者数をみると、平成 27 年度以降、年々増加しています。この要因としては社会情勢等により精神的な疾病を患う方が増加していることにより、手帳を取得する方が増えていることが考えられます。また、障がい程度別にみると、1 級（重度）は減少している一方、2 級（中度）や 3 級（軽度）が増加傾向にあります。

なお、対総人口比（総人口に占める精神障害者保健福祉手帳* 所持者数の割合）も上昇傾向にあります。

図表 21 精神障害者保健福祉手帳* 所持者数（各年 4 月 1 日現在）

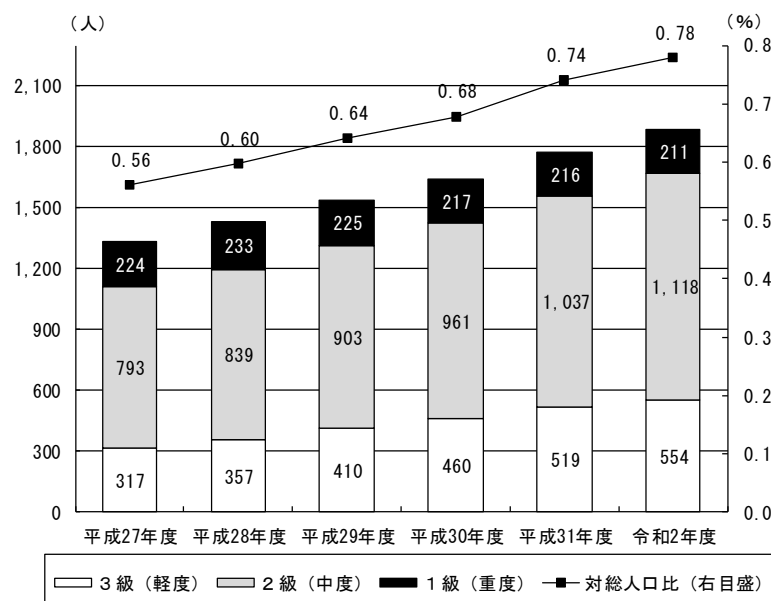
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度
手帳所持者数	1,334 人 (100.0)	1,429 人 (107.1)	1,538 人 (115.3)	1,638 人 (122.8)	1,772 人 (132.8)	1,883 人 (141.2)
1 級（重度）	224 人 (100.0)	233 人 (104.0)	225 人 (100.4)	217 人 (96.9)	216 人 (96.4)	211 人 (94.2)
2 級（中度）	793 人 (100.0)	839 人 (105.8)	903 人 (113.9)	961 人 (121.2)	1,037 人 (130.8)	1,118 人 (141.0)
3 級（軽度）	317 人 (100.0)	357 人 (112.6)	410 人 (129.3)	460 人 (145.1)	519 人 (163.7)	554 人 (174.8)
総人口	238,213 人 (100.0)	239,476 人 (100.5)	239,891 人 (100.7)	241,532 人 (101.4)	241,723 人 (101.5)	241,925 人 (101.6)
対総人口比	0.56%	0.60%	0.64%	0.68%	0.73%	0.78%

注 1) () 内の数値は、平成 27 年度の数値を 100 とした場合の各年度の指数を表している。

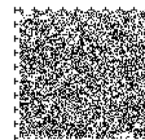
注 2) 総人口：平成 27 年度は平成 22 年国勢調査確定値からの推計。平成 28 年度から令和 2 年度は平成 27 年国勢調査確定値からの推計。

出所：茅ヶ崎市

図表 22 精神障害者保健福祉手帳* 所持者数の推移（各年 4 月 1 日現在）

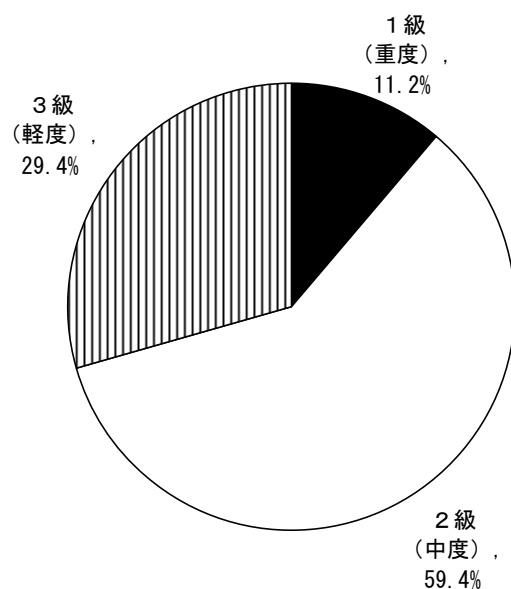


出所：茅ヶ崎市

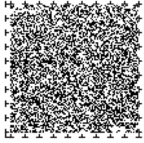


令和2年度の精神障害者保健福祉手帳* 所持者の障がい程度別構成比をみると、「2級(中度)」が59.4%と最も多く、以下、「3級(軽度)」が29.4%、「1級(重度)」が11.2%となっています。

図表 23 精神障害者保健福祉手帳* 所持者の障がい程度別構成比（令和2年4月1日現在）



出所：茅ヶ崎市



(2) 精神障害者保健福祉手帳* 所持者の年齢別内訳

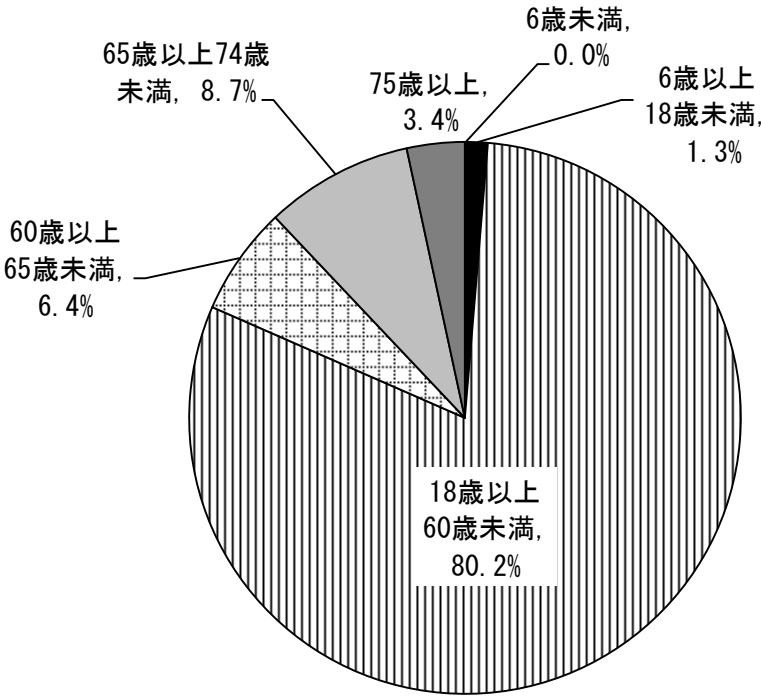
精神障害者保健福祉手帳* 所持者を年齢別にみると、18 歳～64 歳（「18 歳以上 60 歳未満：80.2%」と「60 歳以上 65 歳未満：6.4%」の合計）は全体の 86.6%を占めています。一方、65 歳以上（「65 歳以上 74 歳未満：8.7%」と「75 歳以上：3.4%」の合計）については全体の 12.1%となっています。

図表 24 精神障害者保健福祉手帳* 所持者の年齢別内訳（令和 2 年 3 月 31 日現在）

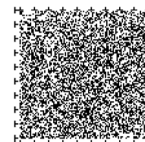
	人数	構成比
6 歳未満	0 人	0.0%
6 歳以上 18 歳未満	25 人	1.3%
18 歳以上 60 歳未満	1,511 人	80.2%
60 歳以上 65 歳未満	120 人	6.4%
65 歳以上 74 歳未満	163 人	8.7%
75 歳以上	64 人	3.4%
手帳所持者数	1,883 人	100.0%

出所：神奈川県

図表 25 精神障害者手帳所持者* の年齢別構成比（令和 2 年 3 月 31 日現在）



出所：神奈川県



(3) 自立支援医療*（精神通院）受給者数の推移

精神疾患で通院する方に支給している自立支援医療*（精神通院）の受給者数をみると、平成27年度以降、年々増加傾向にあります。

また、対総人口比（総人口に占める自立支援医療*（精神通院）受給者数の割合）についても年々上昇傾向にあります。

図表 26 自立支援医療*（精神通院）受給者数（各年4月1日現在）

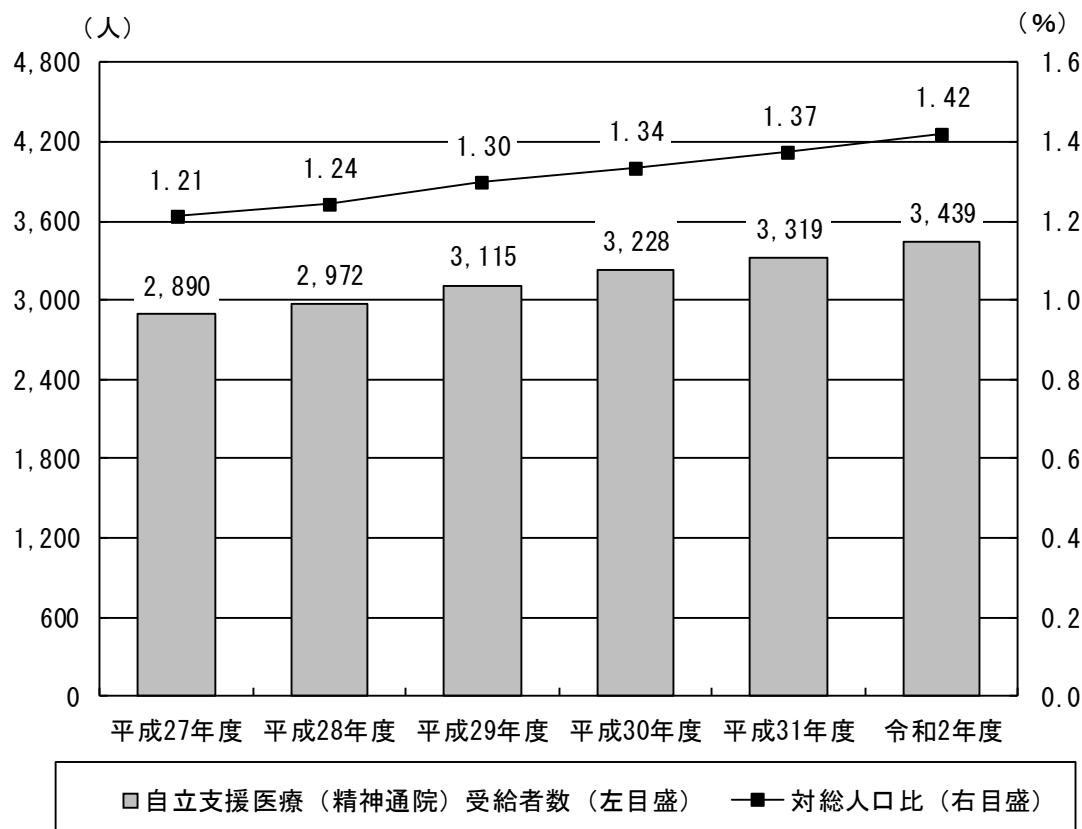
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度
受給者数	2,890 人 (100.0)	2,972 人 (102.8)	3,115 人 (107.8)	3,228 人 (111.7)	3,319 人 (114.8)	3,439 人 (119.0)
総人口	238,213 人 (100.0)	239,476 人 (100.5)	239,891 人 (100.7)	241,532 人 (101.4)	241,723 人 (101.5)	241,925 人 (101.6)
対総人口比	1.21%	1.24%	1.30%	1.34%	1.37%	1.42%

注1) () 内の数値は、平成27年度の数値を100とした場合の各年度の指数を表している。

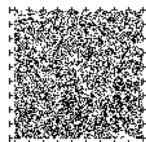
注2) 総人口：平成27年度は平成22年国勢調査確定値からの推計。平成28年度から令和2年度は平成27年国勢調査確定値からの推計。

出所：茅ヶ崎市

図表 27 自立支援医療*（精神通院）受給者数の推移（各年4月1日現在）



出所：茅ヶ崎市



4 その他の障がい

(1) 難病* 患者数

特定疾患医療給付受給者数をみると、平成 27 年以降増減があるものの、令和 2 年は 1,468 人と平成 27 年度と比較して減少しています。

一方、小児慢性特定疾患医療給付受給者数については、平成 30 年以降は増加傾向にあり、令和 2 年は 223 人と平成 27 年に比べて 31.2%増加しています。

図表 28 難病* 患者数（各年 3 月 31 日現在）

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
難病* 患者数計	1,751 人 (100.0)	1,821 人 (104.0)	1,840 人 (105.1)	1,620 人 (92.5)	1,678 人 (95.8)	1,691 人 (96.6)
特定疾患医療給付	1,581 人 (100.0)	1,652 人 (104.5)	1,673 人 (105.8)	1,443 人 (91.3)	1,461 人 (92.4)	1,468 人 (92.9)
小児慢性特定疾患 医療給付	170 人 (100.0)	169 人 (99.4)	167 人 (98.2)	177 人 (104.1)	217 人 (127.6)	223 人 (131.2)
総人口	238,213 人 (100.0)	239,476 人 (100.5)	239,891 人 (100.7)	241,532 人 (101.4)	241,723 人 (101.5)	241,925 人 (101.6)
対総人口比	0.74%	0.76%	0.77%	0.67%	0.69%	0.70%

注 1) () 内の数値は、平成 27 年の数値を 100 とした場合の各年の指数を表している。

注 2) 総人口：各年 4 月 1 日現在の数値。平成 27 年は平成 22 年国勢調査確定値からの推計。平成 28 年から令和 2 年は平成 27 年国勢調査確定値からの推計。

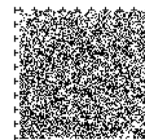
出所：神奈川県、茅ヶ崎市

(2) 発達障がい* 児・者数、高次脳機能障がい* 者数

発達障害* に含まれる障がいは、アスペルガー症候群を含む自閉症スペクトラム (ASD)、学習障害 (LD)、注意欠陥多動性障害 (ADHD) 等多岐に渡っています。一方、高次脳機能障害* は、外傷性脳損傷、脳血管障害等により脳に損傷を受け、その後遺症等として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの認知障がい等を指すものと定義されています。

なお、現在、発達障がい* 児・者及び高次脳機能障がい* 者に関する公式な統計がないため、国内や本市の人数を把握することができません。（ただし、その中には療育手帳* や精神障害者保健福祉手帳* を取得している方もいます。）

なお、厚生労働省が実施した「平成 28 年生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）」によると、平成 28 年時点において、医師から発達障害* と診断された者の数は全国で 48.1 万人（推計値）、医師から高次脳機能障害* と診断された者の数は全国で 32.7 万人（推計値）となっています。



5 障害支援区分

令和元年度中に本市が障害支援区分* の認定をした人数は 425 人です。

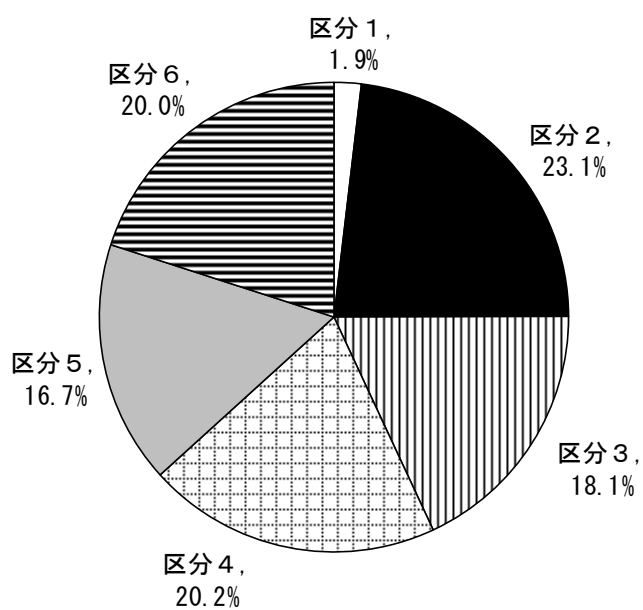
区分別にみると、区分 2 が 23.1% と最も多く、以下、区分 4 (20.2%)、区分 6 (20.0%) の順となっています。

図表 29 障害支援区分* (令和元年度中に障害支援区分* の認定をした人数の内訳)

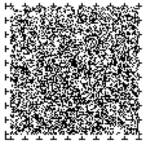
	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	合計
人数	8 人	98 人	77 人	86 人	71 人	85 人	425 人
構成比	1.9%	23.1%	18.1%	20.2%	16.7%	20.0%	100.0%

出所：茅ヶ崎市

図表 30 障害支援区分* (令和元年度中に障害支援区分* の認定をした人数) の構成比



出所：茅ヶ崎市

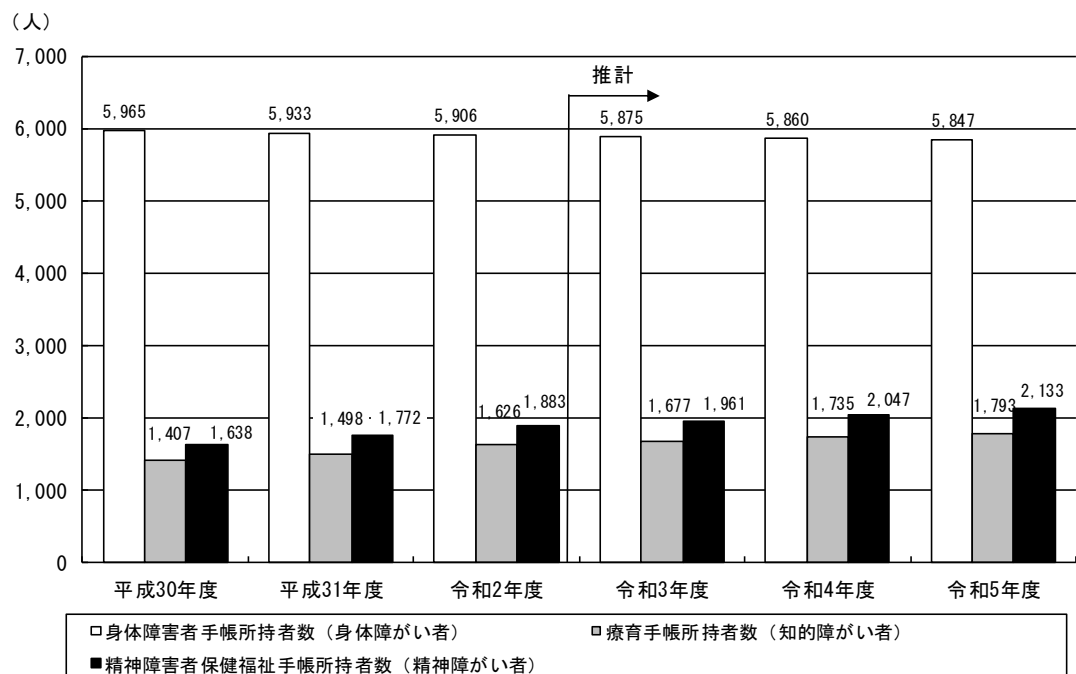


6 各障がいの障害者手帳所持者数の将来推計

障害者手帳所持者数の将来推計にあたっては、まず、各障がいの障害者手帳所持者数の動向や、各障がいの対総人口比を踏まえた上で、令和5年度までの各障がいの対総人口比を推計しました。その後、それらを各年度の将来人口に乗じて、令和3年度、令和4年度、令和5年度の各障がいの障害者手帳所持者数を推計しました。

推計の結果、令和5年度の身体障害者手帳* 所持者数は 5,847 人となり、令和2年度に比べて微減となる見通しとなっています。一方、令和5年度の療育手帳* 所持者数は 1,793 人、精神障害者保健福祉手帳* 所持者数も 2,133 人と令和2年度に比べると増加することが見込まれます。

図表 31 令和5年度までの各障がいの障害者手帳所持者数（推計値）

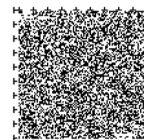


注1）各障がいの障害者手帳所持者数については、過去の数値等を考慮した上で、各障がいの総人口比（総人口数に占める障害者手帳所持者数の比率）を推計し、すでに予測されている総人口数を乗ずることにより、令和3～5年度までの各年度の障害者手帳所持者数を算出した。なお、障害者手帳を取得していない障がい者数も一定数存在することから、実際の各障がいの障がい者数は推計値よりも多いと推測される。

注2）難病* や発達障がい*、高次脳機能障がい* の人数については、データを把握することが困難であること等から推計値を算出していない。

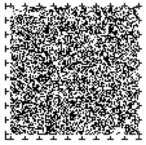
注3）各年度4月1日現在の数値。

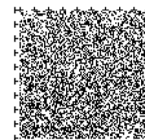
出所：茅ヶ崎市



第 3 章

前計画の振り返り





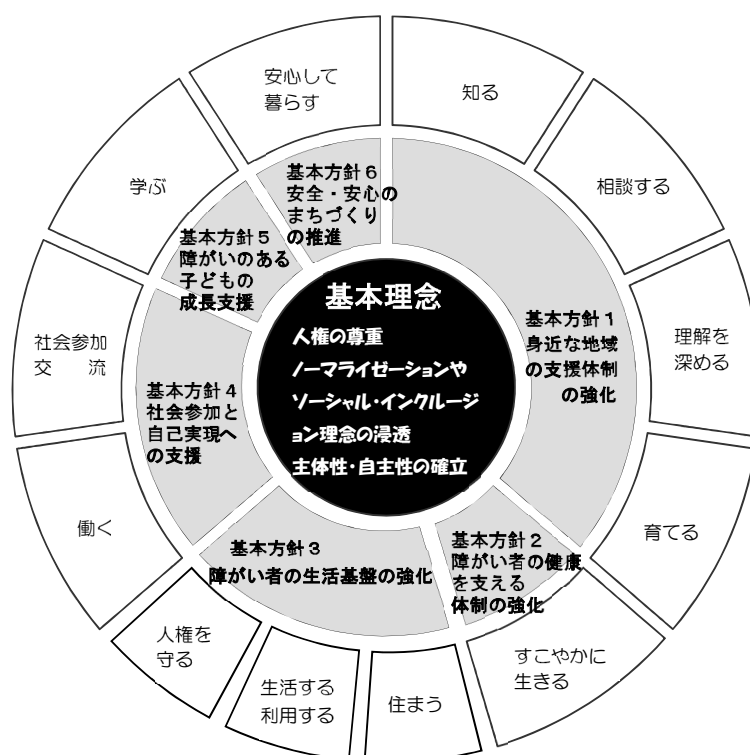
第3章 前計画の振り返り

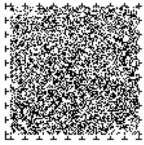
前計画の計画期間である平成30～令和2年度までの障がい者数の推移（第2章：各年度4月1日現在）をみると、身体障害者手帳* 所持者数は5,965人から5,906人とわずかに減少しているものの、療育手帳* 所持者数は1,407人から1,626人（約1.16倍）、精神障害者保健福祉手帳* 所持者数は1,638人から1,883人（約1.15倍）、自立支援医療*（精神通院）受給者数は3,228人から3,439人（約1.07倍）とそれぞれ増加しています。

こうした状況がみられる中、本市では、目指す将来像である「お互いの理解と助け合いのもと だれもが自分らしく生きがいのある暮らしを実現できるまち」の実現に向けて、3つの基本理念と6つの基本方針を計画の中心に位置づけ、様々な施策に取り組んできました。

本章では、前計画において実施した様々な施策について、基本方針ごとに振り返ります。

図表 32 前計画の基本理念・基本方針と「施策の方向性」





1 基本方針 1 「身近な地域の支援体制の強化」

前計画では、「基本方針 1 身近な地域の支援体制の強化」のもと、『知る』『相談する』『理解を深める』『育てる』という4つの施策の方向性を示し、具体的な事業を展開しました。

(1) 施策の方向性：『知る』

施策の方向性『知る』については、誰もが必要な情報を円滑に入手できるよう、障がい特性等に応じた情報提供・情報発信を行いました。具体的には、「多様な方法による情報の提供」「障がい特性を考慮した情報入手への支援」という2つの主要施策を設け、関連する事業を展開しました。

【主な事業の展開】

- 「広報ちがさき」では点字広報及び声の広報を実施したほか、ケーブルテレビにおいて手話通訳付きの市広報番組の放送を実施するなど、継続的に障がい者を対象とした情報提供方法の充実を図りました。
- 市ホームページについては、令和元年 11 月にリニューアルを行い、アクセシビリティチェック*の精度を向上させたほか、令和3年度に実施予定の再リニューアルに向けて、障がい者や関係団体等から意見聴取しました。
- 障害福祉課窓口到手話通訳者を毎日配置したほか、手話通訳者や要約筆記者を派遣する対象者を拡大しました。加えて、図書館への来館が難しい障がい者等を対象として、家庭配本サービスを民間事業者と連携して実施しました。

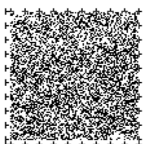


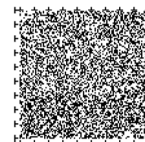
市広報番組「ハーモニアちがさき」（令和2年8月）

【残された課題】

これらの事業は、特に視覚や聴覚に障がいのある方の情報の入手や、利用のしやすさ向上という面で成果を上げたものと考えられます。

他方で、神奈川県ではすでに手話言語条例が制定されていることから、本市でも手話言語条例の制定を求める声があります。また、障害者権利条約*において「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語と定義されており、手話に限らず、知的障がいや精神障がい、発達障がい*といった障がい特性に応じた情報提供方法の検討や情報入手の支援も強く求められています。





こうした点を踏まえれば、障がい者との意思疎通の充実は、引き続き本計画においても取り組むべき課題であると考えられます。

(2) 施策の方向性：『相談する』

施策の方向性『相談する』については、障がい者の日常的な不安の解消と自立支援に向けて、身近な場所で専門的な内容からピアカウンセリング* まで幅広い相談ニーズに対応できる体制を強化することを目的として、「身近な相談窓口の充実」「相談支援体制の強化」という2つの主要施策を設け、関連する事業を展開しました。

【主な事業の展開】

○茅ヶ崎市保健所では、精神保健福祉普及啓発・相談事業、難病地域支援ネットワーク事業等を実施してきましたが、保健分野の機能の本市への移管に伴い、庁内での連携が従来よりも円滑になったことから、幅広い相談ニーズに対応できる体制を構築・強化することができました。

○相談支援体制については、相談支援事業所を4か所、計画相談を担う指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援* 事業所を13か所（前計画比＋1か所）、児童発達支援センター* を2か所（うち1か所は市の指定管理）設置しました。加えて、保健・医療・福祉に関する分野にとらわれない初期相談に応じる福祉相談室* を令和元年10月に新たに1か所開設するとともに、市内13か所ある福祉相談室* のとりまとめやアドバイザー役として相談支援包括化推進員を配置し、障がい児・者や障がい児の保護者が身近な場所で支援が受けられるようになりました。

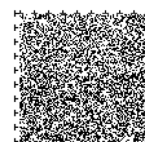
○発達障害専門相談員の巡回相談については、相談支援事業所に加え、指定特定相談支援事業所や通所事業所へ伺い、発達障がい* に関する相談支援の専門性のさらなる強化を図りました。

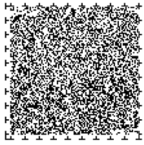
○相談支援体制について協議している自立支援協議会* では、令和元年度から相談支援部会において基幹相談支援センターのあり方を含めた障がい児・者の相談支援体制の方向性について協議しました。また、平成30年度に設置した当事者部会を含む5部会が横断的に連携を深めることにより、当事者主体の相談支援体制の強化に努めました。

【残された課題】

これらの取組を進めたことから、相談支援体制の強化については、一定の進捗がみられたと考えられます。しかしながら、ライフステージ* や社会情勢を反映した多種多様な相談へのニーズが増加していく中で、地域や関係機関と連携した包括的な相談支援体制の推進や、相談支援専門員* の幅広い専門性の向上、支援困難事例等への支援機能の強化等、継続して取り組むべき課題も残されています。

また、本市の現状を踏まえた、基幹相談支援センター機能の強化と設置の方向性について検討していく必要があります。





（３）施策の方向性：『理解を深める』

施策の方向性『理解を深める』については、障がいがあっても、暮らしやすいまちづくりの推進に向けて、市民や行政職員の障がいに関する理解と意識向上を目的として、「障がいの理解を促す市民啓発の充実」「福祉教育の推進」という２つの主要施策を設け、関連する事業を展開しました。

【主な事業の展開】

- 外見からでは分かりにくい内部障がい* や難病* の方等が周囲に配慮を求めやすくするため、ヘルプマーク* の配布や普及啓発を行いました。
- 自立支援協議会当事者部会では、「茅ヶ崎ユニバーサルスポーツフェスティバル」の会場において、障がい理解を促進するためのパネル展示やクイズ、市内学生との座談会を開催しました。
- 障害者週間* 等に合わせて、市役所本庁舎１階の市民ふれあいプラザにおいて、障がいのある方が制作した作品を展示・販売する「ふれあい作品展」や「自閉症児・者作品展」などの各種イベントを開催しました。
- 避難行動要支援者支援制度全体研修会において、知的障がいや発達障がい* の特性を知る機会を提供したほか、行政職員を対象とする障がい特性に関する研修等を定期的に開催し、障がい者の声を聴く機会を設ける等の取組を行いました。



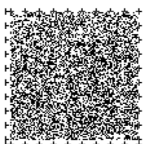
茅ヶ崎市地域作業所連絡会「ふれあい作品展」

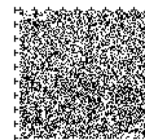
【残された課題】

市民の障がいに対する理解を高めるべく、情報発信やイベント開催等により市民と障がい者がふれ合う機会の拡充、障がい特性に関する啓発情報の発信等の取組を進めてきました。

本計画においても、障がいの範囲の拡大や、障害者差別解消法* の推進、障がい児・者の意思決定支援* に基づいた支援体制の構築を踏まえ、包括的な障がいに対する理解促進への取組を引き続き進めていく必要があります。

また、外見からでは分かりにくい障がいについても、広く市民に対する理解の促進を図る必要があります。





(4) 施策の方向性：『育てる』

施策の方向性『育てる』については、本市の障がい者福祉の現場を支える福祉人材や NPO、ボランティア、医療の確保・育成を目的として、「障がい者福祉に関わる市民活動の充実」「福祉人材の育成」という2つの主要施策を設け、関連する事業を展開しました。

【主な事業の展開】

○まちぢから協議会* において、自治会や各地区の社会福祉協議会* をはじめとする地域の各種団体が集い、地域課題の一つである障がい者福祉に関し、各地域が自発的に課題解決に取り組む機会を設けることができました。

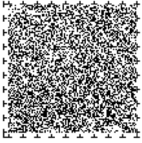
○市内の福祉事業者の連絡会や会議を定期的に行い、情報共有や意見交換を行ったほか、勉強会や質の向上に向けた研修、多職種連携支援を通じ、福祉人材の確保や育成に努めてきました。

【残された課題】

障がい者数や相談件数等が増える中、福祉人材の質と量の充実を図る取組がより一層重要となります。

特に、多様な障がい特性を理解した人材に対するニーズの高まりがみられることから、障がい特性を理解した専門性の高い福祉人材や医療人材の確保、人材の効果的な活用を図る施策が必要になると考えられます。





2 基本方針2「障がい者の健康を支える体制の強化」

前計画では、「基本方針2 障がい者の健康を支える体制の強化」のもと、『すこやかに生きる』という施策の方向性を示し、具体的な事業を展開しました。

（1）施策の方向性：『すこやかに生きる』

施策の方向性『すこやかに生きる』については、障がいを早期に発見し、適切な支援につなげる体制の整備、障がい者の医療へのアクセスの向上を目的として、「障がいの早期発見・支援体制の充実」「地域医療体制の充実」「医療にかかる経済的負担の軽減」という3つの主要施策を設け、関連する事業を展開しました。

【主な事業の展開】

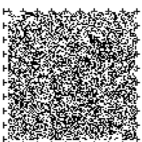
○障がいの早期発見・支援体制の充実に向けて、茅ヶ崎市保健所では、本施策の方向性に関する事業である養育支援事業、療育歯科相談、在宅療養者等訪問口腔ケア推進事業を通じ、地域に密着した支援を継続的に実施しました。また、健診等を通じた障がいの早期発見に努めるとともに、継続した支援が必要な乳幼児については、親子教室やこどもセンター、個別相談での支援を行いながら、市内2か所の児童発達支援センター*（うち1か所は市の指定管理）、幼稚園・保育園・学校・児童クラブ及び放課後等デイサービス*事業所、地域等と連携して切れ目のない支援を行う体制の強化を図りました。

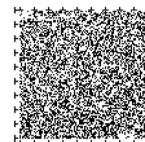
○茅ヶ崎市保健所管内の精神科医療機関と連携を図り、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」について協議しました。

【残された課題】

これらの施策については、市内の障がい者が早期に適切な支援や医療につながる事が可能な体制の整備に向けて、一定の成果を上げたものと考えられます。

その一方で、近年増加している医療的ケア児や医療を必要とする障がい者について、市内や近隣自治体の医療機関での受診が困難であるという状況が続いています。そのため、より広域的な視点で、訪問看護ステーションや福祉と綿密に連携できる医療機関の充実が必要と考えられます。





3 基本方針 3 「障がい者の生活基盤の強化」

前計画では、「基本方針 3 障がい者の生活基盤の強化」のもと、『住まう』『生活する・利用する』『人権を守る』という3つの施策の方向性を示し、具体的な事業を展開しました。

(1) 施策の方向性：『住まう』

施策の方向性『住まう』については、障がい者が地域で生活するための基盤となる住まいを確保するとともに、その住まいで生活を継続していくために必要な支援を行うことを目的として、「多様な住まいの確保」「地域で住み続けるための支援の充実」という2つの主要施策を設け、関連する事業を展開しました。

【主な事業の展開】

○障がい者の地域での生活の場としてニーズの高いグループホームの整備に努めました。その結果、市内のグループホームは、令和2年3月末時点で40か所となり、平成30年4月から7か所増加しました。

○障がい者や高齢者に配慮した住まいの一つとして、借上型市営住宅や新たに市営小和田住宅外複合施設を整備し、供給しました。

○地域で住み続けるための支援の充実に向けて、住宅改修費助成等を実施したほか、病院や施設からの地域移行を促進するために、短期入所*やグループホームの体験入居を支給決定したほか、グループホーム入居者への家賃補助を行いました。

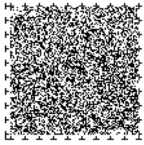


市営小和田住宅外複合施設

【残された課題】

障がい者の地域での自立した生活の実現や親亡き後を見据えた、障がい特性や障がいの状況に応じたグループホームの整備の促進や、一人暮らしを希望する障がい者が地域で安心して暮らせるような地域の支援体制の整備の取組が必要であると考えます。

また、住宅改修の助成を実施し、障がい児・者が住みよい環境を整備するためにバリアフリー*化を促進することが重要です。



(2) 施策の方向性：『生活する・利用する』

施策の方向性『生活する・利用する』については、障がい者が地域で自分らしく生活を送ることができるよう、「日常生活を支援する福祉サービスの充実」「障がい者の外出支援の充実」という2つの主要施策を設け、関連する事業を展開しました。

【主な事業の展開】

- 「日常生活を支援する福祉サービスの充実」に向けた取組として、サービス等利用計画*を踏まえて、障害者総合支援法*や児童福祉法*に基づく様々な障害福祉サービスの利用促進や活用を図りました。
- 地域生活支援拠点の整備に向けた課題を整理するため、地域生活支援拠点整備連絡会を開催し、緊急時における支援機関の体制整備について検討しました。
- 障がい児・者が住み慣れた地域で安心して生活できる環境の整備を目的として、緊急時の一時的な宿泊や体験的宿泊を行う安心生活支援事業を実施しました。

【残された課題】

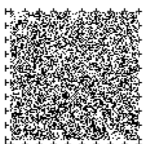
施設に入所している方や病院に入院している方が地域生活へ移行していくためには、暮らしの場の確保だけでなく、地域移行後の生活を支える様々な支援（通院介助、服薬管理、日中活動の場の確保、外出の支援、金銭管理等）や地域の協力が必要となります。

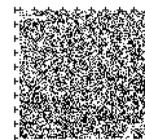
特に障がい者の地域移行を進める上で重要な施策として、地域生活支援拠点の整備が挙げられます。現在、地域生活支援拠点整備連絡会において緊急時の受入・対応等の検討を行っていますが、これら以外にも障がいの特性に対応できる専門人材や体験の機会の不足等、多くの課題が残されています。これらは本市のみならず全国的な課題であることから、本計画においても、同支援拠点の整備及び機能の充実について、引き続き検討を重ねていく必要があります。

また、「安心生活支援事業」については、平成29年度の開始当初以降、1事業所でしか実施しておらず、事業所数を増やせていない現状があります。こうしたことから、事業の内容や目的等の見直しを行っていく必要があります。

加えて、これらの事業と並行し、本計画に基づいた、福祉サービスの質と量の確保に取り組むことで、地域移行後の生活を支える各種福祉サービスの充実を図ることが重要です。そのため、障がい者の家族の介護負担軽減に向け、居宅介護*、重度訪問介護*等の訪問系サービス、短期入所*や日中一時支援*、放課後等デイサービス*等の充実も求められます。

さらに、障がい者や家族の高齢化に伴い、介護保険制度の活用やその関係機関との、より緊密な連携が必要とされています。介護保険法では、共生型サービスが創設され、障害福祉サービスを実施する事業所が介護保険法のサービスを実施する形態も考えられます。障がい福祉と介護保険の制度との連携を深め、それぞれの制度が適切に活用されるような体制づくりが必要とされています。



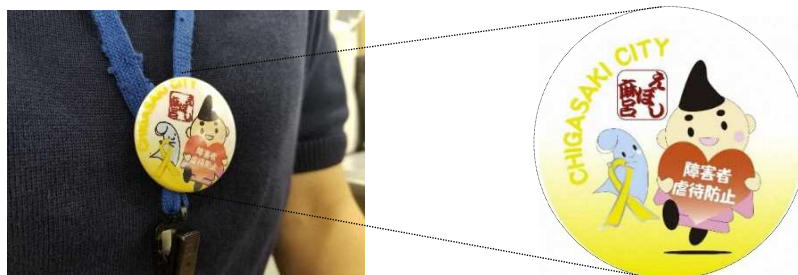


（３）施策の方向性：『人権を守る』

施策の方向性『人権を守る』については、障がい者が虐待や差別を受けることなく、権利を尊重されながら地域で安心して暮らせるよう、「権利擁護* 制度の利用促進」「障がい者への差別及び虐待防止の普及啓発」に関する取組を行いました。

【主な事業の展開】

- 障がい者の権利擁護* の充実を図るため、「茅ヶ崎市成年後見支援センター事業」を特定非営利活動法人湘南ふくしネットワークオンブズマンに委託しました。加えて、社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会における法人後見の実施や市民後見人* の養成など、関係機関等によるネットワークを活用し、成年後見制度* の普及・啓発を継続的に実施しました。
- 成年後見利用支援事業としては、市長申し立てについて、平成 30 年度 6 件、令和元年度 1 件の実績がありました。
- 津久井やまゆり園の入所者を対象とする神奈川県主催の意思決定支援担当者会議にて、本人の意思決定支援* を実施しました。その中で、令和元年度にはグループホームに移行された方もいます。
- 平成 30～令和元年度には、自立支援協議会の代表者会議において、意思決定支援* を年間共通のテーマとして協議しました。
- 「障がい者への差別及び虐待防止の普及啓発」については、障害者虐待防止センターを設置し、障がい者の虐待防止に向けた取組を実施するとともに、障害者差別解消法* に基づく合理的配慮* を促進するため、施策の方向性『理解を深める』における事業と一体となった取組を行いました。



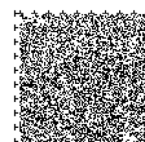
差別解消の缶バッチを配布・着用（令和元年度）

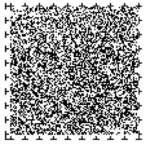
【残された課題】

障害者虐待防止法* や障害者差別解消法*、「ともに生きる社会かながわ憲章」に基づく意思決定支援*、障がい者の権利擁護*・人権擁護、さらには社会的障壁を取り除き、合理的配慮*を進めるための施策を実施してきましたが、こうした取組については、本計画でもさらなる充実・強化を図ることが必要になると考えます。

また、権利擁護* の観点からは、現行制度の利用を促進するため、当事者と市民後見人* を結びつける仕組みや市民後見人* のさらなる養成、研修等によるフォローアップ、受任後の支援など活動を支援する必要があります。

併せて、障がい児・者を主体とした意思決定支援* に関する取組を障がい福祉施策全体で進めていくことが必要となります。





4 基本方針4「社会参加と自己実現への支援」

前計画では、「基本方針4 社会参加と自己実現への支援」のもと、「働く」「社会参加・交流」という2つの施策の方向性を示し、具体的な事業を展開しました。

(1) 施策の方向性：『働く』

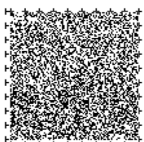
施策の方向性『働く』については、障がい者就労に関する理解促進に向けた施策を行うとともに、障がい者の働く意欲の向上やスキルアップの支援、就労しやすい環境づくり、就労機会の拡大、工賃アップ等を目的として、「就労意欲の高い障がい者への支援」「障がい者雇用の普及促進」という2つの主要施策を設け、関連する事業を展開しました。

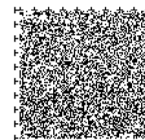
【主な事業の展開】

- 障がい者の就労機会の拡大に向けて、ハローワークと連携し、平成30年度は4社、令和元年度は5社の市内企業を訪問し、障がい者雇用に対する意識啓発をしました。併せて、本市を含む2市1町で障害者合同面接会を開催する等の障がい者雇用の促進に努めました。
- 庁内職場体験事業を年6回実施するとともに、行政職員を対象に障がい特性に関する研修会を実施する等、障がい者就労の職域拡大と行政職員の障がい者への理解促進に努めました。
- 店舗活用型就労支援事業として「サザンポ」「Cafe.COM (カフェ・ドットコム)」「カフェさぶれ」(カフェさぶれは令和元年12月に終了)の3店舗において、就労訓練の機会を提供しました。
- 一般就労へ移行した障がい者が職場定着できるよう、環境の変化で生じる様々な問題の解決を支援するため、平成30年4月に障害福祉サービスの中に「就労定着支援*」が創設され、平成30年度は8名、令和元年度は26名に対して支給決定を行いました。
- 障害者優先調達推進法*に基づき、障がい者就労施設等からの調達も進めており、平成30年度は受注できる作業の変更等により目標額5,300千円に対し実績額4,554千円と目標額を下回りましたが、令和元年度は目標額3,000千円に対し実績額3,095千円と、目標額を上回る実績となりました。



サザンポ





【残された課題】

障害者雇用促進法* の改正に伴い、平成 30 年度から障がい者の法定雇用率が民間企業で 2.2%、国・地方公共団体等で 2.5%と、それぞれ従来よりも 0.2 ポイント引き上げられました。また、令和 3 年 4 月までに民間企業が 2.3%、国・地方公共団体等が 2.6%と、さらに 0.1 ポイント引き上げられます。

新型コロナウイルス感染症の影響が懸念されるものの、企業等で障がい者が安心して働き続けられるよう、企業における障がい特性の理解をより一層進める必要があります。

併せて、就労支援だけに留まらず、就労先での職場定着を支援する就労定着支援* について、さらなる充実を図ることが求められます。

(2) 施策の方向性：『社会参加・交流』

施策の方向性『社会参加・交流』については、障がい者の社会参加意欲の向上や社会参加機会の確保を図ることを目的として、「多様な活動への支援」「障がい者自身の活動意欲の向上」という 2 つの主要施策を設け、関連する事業を展開しました。

【主な事業の展開】

○障がい者の社会参加を拡大するため、地域活動、生涯学習、スポーツ活動等への参加支援をはじめとする取組を実施しました。

○障がい者の自立と社会参加への意欲の向上を図るための施策として、障がい者団体が行う催し物や地域交流事業等への支援を行いました。

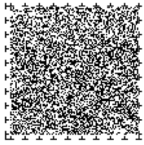
【残された課題】

これらの取組を継続して実施しているものの、地域の行事等への障がい者の参加が少ない現状があり、より多くの障がい者が参加しやすい企画の検討や会場におけるバリアフリー* 化の推進等、気兼ねなく参加ができるような環境づくり、一緒に参加する仲間としての声掛け（お誘い）等、外出支援等が必要になると考えられます。

また、平成 30 年 6 月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、障がい者の文化芸術活動の一層の充実が求められています。

ひいては、施策の方向性『理解を深める』における事業と一体的に、市民の障がい特性についての理解を進め、障がい者の社会参加・交流を促進する取組を講じることが重要となります。





5 基本方針5「障がいのある子どもの成長支援」

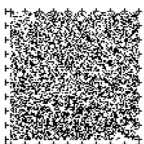
前計画では、「基本方針5 障がいのある子どもの成長支援」のもと、『学ぶ』という施策の方向性を示し、具体的な事業を展開してきました。

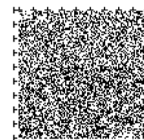
(1) 施策の方向性：『学ぶ』

施策の方向性『学ぶ』については、障がいのある子どものすこやかな成長に向けて、就学前から就学期、学校卒業後の進路等について障がい福祉、保育、教育等の関係者が連携し、切れ目のない支援体制を構築することを目的として、「療育体制の整備」「保育、教育における支援の充実」という2つの主要施策を設け、関連する事業を展開しました。

【主な事業の展開】

- 令和元年度の療育相談件数は 3,733 件と、平成 29 年度に比べて 37 件増加していることから、療育相談に対するニーズの高まりがみられます。
- 療育体制の整備については、切れ目のない支援を目的として、自立支援協議会のそだちの支援部会（現、つながり支援部会）において、支援を必要とする子どもの保護者が、子どもの各ライフステージ*において利用する支援機関に対して、子どもの出生時からの様子を円滑に伝えるためのシート「そだちのいっぽ」を作成しました。
- 「保育、教育における支援の充実について」は、教育と福祉の連携を深めるため、つながり支援部会と教育委員会が連携し、特別支援教育担当者会等にて福祉のサービス体系や教育側の仕組みを双方で学び合う勉強会を実施しました。
- 茅ヶ崎市保健所の小児等在宅医療推進連絡会において、重度の医療的ケア児等への支援の一環として、平成 30 年度に障がい児のニーズに応じた個別の避難訓練等を実施したほか、令和元年度は「災害時人工呼吸器装着児・者のための手引き」を作成しました。
- 増加する発達障がい*児・者への支援については、発達特性に関する理解を深め、かつ支援に必要なスキルの向上を図ることを目的に、臨床心理士が「発達障害専門相談員」として市内の相談支援事業所や適時、通所事業所への巡回相談を行うとともに、研修会や事例検討会を実施しました。
- 教育と福祉の連携の必要性が高まっている中で、児童クラブ（学童保育）においても支援が必要な児童がいることから、令和2年度から自立支援協議会のつながり支援部会に、ちがさき学童保育の会を加えて協議を行いました。





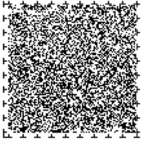
【残された課題】

切れ目のない支援体制の構築は、未だ十分ではありません。障がい特性や程度に応じた丁寧な支援と、ライフステージ* に応じて変化する障がい児・者のニーズに対して、必要な相談やサービスを提供していくためには、前計画で取り組んだ保健、医療、福祉、教育等の連携をさらに充実させていくとともに、地域との協力を深めていくことが必要となります。

現在、学校においてインクルーシブ教育* の推進が図られています。その過程においては、発達障がい* をはじめとする障がい特性に関する教員の理解を促進し、その子に合った学びの形を提供することが重要となります。

また、自立支援協議会では、ともに学校生活を過ごす子どもたちの障がいに関する理解を深めていくことの必要性について言及されており、交流プログラム等の学びの機会の提供が求められています。





6 基本方針6「安全・安心のまちづくりの推進」

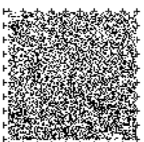
前計画では、「基本方針6 安全・安心のまちづくりの推進」のもと、『安心して暮らす』という施策の方向性を示し、具体的な事業を展開しました。

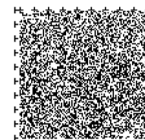
(1) 施策の方向性：『安心して暮らす』

施策の方向性『安心して暮らす』については、障がい者が安全・安心に地域で暮らすことができるよう、ハード・ソフト両面のバリアフリー*を推進するとともに、自然災害等の緊急時に障がい者の生活を支援する体制を強化することを目的として、「ユニバーサルデザイン*のまちづくりの推進」「利用しやすい公共交通機関の整備」「災害から障がい者を守る体制の強化」という3つの主要施策を設け、関連する事業を展開しました。

【主な事業の展開】

- 「ユニバーサルデザイン*のまちづくりの推進」については、「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に基づく道路や建築物等の設置者に対する相談、指導・助言や「茅ヶ崎市公共サインガイドライン」に基づく分かりやすい案内の設置等、障がい者に配慮したまちづくりを推進しました。
- ハード面においては、市内小学校への車いす使用者用便所（トイレ）の設置や中央公園管理棟建替工事に伴うトイレのバリアフリー*化等に取り組みしました。
- ソフト面においても、茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会市民部会において、令和元年度に「広報ちがさき」や「デジタルサイネージ（市庁舎内及びJR茅ヶ崎駅）」等のツールや媒体を用いた普及啓発、市内小学校において障がい者と児童との交流を重視した「心のバリアフリー教室」が開催されました。加えて、コミュニティバスえぼし号や予約型乗り合いバスの運行改善の検討や交通空白地区解消に向けた実証実験等の取組を実施しました。
- 「利用しやすい公共交通機関の整備」については、神奈川県鉄道輸送力増強促進会議を通じ、国や東日本旅客鉄道株式会社（JR東日本）をはじめとする鉄道事業者等に対して要望を行いました。
- 「災害から障がい者を守る体制の強化」については、災害対策基本法に基づく避難行動要支援者支援制度の周知及び同意への働きかけを進めるとともに、災害時に避難行動要支援者名簿*を使用する避難支援等関係者に対する研修会を実施したほか、個々の状況に応じた「個別支援計画」の作成に向けた取組について検討を進めました。
- 本市にも大きな影響をもたらした令和元年東日本台風（台風19号）後には、福祉避難所の情報交換会を開催し、台風の振り返りや福祉避難所の開設・運営についての意見交換、全国の各自治体の取組について情報共有しました。





時刻	駅名	系統	行き先	経由地	バス
Time	Sta. Name	Route	Destination	Major Stop	Vehicle
11:20	1	茅ヶ崎駅南口	松尾		定期通り
11:20	2	辻堂駅南口	兵竹		定期通り
11:25	2	辻堂駅南口	兵竹		定期通り
11:30	1	浜見平地	西浜		定期通り
11:34	3	市立病院	村		
11:38	5	市立病院	村		

※ 高気圧で表示されている際は、予定時刻に到着できない場合があります。

8月2日(金)11:19 お知らせ 情報総合案内

ありがとうございます! 電車やバスで席を譲っていただいて
結構はつわりで気分が悪かったり、お腹が痛く後ろのバランスが不安定な場合があります。車内では座ることができると思います。

立ってるのが
つらい...

こころのバリアフリー
心と体のバリアフリー

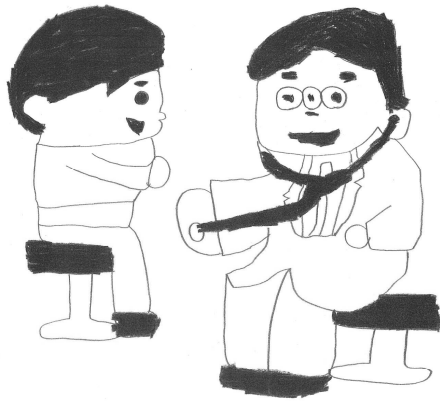
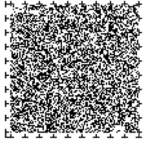
デジタルサイネージ（JR 茅ヶ崎駅自由通路内）

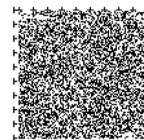
出所：茅ヶ崎市

【残された課題】

前計画に引き続き、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）の令和2年6月の一部改正を踏まえ、本計画においてもハード・ソフト両面のバリアフリー* 化や利用しやすい公共交通機関の整備を進めていく必要があると考えられます。

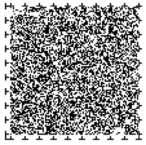
また、避難行動要支援者名簿* についても直面した災害の状況を踏まえつつ、より実態に合った名簿提供及び活用の方法を検討する必要があります。さらに新型コロナウイルス感染症のまん延防止の対応を含めた避難のあり方とその支援の方法も新たな課題として挙げられます。

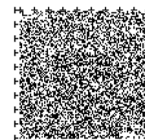




第4章

本計画において 取り組むべき課題と施策の展開





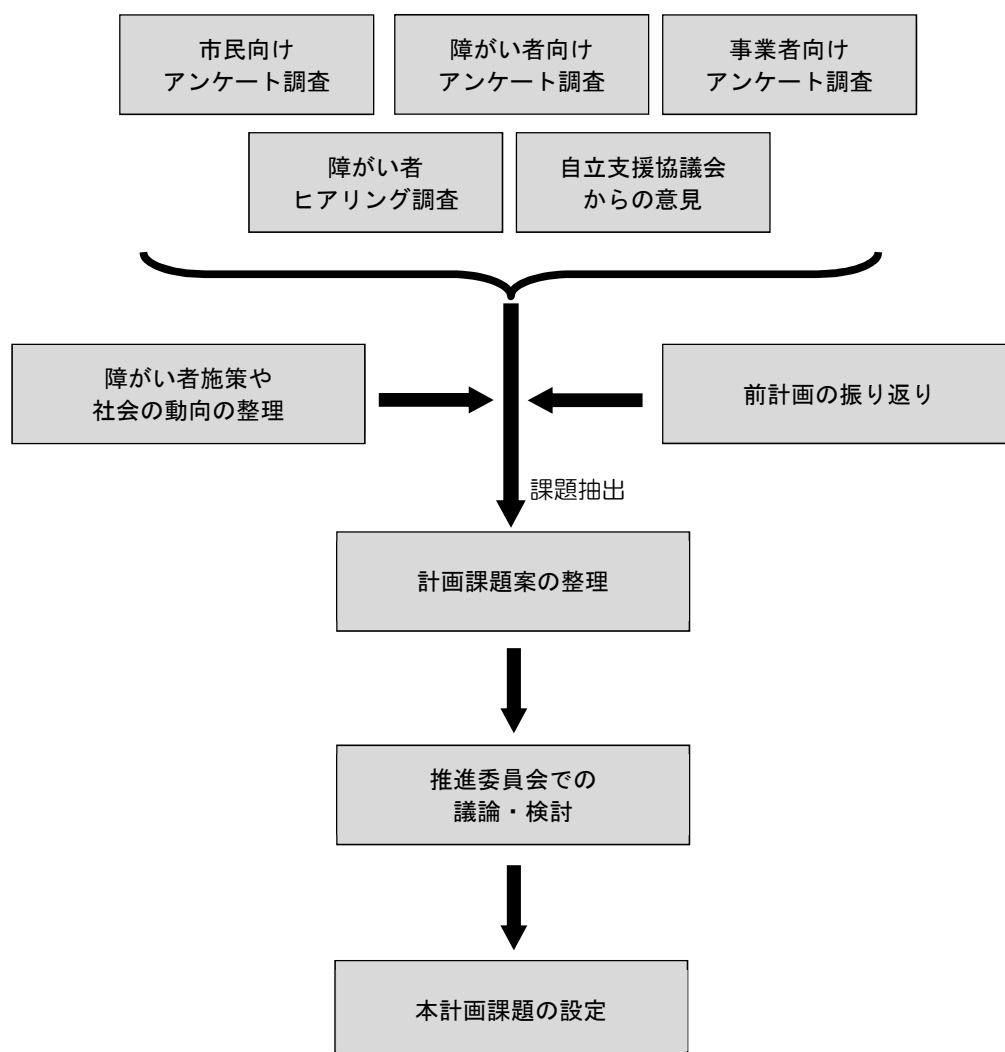
第4章 本計画において取り組むべき課題と施策の展開

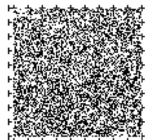
1 課題抽出のプロセス

本計画の策定にあたっては、障がい者や市民、事業者に向けたアンケート調査、障がい者ヒアリング調査、及び自立支援協議会からの意見等により、障がい福祉施策に対するニーズや施策における課題を把握しました。また、国や県の障がい者施策や社会の動向の整理、前計画の振り返りを実施しました。

これらの調査結果等から計画課題案を整理し、同案に関する推進委員会での議論を踏まえ、本計画において取り組むべき課題を設定しました。

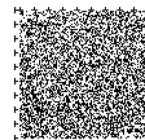
図表 33 課題抽出のプロセスのフロー図



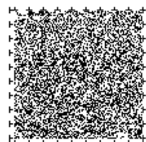


2 取り組むべき課題と施策の展開

基本方針 1 身近な地域の支援体制の強化			ページ	
	1-1 知る	1-1-1 施策のさらなる周知啓発 障がい特性に応じた適切な情報提供・ 発信方法の実施	52	
	1-2 相談する	1-2-1 相談先の専門性・利便性・多様性の向上	54	
		1-2-2 相談員の質・量の充実		
		1-2-3 ライフステージ* に応じた 支援体制づくり		
	1-3 理解を深める	1-3-1 市民における障がい特性への さらなる理解促進	56	
		1-3-2 行政や関係機関などの障がいに対する 理解の底上げ		
		1-3-3 障がい者の抱える問題などを話し合える 機会の創出		
	1-4 育てる	1-4-1 福祉・医療人材の質・量の充実	58	
	基本方針 2 障がい者の健康を支える体制の強化			ページ
			2-1 すこやかに生きる	2-1-1 身近な場所で円滑に医療サービスを 利用できる体制の整備
基本方針 3 障がい者の生活基盤の強化			ページ	
	3-1 住まう	3-1-1 障がい特性や高齢化に応じた 住まいの確保	62	
		3-1-2 地域での自立した生活の実現や親亡き後を 見据えた障がい者の支援		



		3-2-1 ニーズに応じた福祉サービスの質・量の 充実、利用の柔軟化	64
	3-2 生活する・ 利用する	3-2-2 ニーズに応じた関係機関の連携による 切れ目のない支援の実施	
		3-2-3 介護家族の負担軽減のための取組の充実	
	3-3 人権を守る	3-3-1 障がい理解と「合理的配慮*」の意識浸透に 向けたより一層の取組	66
		3-3-2 障がい者の人権を守るための施策の充実	
基本方針 4 社会参加と自己実現への支援			ページ
8 働きがいも 経済成長も 10 人や国の不平等 をなくそう	4-1 働く	4-1-1 障がい者の就労機会の拡大に向けた 企業等における理解の促進	68
		4-1-2 就労及び定着に向けた当事者・企業等への 支援体制の充実	
	4-2 社会参加・ 楽しむ	4-2-1 社会参加の阻害要因の整理、気兼ねなく 交流できる環境づくり	70
基本方針 5 障がいのある子どもの成長支援			ページ
4 質の高い教育を みんなに 10 人や国の不平等 をなくそう	5-1 学ぶ	5-1-1 就学前から就学後までの切れ目のない 支援	72
		5-1-2 教員の障がいに関する理解の促進と専門 性の向上	
		5-1-3 インクルーシブ教育* の浸透	
基本方針 6 安全・安心のまちづくりの推進			ページ
10 人や国の不平等 をなくそう 11 住み続けられる まちづくりを	6-1 安心して暮らす	6-1-1 障がい者が安心して生活できるまちづくり	74
		6-1-2 障がい特性に配慮した避難場所、 支援方法等の充実	



基本方針 1 身近な地域の支援体制の強化

1-1 『知る』

10 人や国の不平等をなくそう



【障がい者向けアンケート】

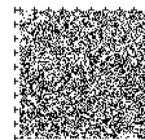
今後、福祉施策を充実するために力を入れていくことが必要なことについてみると、全体では、「相談しやすい体制の充実」が 35.2%と最も多く、以下、「入手しやすい情報の提供」（32.8%）、「日常生活を支援する福祉サービス等の充実」（24.6%）の順となっています。

図表 34 今後、福祉施策を充実するために力を入れていくことが必要なこと（複数回答）

	入手しやすい 情報の提供	相談しやすい 体制の充実	障がい福祉に 関わる 市民活動への 支援	保健・医療 体制の充実	住まいを 支える 福祉サービス等 の充実
身体障がい (n=299)	38.5%	35.5%	7.4%	29.8%	10.0%
知的障がい (n=106)	20.8%	35.8%	7.5%	17.0%	21.7%
精神障がい (n=101)	30.7%	36.6%	9.9%	22.8%	13.9%
障がい児 (n=94)	33.0%	31.9%	1.1%	18.1%	10.6%
発達・高次脳 (n=14)	21.4%	42.9%	7.1%	14.3%	7.1%
難病 (n=8)	25.0%	25.0%	0.0%	37.5%	0.0%
全体 (n=622)	32.8%	35.2%	6.8%	24.4%	12.5%
	日常生活を 支援する 福祉サービス等 の充実	就労しやすい 環境づくり	障がいに関 する 市民意識の向上 (障がい特性・ 福祉に関する 理解を深める)	地域活動への 参加促進	保育・療育・ 教育体制の 充実
身体障がい (n=299)	26.8%	10.0%	10.0%	2.3%	2.3%
知的障がい (n=106)	19.8%	25.5%	15.1%	0.9%	8.5%
精神障がい (n=101)	22.8%	37.6%	16.8%	3.0%	5.0%
障がい児 (n=94)	27.7%	26.6%	21.3%	2.1%	38.3%
発達・高次脳 (n=14)	7.1%	42.9%	7.1%	7.1%	0.0%
難病 (n=8)	25.0%	12.5%	0.0%	0.0%	25.0%
全体 (n=622)	24.6%	20.4%	13.5%	2.3%	9.5%
	快適に 暮らせる まちづくり	人権を守る 仕組みの充実	外出に 必要な体制の 充実	その他	無回答
身体障がい (n=299)	21.1%	5.4%	17.1%	0.7%	14.7%
知的障がい (n=106)	16.0%	27.4%	8.5%	0.9%	14.2%
精神障がい (n=101)	8.9%	10.9%	7.9%	3.0%	8.9%
障がい児 (n=94)	16.0%	4.3%	9.6%	2.1%	9.6%
発達・高次脳 (n=14)	0.0%	35.7%	7.1%	0.0%	21.4%
難病 (n=8)	12.5%	0.0%	25.0%	0.0%	25.0%
全体 (n=622)	16.9%	10.5%	12.9%	1.3%	13.2%

(注) 各障がい種別で回答割合が高い上位3項目を網掛けしています(「その他」、「無回答」は除く)。

出所：茅ヶ崎市



【障がい者ヒアリング調査・事業者アンケート・自立支援協議会からの主なご意見】

- ・ 地域包括支援センター* や福祉相談室* を知らない人が多い。【精神障がい】
- ・ どこへ行けば必要な情報が得られるのか不明である。【精神障がい】
- ・ 潜在的に悩みがある保護者にも行き渡るような情報の提供が必要である。【発達障がい*（児童）】
- ・ 公共の場での音声以外の案内の実施を希望する。【聴覚障がい】
- ・ （自立支援協議会の活動や作成された資料を）茅ヶ崎市ホームページで探しにくい。簡単にアクセスできる工夫が今後必要である。【つながり支援部会】

障がい者施策・社会の動向
(第1・2章)

前計画の振り返り
(第3章：32 ページ)



【取り組むべき課題】

- 施策のさらなる周知啓発が求められます。
- 障がい特性に応じた適切な情報提供・発信方法を検討することが求められます。



【課題を踏まえた上での施策の展開】

1-1-1 施策のさらなる周知啓発

障がい特性に応じた適切な情報提供・発信方法の実施

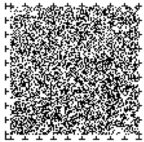
- ・ 障がい者が日々の生活に関する情報はもとより、災害発生時に必要な情報を円滑に入手できるよう、多様な方法・手法により情報発信します。
- ・ 市ホームページにおける情報の充実に取り組むとともに、現在もニーズが高い「広報ちがさき」など紙媒体による情報発信も継続的にを行います。
- ・ 障がいがあることにより情報の入手が制限されないよう、意思疎通支援の充実に継続的に取り組みます。
- ・ 「この情報はこのように理解すればよい」といった「導く支援」や「かみ砕き（読解）支援」など、障がい特性や年齢に応じた適切な情報発信に取り組みます。

＜かみ砕き（読解）の事例＞

「ご記入が終わりましたら、同封されている返信用封筒に入れてポストに投函してください。なお、切手を貼っていただく必要はありません。」

→「書き終わりましたら、封筒と一緒に入っている返信用封筒に入れて、お近くにある郵便ポストに入れてください。なお、切手は貼らなくても届きますので、切手を貼らないで出してください。」



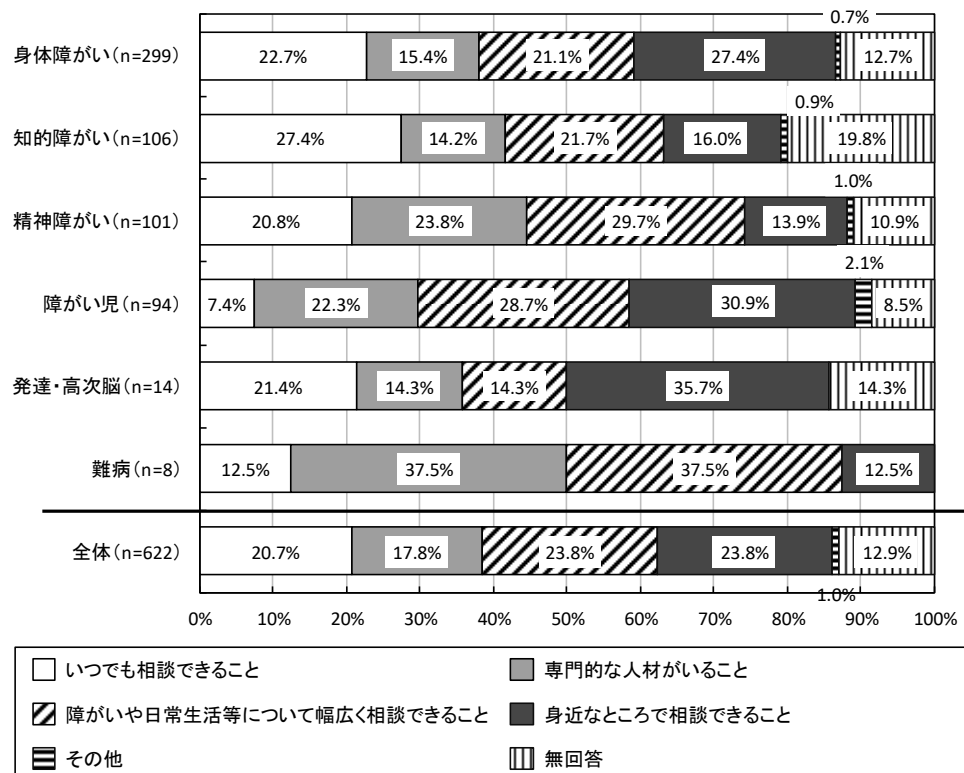


1-2 『相談する』

【障がい者向けアンケート】

相談機能を充実させるために最も必要なことについてみると、全体では、「障がいや日常生活等について幅広く相談できること」と「身近なところで相談できること」がそれぞれ 23.8%と最も多くなっています。

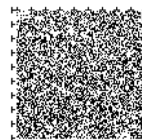
図表 35 相談機能を充実させるために最も必要なこと（単一回答）



出所：茅ヶ崎市

【ヒアリング調査・事業者アンケート・自立支援協議会からの主なご意見】

- ・ 障がい特性を踏まえた上での相談支援の充実が必要である。【発達障がい*（大人）】
- ・ 高次脳機能障がい* に特化した相談機関を設置してほしい。【高次脳機能障がい*】
- ・ 当事者の高齢化に対応した相談支援体制を構築してほしい。【内部障がい*（ぼうこう・直腸）】
- ・ 困りごとを発見して、解決につなげる「コンシェルジュ」のような相談支援体制を構築してほしい。【発達障がい*（大人）】
- ・ 市全体で相談支援体制を再検討し、連携・役割の明確化を図ることにより、制度のはざまの問題や複雑化した課題へも対応できる体制を構築することが必要である。【事業者アンケート】
- ・ 相談支援専門員* の連携強化や役割分担の整理が必要である。【相談支援部会】
- ・ 夜中に体調が優れないときにも、相談（連絡）できるところがあるとよい。【当事者部会】



障がい者施策・社会の動向
(第1・2章)

前計画の振り返り
(第3章：33ページ)



【取り組むべき課題】

- 相談先の専門性・利便性・多様性の向上を図ることが求められます。
- 相談員の質・量の充実が求められます。
- ライフステージ*を通じた切れ目のない相談支援体制の構築（相談支援体制の再構築）が求められます。



【課題を踏まえた上での施策の展開】

1-2-1 相談先の専門性・利便性・多様性の向上

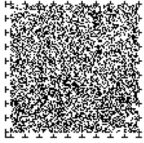
- ・障がい者の日常的な不安解消と自立支援に向けて、日常生活の悩みから専門的な相談、ピアカウンセリング*まで幅広い相談体制の強化を図ります。
- ・相談先がない障がい者が、身近でかつ気軽に相談できるよう関係機関とさらなる連携を図ります。
- ・障がい特性や高齢化など複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制（相談体制）の構築に向けた検討を進めます。

1-2-2 相談員の質・量の充実

- ・地域で暮らしていくために必要な支援をともに考える相談員と障がい者がつながり、個々の困りごとに合った支援を受けることができるよう、相談員の質・量の充実に向けた関係機関への情報提供や働きかけ、人材育成に努めます。

1-2-3 ライフステージ*に応じた相談支援体制づくり

- ・ライフステージ*の変化やこれまでの形では支援が難しいケースなどに対応するため、関係機関との役割の明確化や縦横のつながりの強化を図るとともに、基幹相談支援センターを含めた市全体の相談支援体制の再検討・再構築に取り組みます。

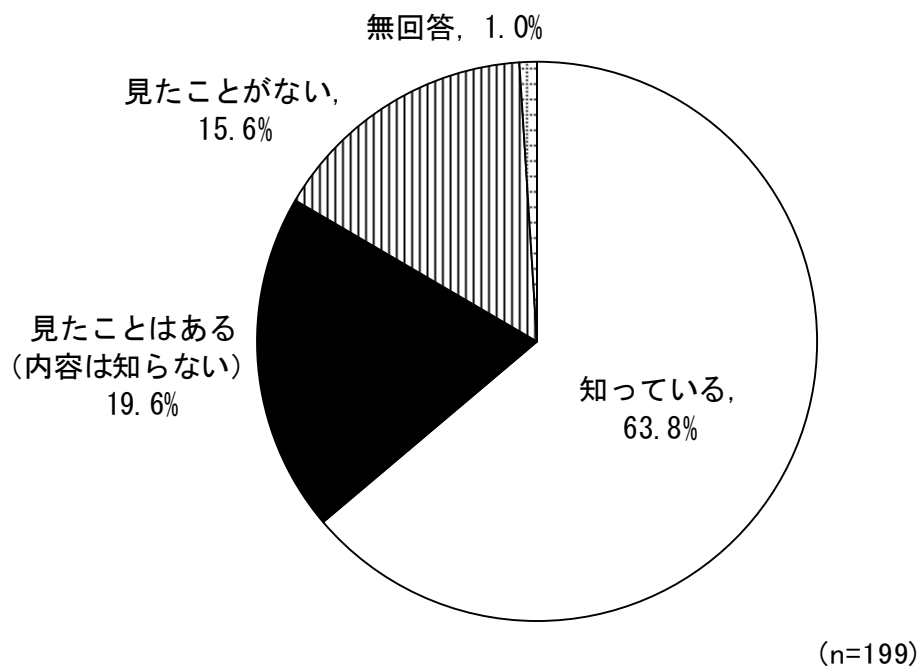


1-3 『理解を深める』

【障がい者向けアンケート】

ヘルプマーク* の認知の状況についてみると、全体では、「見たことはある(内容は知らない)」が19.6%、「見たことがない」が15.6%と、少なくとも35.2%がヘルプマーク* の内容について理解していない結果となっています。

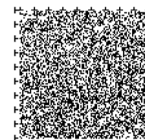
図表 36 ヘルプマーク* の認知の状況 (単一回答)



出所：茅ヶ崎市

【ヒアリング調査・事業者アンケート・自立支援協議会からの主なご意見】

- ・気軽に障がい者に声をかける雰囲気醸成が必要である。【身体障がい（肢体不自由）】
- ・当事者が取り組む普及啓発活動に対し、行政からの継続的な協力・支援を実施してほしい。
- 【内部障がい*（ぼうこう・直腸）】
- ・障がいに対する周囲の理解を促進させるような施策を行ってほしい。【精神障がい】【発達障がい*（大人）】【視覚障がい】【聴覚障がい】
- ・市民に対する透析患者に関する理解の促進を図ってほしい。【内部障がい*（透析）】
- ・地域の人々が、積極的に障がい者の支援や生活について知る（触れる・学ぶ）機会があるとよい。【障害理解促進部会】



障がい者施策・社会の動向
(第1・2章)

前計画の振り返り
(第3章：34 ページ)

【取り組むべき課題】

- 市民の障がい特性に関する、さらなる理解の促進が求められます。
- 行政や関係機関などの障がいに対する理解の底上げが求められます。
- 障がいの有無にかかわらず、市民が交流し、また障がい者の抱える問題などを話し合える交流機会の創出について検討することが求められます。

【課題を踏まえた上での施策の展開】

1-3-1 市民における障がい特性へのさらなる理解促進

- ・関係団体等と連携し、外見からでは分かりにくい障がいなど、障がいの種類や特性などの理解促進に向けた取組を継続的に推進します。
- ・ヘルプマーク*の普及啓発を推進するとともに、その周知を図ることで、市民の障がいに対する理解を促進します。



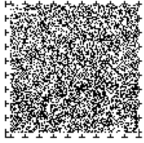
ヘルプマーク*

1-3-2 行政や関係機関などの障がいに対する理解の底上げ

- ・研修の内容や手法（インターネットを活用した研修の実施など）の改善に取り組み、障がい者と接する機会が多い行政や関係機関の職員の障がいに対する理解をより一層深めます。

1-3-3 障がい者の抱える問題などを話し合える機会の創出

- ・福祉事業所のイベント等、地域の方々が障がい者とふれあい、交流し、ひいては互いが歩み寄れる機会を創出できるよう働きかけます。



1-4 『育てる』

【ヒアリング調査・事業者アンケート・自立支援協議会からの主なご意見】

- ・夜間に対応可能な福祉人材を確保してほしい。【難病*】
- ・福祉人材を確保し、安定的に雇用していくための取組を実施してほしい。特に若手職員の確保や育成等に向けた支援が必要である。【事業者アンケート】
- ・人材の育成に向けて、定期的に市と法人等が研修を開催し、茅ヶ崎市における課題を共有し、それぞれの立場でできることを実践していくことが必要である。【事業者アンケート】
- ・相談支援担当者のスキルアップが必要である。【相談支援部会】
- ・施設職員等も資質向上に努める必要がある。【障害理解促進部会】

障がい者施策・社会の動向
(第1・2章)

前計画の振り返り
(第3章：35ページ)

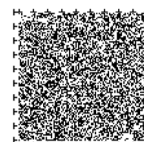
【取り組むべき課題】

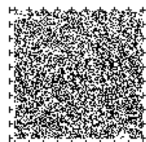
○福祉・医療人材の質と量の充実が求められます。

【課題を踏まえた上での施策の展開】

1-4-1 福祉・医療人材の質・量の充実

- ・障がい者の暮らしを支える福祉・医療人材の不足が全国的な課題となっていることを踏まえ、全国の先進事例を研究しながら、将来を担う学生の受入れや専門職を目指す人への支援を通じた新たな人材の確保、様々な研修を通じた質の向上に取り組めます。





基本方針２ 障がい者の健康を支える体制の強化

2-1 『すこやかに生きる』



【障がい者向けアンケート】

健康の維持や医療に関することで困っていることについてみると、全体では「障がいがあることで、他の病気の治療が受けにくい」（12.4％）が最も多くなっています。

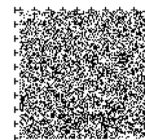
障がい種別でみると、身体障がいや知的障がい、難病* では「障がいがあることで、他の病気の治療が受けにくい」が多くなっています。他方、精神障がいでは「医療機関が近くにない」が多く、障がい児や発達障がい*・高次脳機能障がい* では「医療機関の設備や対応が障がい者に配慮されていない」が多くなっています。

図表 37 健康の維持や医療に関することで困っていること（複数回答）

	医療機関が近くにない	医療機関の設備や対応が障がい者に配慮されていない	病気や治療の説明がよく分からない	障がいがあることで、他の病気の治療が受けにくい	かかりつけの医師がいない
身体障がい (n=299)	8.7%	8.0%	4.3%	9.4%	3.3%
知的障がい (n=106)	12.3%	1.9%	10.4%	17.9%	8.5%
精神障がい (n=101)	17.8%	6.9%	7.9%	13.9%	0.0%
障がい児 (n=94)	12.8%	16.0%	5.3%	13.8%	5.3%
発達・高次脳 (n=14)	7.1%	35.7%	21.4%	14.3%	0.0%
難病 (n=8)	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%	0.0%
全体 (n=622)	11.3%	8.5%	6.4%	12.4%	3.9%
	専門の医師がいない	その他	特にない	無回答	
身体障がい (n=299)	5.0%	0.7%	57.9%	16.1%	
知的障がい (n=106)	17.0%	0.9%	46.2%	11.3%	
精神障がい (n=101)	1.0%	8.9%	41.6%	15.8%	
障がい児 (n=94)	6.4%	4.3%	47.9%	8.5%	
発達・高次脳 (n=14)	7.1%	0.0%	35.7%	0.0%	
難病 (n=8)	0.0%	0.0%	75.0%	12.5%	
全体 (n=622)	6.6%	2.6%	51.4%	13.7%	

（注）各障がい種別で回答割合が最も高い項目を網掛けしています（「その他」、「特にない」、「無回答」は除く）。

出所：茅ヶ崎市



【ヒアリング調査・事業者アンケート・自立支援協議会からの主なご意見】

- ・医療機関における重症心身障がい*児に対する医療的ケアの充実が必要である。【肢体不自由児・重症心身障がい*児】
- ・障がいになって間もない当事者に対する医療側からのサポートが重要である。【内部障がい*（ぼうこう・直腸）】
- ・市内で透析が可能な医療機関を拡充してほしい。【内部障がい*（透析）】
- ・検査等を実施する際に利用するヘルパーにかかる費用等を軽減してほしい。【難病*】
- ・「そだちのいっぽ」が、出生後の早い段階から活用できるようになれば、障がい児の早期発見・支援体制の充実につながるのではないか。【つながり支援部会】

障がい者施策・社会の動向
(第1・2章)

前計画の振り返り
(第3章：36ページ)

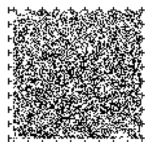
【取り組むべき課題】

○身近な場所で円滑に医療サービスを利用できる体制の整備が求められます。

【課題を踏まえた上での施策の展開】

2-1-1 身近な場所で円滑に医療サービスを利用できる体制の整備

- ・医療にかかる前段階として、日頃からの健康管理の重要性が高いことは言うまでもありません。日本医師会では、「健康に関することを何でも相談でき、必要な時は専門の医療機関を紹介してくれる身近にいて頼りになる医師のこと」をかかりつけ医と呼んでおり、かかりつけ医がいることで本人の状況に応じた医科・医師につながり、適切な医療を受けることができるようになることから、継続的にかかりつけ医の普及に努めます。
- ・健診、相談、療育等の事業を継続的に展開することで、障がいを早期に発見し、必要かつ適切な支援や療育、医療サービスを切れ目なく提供できる体制の整備を図ります。
- ・医療を受けるための病院への移動手段の確保、自分の心身の状態と医師からの医療情報を互いに理解するための意思疎通支援等、個々の障がい者の状況に応じたサービスが提供できるよう取り組みます。



基本方針3 障がい者の生活基盤の強化

3-1 『住もう』

10 人や国の不平等をなくそう

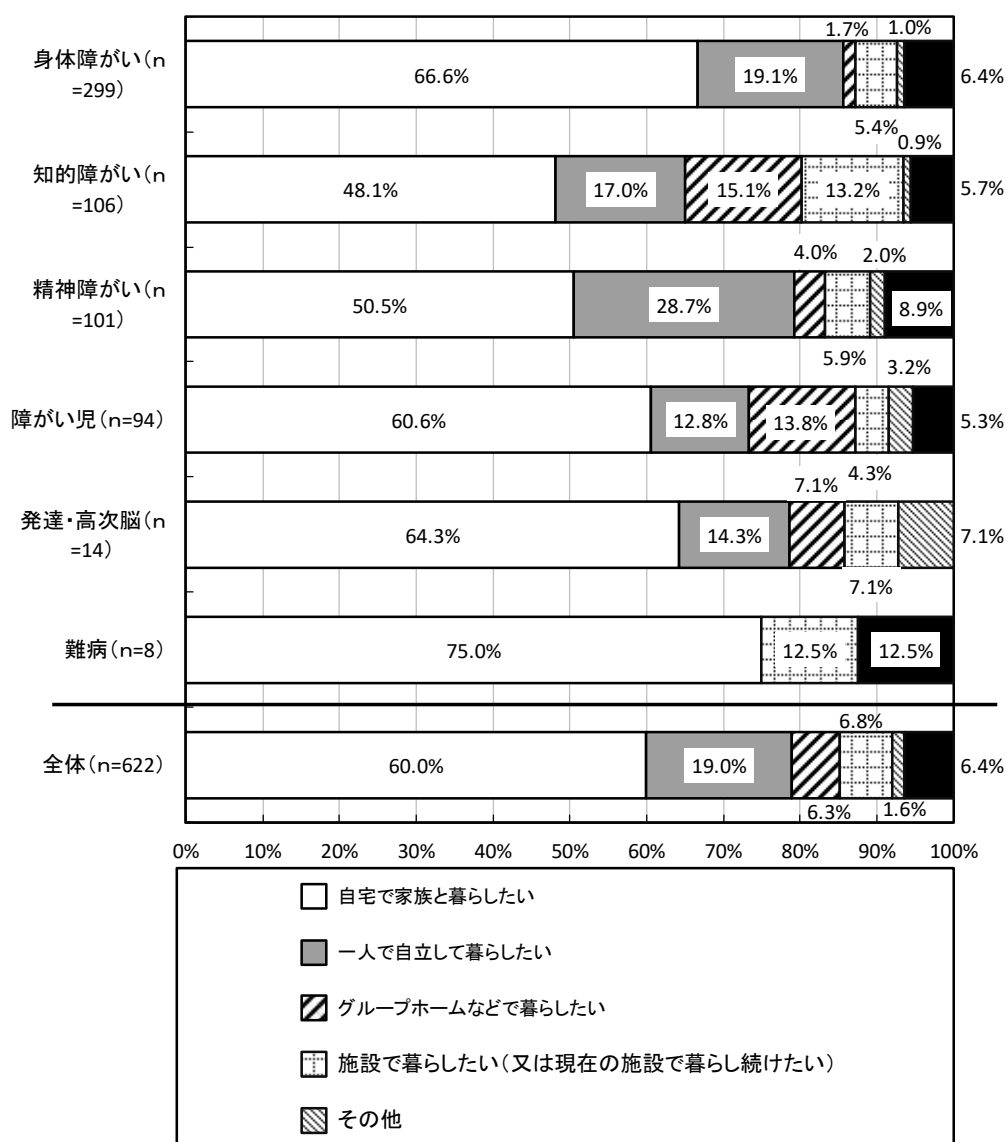


【障がい者向けアンケート】

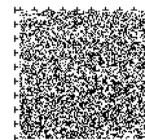
将来希望する暮らし方についてみると、全体では、「自宅で家族と暮らしたい」が60.0%と最も多く、以下、「一人で自立して暮らしたい」（19.0%）、「施設で暮らしたい（又は現在の施設で暮らし続けたい）」（6.8%）の順となっています。

障がい種別でみると、知的障がいや障がい児では1割以上が「グループホームなどで暮らしたい」と回答しています。

図表 38 将来希望する暮らし方（単一回答）



出所：茅ヶ崎市



【ヒアリング調査・事業者アンケート・自立支援協議会からの主なご意見】

- ・就労している一人暮らしが可能な方に対して、一人暮らしが実現できるよう、当事者本人・就労先と住居等支援ができる機関が連携できるような体制を構築してほしい。【就労支援部会】
- ・地域で暮らし続けるため、住まい等の生活基盤を充実することが必要である。【事業者アンケート】
- ・当事者を支援する家族の高齢化が進んでおり、家族以外の介護者の派遣が必要な状況である。住まいと短期入所*の利用の確保等により、できるだけ今までの生活を維持又は変化を小さくできるとよい。【事業者アンケート】

障がい者施策・社会の動向
(第1・2章)

前計画の振り返り
(第3章：37ページ)



【取り組むべき課題】

- 障がい特性や高齢化に応じた住まいの確保が求められます。
- 親亡き後を見越した上で、多様な住まいへの支援が求められます。



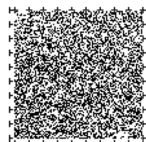
【課題を踏まえた上での施策の展開】

3-1-1 障がい特性や高齢化に応じた住まいの確保

- ・様々な障がい者が地域で暮らすことができるよう、障がい特性に応じたグループホームや公営住宅の確保・供給に努めます。

3-1-2 地域での自立した生活の実現や親亡き後を見据えた障がい者の支援

- ・グループホーム等への入居に向けて、徐々に家庭から自立した生活へ順応していくことができるような体験入居の機会を設けます。
- ・住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、見守りや困りごとがある際に気軽に相談できるような体制づくりを進めます。



3-2 『生活する・利用する』

【障がい者向けアンケート】

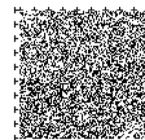
今後、福祉施策を充実するために力を入れていくことが必要なことについてみると、全体では、「相談しやすい体制の充実」が 35.2%と最も多く、以下、「入手しやすい情報の提供」（32.8%）、「日常生活を支援する福祉サービス等の充実」（24.6%）の順となっています。

図表 39 今後、福祉施策を充実するために力を入れていくことが必要なこと（複数回答）

	入手しやすい 情報の提供	相談しやすい 体制の充実	障がい福祉に 関わる 市民活動への 支援	保健・医療 体制の充実	住まいを 支える 福祉サービス等 の充実
身体障がい (n=299)	38.5%	35.5%	7.4%	29.8%	10.0%
知的障がい (n=106)	20.8%	35.8%	7.5%	17.0%	21.7%
精神障がい (n=101)	30.7%	36.6%	9.9%	22.8%	13.9%
障がい児 (n=94)	33.0%	31.9%	1.1%	18.1%	10.6%
発達・高次脳 (n=14)	21.4%	42.9%	7.1%	14.3%	7.1%
難病 (n=8)	25.0%	25.0%	0.0%	37.5%	0.0%
全体 (n=622)	32.8%	35.2%	6.8%	24.4%	12.5%
	日常生活を 支援する 福祉サービス等 の充実	就労しやすい 環境づくり	障がいに関 する 市民意識の向上 (障がい特性・ 福祉に関する理 解を深める)	地域活動への 参加促進	保育・療育・ 教育体制の 充実
身体障がい (n=299)	26.8%	10.0%	10.0%	2.3%	2.3%
知的障がい (n=106)	19.8%	25.5%	15.1%	0.9%	8.5%
精神障がい (n=101)	22.8%	37.6%	16.8%	3.0%	5.0%
障がい児 (n=94)	27.7%	26.6%	21.3%	2.1%	38.3%
発達・高次脳 (n=14)	7.1%	42.9%	7.1%	7.1%	0.0%
難病 (n=8)	25.0%	12.5%	0.0%	0.0%	25.0%
全体 (n=622)	24.6%	20.4%	13.5%	2.3%	9.5%
	快適に 暮らせる まちづくり	人権を守る 仕組みの充実	外出に 必要な体制の 充実	その他	無回答
身体障がい (n=299)	21.1%	5.4%	17.1%	0.7%	14.7%
知的障がい (n=106)	16.0%	27.4%	8.5%	0.9%	14.2%
精神障がい (n=101)	8.9%	10.9%	7.9%	3.0%	8.9%
障がい児 (n=94)	16.0%	4.3%	9.6%	2.1%	9.6%
発達・高次脳 (n=14)	0.0%	35.7%	7.1%	0.0%	21.4%
難病 (n=8)	12.5%	0.0%	25.0%	0.0%	25.0%
全体 (n=622)	16.9%	10.5%	12.9%	1.3%	13.2%

(注) 各障がい種別で回答割合が高い上位3項目を網掛けしています（「その他」、「無回答」は除く）。

出所：茅ヶ崎市



【ヒアリング調査・事業者アンケート・自立支援協議会からの主なご意見】

- ・日常生活を支えるアシスタント事業の実施が必要である。【高次脳機能障がい*】
- ・日常生活用具等の費用に対する助成の継続、及び充実が求められる。【内部障がい*（ぼうこう・直腸）】
- ・引きこもりでも日常生活を十分に送ることができるような支援を実施してほしい。【発達障がい*（成人）】
- ・学齢期から成人期に向けて円滑に移行できるような支援が必要である。【肢体不自由児・重症心身障がい*児】
- ・家族（保護者）等の介護負担を軽減するような支援を充実させてほしい。【聴覚障がい】
- ・外出時における付き添いの拡充が必要である。【知的障がい】
- ・（特に遠方に行く際の）外出支援を充実してほしい。【当事者部会】

障がい者施策・社会動向
（第1・2章）

前計画の振り返り
（第3章：38ページ）



【取り組むべき課題】

- 多様化・個別化するニーズに対応できるよう、福祉サービスの質と量の拡充と利用の柔軟化が求められます。
- ライフステージ*の移行に伴うニーズの変化に対し、関係機関の連携による切れ目のない支援を行うことが求められます。
- 介護家族の負担軽減のための取組の充実が求められます。



【課題を踏まえた上での施策の展開】

3-2-1 ニーズに応じた福祉サービスの質・量の充実、利用の柔軟化

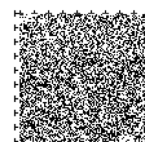
- ・障がい者の自立支援に向けて、外出など当事者の個々のニーズに応じた柔軟な障害福祉サービスの実施等に向けた検討を進めます。

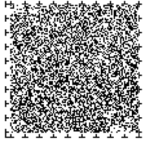
3-2-2 ニーズに応じた関係機関の連携による切れ目のない支援の実施

- ・地域で生活する障がい者は、ライフステージ*により支援者も移行することから、「1-2 相談する」と同様に関係機関との役割の明確化や縦横のつながりの強化を図り、切れ目のない支援を提供します。

3-2-3 介護家族の負担軽減のための取組の充実

- ・個別的な状況を勘案した上で、移動支援*や日中一時支援*、短期入所*など障害福祉サービスにおけるきめ細かな対応をすることで、家族の負担軽減に努めます。



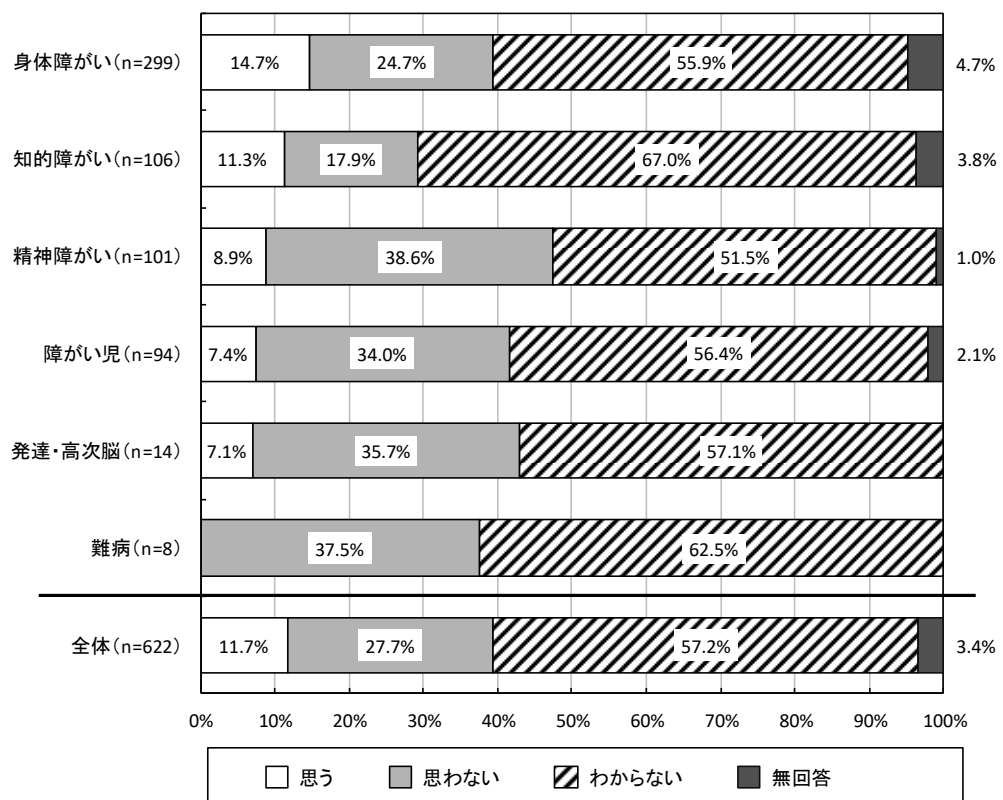


3-3 『人権を守る』

【障がい者向けアンケート】

障害者差別解消法* の施行以降における障がいに対する周りの人の理解が進んだか否かをたずねた設問に対し、全体では、「わからない」が57.2%と最も多くなっています。他方、周りの理解が進んだと「思う」との回答が11.7%、「思わない」が27.7%となっています。

図表 40 障害者差別解消法* の施行以降における障がいに対する周りの人の理解の進展状況（単一回答）



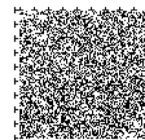
出所：茅ヶ崎市

【ヒアリング調査・事業者アンケート・自立支援協議会からの主なご意見】

- ・「精神障がい」＝「危険な人」とのイメージの改善に向けた取組を進めてほしい。【精神障がい】
- ・障害者差別解消法* や合理的配慮* により一層の周知が必要である。【聴覚障がい】
- ・透析に対する職場の理解が進むような施策を行ってほしい。【内部障がい*（透析）】
- ・知的障がいに対する偏見等をなくすような取組を実施してほしい。【知的障がい】
- ・障がい者自らの意思に基づく選択・決定ができるよう意思決定支援* の強化が必要である。

【事業者アンケート】

- ・障害者差別解消法* 等の法令に準じた障がい者への対応や障がい者に対する理解が必要である。【当事者部会】



障がい者施策・社会の動向
(第1・2章)

前計画の振り返り
(第3章：39 ページ)

【取り組むべき課題】

- 「障害者差別解消法*」の趣旨を踏まえ、障がい理解と「合理的配慮*」意識の浸透に向けたより一層の取組が求められます。
- 障がい者の人権を守るための施策の充実が求められます。

【課題を踏まえた上での施策の展開】

3-3-1 障がい理解と「合理的配慮*」の意識浸透に向けたより一層の取組

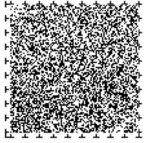
- ・市民向けアンケートにおいて、知識不足や障がい者と接する機会が少ないことが、障がい者への偏見や差別が「ある」理由として挙がっていることから、「1-3 理解を深める」と合わせ、市民や行政、関係機関などの障がい理解と「合理的配慮*」の考え方についてさらなる浸透を図ります。



障害者差別解消法* リーフレット「合理的配慮*」を知っていますか？（内閣府）

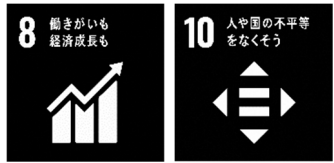
3-3-2 障がい者の人権を守るための施策の充実

- ・障がい者自らの意思を反映した生活が送れるよう、意思決定支援*の取組を推進します。
- ・障がい者の権利擁護*に向けて、成年後見制度*の利用を促進するため、「みんながつながるちがさきの地域福祉プラン2（第4期茅ヶ崎市地域福祉計画・第6次茅ヶ崎市地域福祉活動計画・第1期茅ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画）」と連携した取組を推進します。
- ・災害や新型コロナウイルス感染症等による社会活動を自粛するような非常事態であっても、障がい者の支援が滞ることがないよう権利擁護*のための施策に取り組みます。



基本方針 4 社会参加と自己実現への支援

4-1 『働く』



【障がい者向けアンケート】

就労する上で必要な支援項目についてみると、全体では「障がい特性に配慮した仕事の分担」が48.8%と最も多くなっており、以下、「能力に応じた適切な評価と支援計画」（37.5%）、「職場適応援助者（ジョブコーチ）の配置」（29.2%）の順となっています。

図表 41 就労する上で必要な支援項目（複数回答）

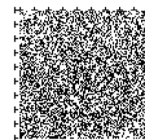
		能力に応じた適切な評価と支援計画	職場適応援助者（ジョブコーチ）の配置	職場研修等の準備訓練の実施	就労支援機関からの支援	作業設備・機器等の配慮
身体障がい	(n=68)	11.8%	5.9%	2.9%	7.4%	5.9%
知的障がい	(n=60)	55.0%	56.7%	15.0%	26.7%	21.7%
精神障がい	(n=34)	52.9%	23.5%	26.5%	23.5%	11.8%
発達・高次脳	(n=5)	60.0%	60.0%	40.0%	40.0%	40.0%
難病	(n=1)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
全体	(n=168)	37.5%	29.2%	13.1%	18.5%	13.7%
		障がい特性に配慮した仕事の分担	通勤や労働時間、服薬管理などの配慮	通勤するための移動の支援	その他	無回答
身体障がい	(n=68)	39.7%	17.6%	14.7%	4.4%	27.9%
知的障がい	(n=60)	53.3%	23.3%	13.3%	0.0%	13.3%
精神障がい	(n=34)	58.8%	35.3%	2.9%	2.9%	2.9%
発達・高次脳	(n=5)	60.0%	40.0%	0.0%	0.0%	20.0%
難病	(n=1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
全体	(n=168)	48.8%	23.8%	11.3%	2.4%	17.3%

（注）各障がい種別で回答割合が高い上位3項目を網掛けしています（「その他」、「無回答」は除く）。

出所：茅ヶ崎市

【ヒアリング調査・自立支援協議会・事業者アンケートからの主なご意見】

- ・企業等の障がいに対する理解促進の取組を引き続き進めてほしい。【精神障がい、聴覚障がい、内部障がい*（透析）】
- ・視覚障がい者に対応した就労支援体制を構築してほしい。【視覚障がい】
- ・起業を目指す障がい者に対する支援を充実してほしい。【聴覚障がい】
- ・障がい特性のさらなる理解促進に向けた、企業等への周知や情報発信が必要である。【就労支援部会】
- ・障がい者雇用における企業等の成功例を共有する機会の創出が必要である。【就労支援部会】
- ・職場体験が可能な場所を拡充してほしい。【就労支援部会】



障がい者施策・社会動向
(第1・2章)

前計画の振り返り
(第3章：40ページ)

【取り組むべき課題】

- 障がい者の就労機会の拡大に向けて、企業等の理解促進を図る必要があります。
- 就労及び定着に向けた当事者への支援や、企業等への支援体制の充実が求められます。

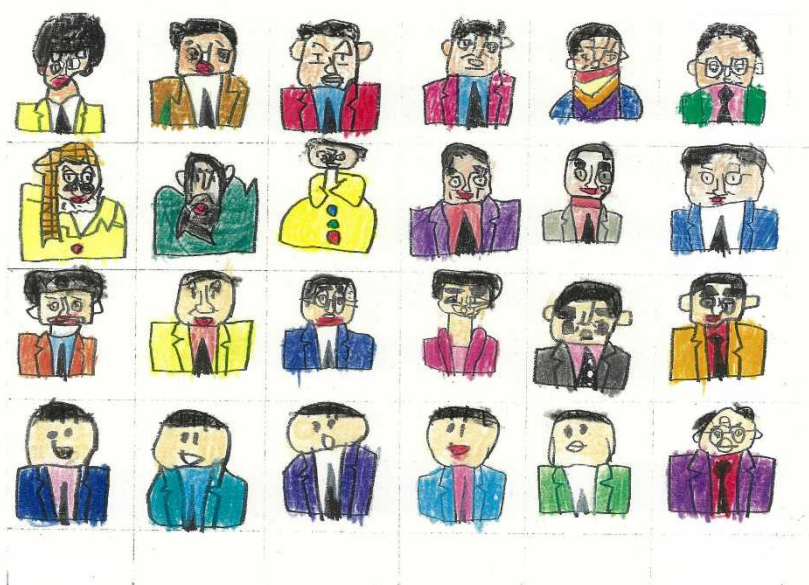
【課題を踏まえた上での施策の展開】

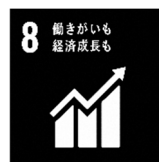
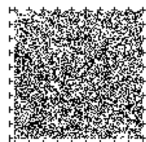
4-1-1 障がい者の就労機会の拡大に向けた企業等における理解の促進

- ・本市における法定雇用率の達成に向けた取組を推進するとともに、引き続き関係機関と連携を図り、市内企業に対して障がい者雇用の制度理解と雇用のための手法等について情報提供し、障がい者雇用の促進に取り組みます。

4-1-2 就労及び定着に向けた当事者・企業等への支援体制の充実

- ・就労に関する相談支援体制を強化するとともに、就労した企業等で働き続けるための定着支援に取り組みます。
- ・行政と就労支援事業所、企業等が連携し、就労後も職場での悩みを共有することや当事者間で働く上での助言等をする機会の創出に取り組みます。





4-2 『社会参加・楽しむ』

【障がい者向けアンケート】

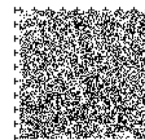
地域活動に参加しない理由についてみると、全体では、「興味のある活動がない」が35.9%と最も多くなっています。以下、「参加するための体力がない、体調管理が難しい」(29.1%)、「どんな行事や活動があるかわからない(情報が伝わってこない)」(25.9%)の順となっています。

図表 42 地域活動に参加しない理由（複数回答）

	身近なところで参加できる行事や活動が少ない	どんな行事や活動があるかわからない（情報が伝わってこない）	コミュニケーションの支援（手話や要約筆記など）を行う人がいない	行事や活動の内容が障がい者の参加に配慮していない	一緒に参加する仲間がいない
身体障がい (n=221)	19.0%	20.4%	2.3%	6.3%	17.2%
知的障がい (n=87)	21.8%	32.2%	12.6%	9.2%	33.3%
精神障がい (n=83)	13.3%	31.3%	3.6%	3.6%	39.8%
障がい児 (n=63)	33.3%	27.0%	1.6%	20.6%	23.8%
発達・高次脳 (n=9)	33.3%	44.4%	22.2%	11.1%	44.4%
難病 (n=5)	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%
全体 (n=468)	20.5%	25.9%	4.7%	8.3%	25.4%
	地域の人の障がいに対する理解が乏しい	興味のある活動がない	利用する建物の設備（トイレ、エレベーターなど）が十分でない	参加するための体力がない、体調管理が難しい	移動する手段がない
身体障がい (n=221)	4.5%	29.0%	9.5%	35.7%	18.1%
知的障がい (n=87)	19.5%	47.1%	4.6%	9.2%	9.2%
精神障がい (n=83)	10.8%	42.2%	1.2%	34.9%	3.6%
障がい児 (n=63)	17.5%	33.3%	12.7%	20.6%	1.6%
発達・高次脳 (n=9)	33.3%	66.7%	0.0%	33.3%	0.0%
難病 (n=5)	0.0%	20.0%	20.0%	80.0%	20.0%
全体 (n=468)	10.7%	35.9%	7.5%	29.1%	11.3%
	その他	無回答			
身体障がい (n=221)	14.5%	7.2%			
知的障がい (n=87)	12.6%	8.0%			
精神障がい (n=83)	19.3%	1.2%			
障がい児 (n=63)	19.0%	4.8%			
発達・高次脳 (n=9)	11.1%	0.0%			
難病 (n=5)	0.0%	0.0%			
全体 (n=468)	15.4%	5.8%			

（注）各障がい種別で回答割合が高い上位3項目を網掛けしています（「その他」、「無回答」は除く）。

出所：茅ヶ崎市



【ヒアリング調査・事業者アンケート・自立支援協議会からの主なご意見】

- ・ 本人の余暇の使い方について助言・支援できる仕組みを構築してほしい。【発達障がい*（成人）】
- ・ 障がいの有無にかかわらず、参加しやすいイベントを開催してほしい。【発達障がい*（児童）】
- ・ 視覚障がい者が参加しやすい生涯学習やスポーツ教室の開催や関連する施設を提供してほしい。【視覚障がい】
- ・ 余暇活動等が豊かになるような情報提供や、余暇に関する行事の開催、居場所の確保ができるような体制づくりが求められる。【就労支援部会】

障がい者施策・社会の動向
（第1・2章）

前計画の振り返り
（第3章：41 ページ）



【取り組むべき課題】

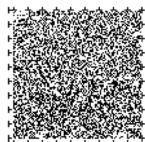
○障がい者が社会参加を行う際の阻害要因を整理し、障がい者が気兼ねなく交流できる環境づくりを行うことが求められます。



【課題を踏まえた上での施策の展開】

4-2-1 社会参加の阻害要因の整理、気兼ねなく交流できる環境づくり

- ・ 障がい者が参加したいと感じる魅力的な地域行事、文化芸術やスポーツ活動等の開催（開催に向けた準備）支援や情報発信することを通じ、障がい者自身の社会参加や自己実現の意欲を高め、かつその機会を確保します。
- ・ これらの事業に障がい者が参加するきっかけとして、障がいがあっても気兼ねなく訪れることができる環境づくりや一緒に参加する仲間としての声掛け（お誘い）等、外出支援のあり方を検討します。



基本方針5 障がいのある子どもの成長支援

5-1 『学ぶ』



【障がい者向けアンケート】

今後の障がい児の学校教育で大切と思うことについてみると、「障がい児のニーズに応じた専門的な教育を充実させること」が55.6%と最も多くなっています。

図表 43 今後の障がい児の学校教育で大切と思うこと（3つまでの複数回答）

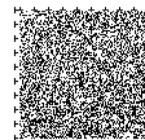
	障がいの有無にかかわらず、地域の同じ場で学ぶこと	障がい児のニーズに応じた専門的な教育を充実させること	いろいろな教育の場を選択できること	障がいに対する教員の専門性を向上させること	教育と福祉・医療との連携を図ること
障がい児 (n=94)	16.0%	56.4%	33.0%	41.5%	27.7%
発達・高次脳 (n=14)	14.3%	50.0%	28.6%	64.3%	21.4%
全体 (n=108)	15.7%	55.6%	32.4%	44.4%	26.9%
	幼児期から成人期までの一貫した教育の支援体制をつくること	すべての学校に特別支援学級*を設けること	通学送迎支援の体制を充実させること	その他	無回答
障がい児 (n=94)	27.7%	27.7%	20.2%	11.7%	3.2%
発達・高次脳 (n=14)	42.9%	0.0%	7.1%	14.3%	14.3%
全体 (n=108)	29.6%	24.1%	18.5%	12.0%	4.6%

（注）各障がい種別で回答割合が最も高い項目を網掛けしています（「その他」、「無回答」は除く）。

出所：茅ヶ崎市

【ヒアリング調査・事業者アンケート・自立支援協議会からの主なご意見】

- ・学校における発達障がい*児本人や親、関係者等を把握した上で情報や支援等が共有できる体制を構築してほしい。【発達障がい*（成人）】
- ・インクルーシブ教育*を通じた障がい理解の促進が必要である【肢体不自由児・重症心身障がい*児】
- ・教育に関わる人材の（障がいに対する）専門性の向上が必要である。【発達障がい*（児童）】
- ・就学時期から、本人の強みに気づき、より成長できるような学校等教育体制の仕組みを検討してもよい。【就労支援部会】
- ・就学前から必要な情報が提供できるよう、幼稚園や保育園と学校との関係を構築することが必要である。【つながり支援部会】



障がい者施策・社会の動向
(第1・2章)

前計画の振り返り
(第3章：42 ページ)



【取り組むべき課題】

- 就学前から就学後までの切れ目のない支援のあり方について、検討を行う必要があります。
- 教員の専門性の向上と障がい理解の促進に向けた取組が求められます。
- インクルーシブ教育*を浸透させていくことが求められます。



【課題を踏まえた上での施策の展開】

5-1-1 就学前から就学後までの切れ目のない支援

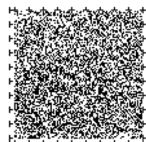
- ・障がい児のすこやかな成長に向けて、就学前から就学期、学校卒業後の進路等について障がい福祉・保育・教育等の関係者が連携して、切れ目のない支援体制を構築します。
- ・ライフステージ*の初期段階において障がいの早期発見、保護者への相談支援、適切な療育機会の提供などを行うことは、子どもの成長に大きく影響を与えるため、行政、医療機関、子育て支援機関、保育園、教育機関などが連携し、早期発見を進めます。また、障がい児に関する情報の共有を図り、切れ目のない支援を提供します。

5-1-2 教員の障がいに関する理解の促進と専門性の向上

- ・教員が障がいに関する理解を深めるとともに、障がい等により配慮を必要とする児童・生徒個々の状況に応じた支援につなげることができるよう、専門性向上を目指した取組を推進します。

5-1-3 インクルーシブ教育*の浸透

- ・小・中学校と地域の障がい者施設、障害福祉サービス事業所との交流を図るプログラムや小・中学校で障がい者の話を聞く機会を設けるなど、子どもの頃から障がいについて理解を深める機会の創出に取り組みます。
- ・発達障がい*や医療的ケアの必要な子どもが小・中学校などにおいてインクルーシブ（包括的）な環境で必要な支援を受けることができるよう、教育と福祉、医療が連携し、支援体制の充実に取り組みます。



基本方針6 安全・安心のまちづくりの推進

6-1 『安心して暮らす』



【障がい者向けアンケート】

バリアフリー*化を進めてほしいと考える施設や設備等についてみると、「駅」が26.8%と最も多く、以下、「道路」(25.2%)、「電車・バス・タクシー」(23.8%)の順となっています。

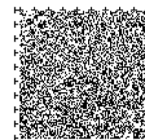
障がい種別でみると、身体障がいでは「道路」が最も多くなっている一方で、知的障がいや発達障がい*・高次脳機能障がい*では「各施設職員・市民の対応」、精神障がいでは「駅」、障がい児では「学校施設」がそれぞれ最も多くなっており、障がいによって回答傾向が異なっています。

図表 44 バリアフリー*化を進めてほしいと考える施設や設備等（複数回答）

	駅	バス停留所	電車・バス・タクシー	道路	点字ブロックや音の出る信号機
身体障がい (n=299)	27.4%	18.1%	27.8%	34.8%	3.7%
知的障がい (n=106)	11.3%	12.3%	15.1%	11.3%	0.9%
精神障がい (n=101)	42.6%	8.9%	23.8%	14.9%	4.0%
障がい児 (n=94)	27.7%	10.6%	23.4%	18.1%	4.3%
発達・高次脳 (n=14)	21.4%	7.1%	7.1%	42.9%	0.0%
難病 (n=8)	12.5%	12.5%	25.0%	37.5%	0.0%
全体 (n=622)	26.8%	14.1%	23.8%	25.2%	3.2%
	公共施設	学校施設	商業施設	医療施設	公園
身体障がい (n=299)	12.4%	1.0%	14.0%	16.7%	5.7%
知的障がい (n=106)	8.5%	0.0%	9.4%	15.1%	0.9%
精神障がい (n=101)	15.8%	4.0%	20.8%	15.8%	4.0%
障がい児 (n=94)	17.0%	36.2%	10.6%	14.9%	13.8%
発達・高次脳 (n=14)	7.1%	7.1%	0.0%	21.4%	0.0%
難病 (n=8)	25.0%	12.5%	62.5%	25.0%	0.0%
全体 (n=622)	13.0%	6.9%	14.1%	16.2%	5.6%
	駐車場	障がい特性に配慮した案内表示・サイン等	各施設職員・市民の対応	その他	無回答
身体障がい (n=299)	7.4%	9.0%	7.7%	2.0%	20.7%
知的障がい (n=106)	2.8%	15.1%	22.6%	0.0%	34.9%
精神障がい (n=101)	2.0%	9.9%	18.8%	0.0%	23.8%
障がい児 (n=94)	6.4%	16.0%	22.3%	1.1%	11.7%
発達・高次脳 (n=14)	14.3%	28.6%	50.0%	0.0%	14.3%
難病 (n=8)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
全体 (n=622)	5.6%	11.6%	15.1%	1.1%	21.9%

(注) 各障がい種別で回答割合が高い上位3項目を網掛しています（「その他」、「無回答」は除く）。

出所：茅ヶ崎市



【ヒアリング調査・事業者アンケート・自立支援協議会からの主なご意見】

- ・公共交通機関を利用する際の費用の減免措置を行ってほしい。【精神障がい】
- ・避難行動要援護者支援制度の登録手続きの簡素化が求められる。【身体障がい（肢体不自由）】
- ・バリアフリー法が制定されているにもかかわらず、本市でその法律に基づいたまちづくりの整備が進まなければ、当事者からの不満等はないのではないか。【視覚障がい】
- ・災害時も透析が受けられる仕組みの構築が必要である。【内部障がい*（透析）】
- ・避難所における医療的ケア対応の備えを行ってほしい。【肢体不自由児・重症心身障がい*児】
- ・コミュニティバス等の公共交通機関を充実してほしい。【知的障がい】
- ・「共生」の意識づくりにも、誰でも普通に地域に出られることが大事である。そのためにはハード整備等も必要である。【障害理解促進部会】

障がい者施策・社会の動向
(第1・2章)

前計画の振り返り
(第3章：44ページ)



【取り組むべき課題】

- 障がい者の意見を踏まえたバリアフリー*を進め、障がい者が安心して生活できる地域づくり、まちづくりを進めることが求められます。
- 障がい特性に配慮した避難場所の充実・緊急時の支援方法の検討が求められます。



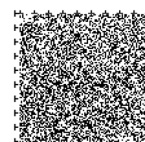
【課題を踏まえた上での施策の展開】

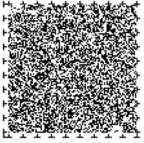
6-1-1 障がい者が安心して生活できるまちづくり

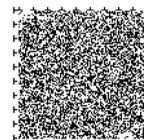
- ・障がい者が地域において、安全・安心かつ快適に暮らすことができるようハード・ソフト両面でのバリアフリー*化を推進します。

6-1-2 障がい特性に配慮した避難場所、支援方法等の充実

- ・自然災害等の緊急時における、障がい者の生活を支援する体制の強化を図ります。
- ・日頃から障がい者に対して防災訓練への参加を促すとともに、支援者においては避難行動要支援者名簿*の活用方法や緊急時の連絡手段、避難所での健康管理、医療的ケアの継続、避難所のハード・ソフト両面でのバリアフリー*化など支援体制の強化を図ります。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、避難所への避難だけでなく、在宅避難や近くの安全な親戚・知人宅への避難等とそれに応じた支援方法（安否確認や支援物資の提供方法等）を検討します。

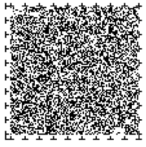


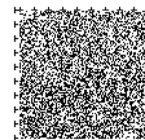




第5章

障害福祉計画に係る 成果目標及び見込み量





第5章 障害福祉計画に係る成果目標及び見込み量の設定

1 障害福祉計画における成果目標

障がい者の日常生活及び社会生活の総合的な支援の一環として、「福祉施設入所者の地域生活への移行」や「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」、一般就労といった主要な課題に対応するため、国の第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の基本指針（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本指針。以下「国の基本指針」という。）を踏まえるとともに、本市における過去の実績等を考慮した上で、成果目標を設定しました。

なお、本章では、障害者総合支援法*の第88条に基づく「市町村障害福祉計画」の目標を記載します。

（1）福祉施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、福祉施設入所者のうち、令和5年度末までに、共同生活援助*（グループホーム）や一般の住宅等に移行する入所者の成果目標を、次のように設定することが求められています。

【令和5年度末における成果目標】（国の基本指針より抜粋）

○令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行する。

○令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減する。

【本市における成果目標】

本市では、国の基本指針における国の考え方を踏まえ、これまでの実績や現状の動向を考慮した上で、令和5年度末における成果目標を、次のとおり設定します。

項 目	数 値	考 え 方
地域生活への移行者数（A）	6 人	令和元年度末時点の施設入所者数の <u>4.1%以上</u> が地域生活へ移行する。
施設入所者数（B）	143 人	令和元年度末時点の施設入所者数を <u>1.6%以上</u> 削減する。

※積算方法

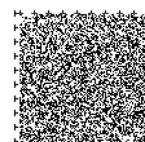
（A）令和2年～令和5年度末までの地域生活移行者数

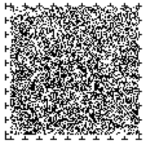
6人 $\div$ 146人（令和元年度末時点の施設入所者数） $\times$ 4.1%

（B）令和5年度末時点の施設入所者数

146人（令和元年度末時点の施設入所者数） $\times$ 1.6% $\div$ 3人

146人 $-$ 3人 $=$ 143人





(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針では、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしを送れるよう、医療・障がい福祉・介護・住まい・社会参加（就労）・地域の助け合い・教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指すことが求められています。

【令和5年度末における成果目標】（国の基本指針より抜粋）

- 精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本として目標値を設定すること。
- 精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数及び65歳未満の1年以上長期入院患者数を設定すること。
- 精神病床における早期退院率について、入院後3か月時点の退院率については69%以上、入院後6か月時点の退院率については86%以上、入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本として目標値を設定すること。

※上記項目の成果目標については、神奈川県にて設定します。

本市では、国の基本指針を踏まえ、精神障がい者が地域で安心して生活を送るために、医療や障がい福祉等、精神障がいと関連する分野で一体的な取組を推進する地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健、医療及び福祉関係者による協議の場（茅ヶ崎市地域精神保健福祉連絡協議会）を令和元年度、令和2年度それぞれ1回ずつ実施しました。

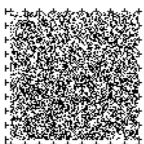
今後についても、精神障がい者を含めたあらゆる人が共生できるインクルーシブ（包括的）な社会を構築するため、保健・医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、精神障がい者が抱える地域課題の解消等による地域包括ケアシステムの構築を引き続き検討していきます。また、地域移行支援や地域定着支援*といった障害福祉サービスを充実させること等により、精神障がい者の利用を促し、地域移行の推進に努めます。

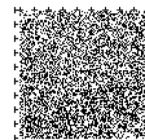
以上を踏まえた上で、令和5年度の「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に関連する成果目標を次のとおりとします。

【協議の場の開催回数、及び目標設定、評価の実施回数】（令和5年度）

項 目	数 値
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数 (※)	1 回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における 目標設定及び評価の実施回数	1 回

※茅ヶ崎市地域精神保健福祉連絡協議会（この傘下に実務的な協議を行う部会があります。）





【協議の場への関係者等の参加者数】（令和５年度）

項 目	数 値
保健、医療及び福祉関係者による 協議の場への関係者の参加者数	22 人
保健	5 人
医療	2 人
福祉	12 人
介護	1 人
当事者家族等	2 人

【障害福祉サービスの利用者数】（令和５年度）

項 目	数 値
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	2 人
精神障がい者の地域定着支援* の利用者数	2 人
精神障がい者の共同生活援助* の利用者数	170 人
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	1 人

（３）地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の基本指針では、障がい児・者に対する地域での生活支援を推進するために、多機能拠点（地域生活支援拠点）が有する機能を充実させることや、その拠点の運用状況等を定期的に検証することが求められています。

【令和５年度末における成果目標】（国の基本指針より抜粋）

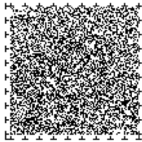
○各市町村又は各圏域に１つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年１回以上運用状況を検証及び検討すること。

本市では地域生活支援拠点等のうち、安心生活支援事業にて緊急時の受け入れ等の機能を備えた拠点を令和２年度に２か所整備しました。

今後は、拠点等の機能に関する検証を実施するとともに、障がいの特性に対応できる専門的な人材不足や、体験の機会の不足等の課題等を解決するための方策を継続的に検討し、機能のさらなる充実を目指します。

以上を踏まえた上で、成果目標を次のとおり設定します。

項 目	数 値	考 え 方
地域生活支援拠点等	２か所	本市で設置している地域生活支援拠点等を継続
検証及び検討回数	年１回	運用状況について検証及び検討を実施



(4) 福祉施設から一般就労への移行

国の基本指針では、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業所等を利用して、令和5年度までに一般就労に移行する利用者や就労後の定着支援による職場定着率等、一般就労に関する成果目標を、次のように設定することが求められています。

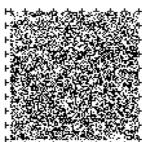
【令和5年度末における成果目標】（国の基本指針より抜粋）

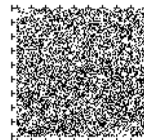
- 福祉施設から一般就労への移行実績を令和元年度実績の1.27倍以上とする。
- 就労移行支援事業から一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.30倍以上とする。
- 就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.26倍以上とする。
- 就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.23倍以上とする。
- 一般就労へ移行する者のうち、7割以上が就労定着支援*事業を利用する。
- 就労定着支援*事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。

【本市における成果目標】

本市では、国の基本指針を踏まえ、これまでの実績や現状の動向を考慮した上で、令和5年度末における一般就労移行者数等や就労後の定着支援による職場定着率等の成果目標を次のとおり設定します。

項 目	数 値	考 え 方
福祉施設から一般就労への移行者数（A）	60 人 (1.27 倍増)	福祉施設から一般就労への移行実績を令和元年度実績の1.27倍以上とする。
就労移行支援事業から一般就労への移行者数（B）	43 人 (1.3 倍増)	就労移行支援事業からの一般就労移行者数を令和元年度実績から1.3倍以上とする。
就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数（C）	3 人 (1.26 倍増)	就労継続支援A型事業からの一般就労移行者数を令和元年度実績から1.26倍以上とする。
就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数（D）	12 人 (1.23 倍増)	就労継続支援B型からの一般就労移行者数を令和元年度実績から1.23倍以上とする。
一般就労移行者のうち、 就労定着支援*事業の利用者数（E）	42 人 (7 割)	一般就労移行者のうち、就労定着支援*事業の利用者数を、全体の7割以上とする。
就労定着率8割以上の 就労定着支援*事業所数	1 か所	市内に就労定着支援*事業所がないため、就労定着率が8割以上の事業所を1か所設置する。





※積算方法

- (A) 令和5年度の福祉施設から一般就労への移行者数
60人 ÷ 47人（令和元年度実績）× 1.27倍
- (B) 令和5年度の就労移行支援事業から一般就労への移行者数
43人 ÷ 33人（令和元年度実績）× 1.3倍
- (C) 令和5年度の就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数
3人 ÷ 2人（令和元年度実績）× 1.26倍
- (D) 令和5年度の就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数
12人 ÷ 9人（令和元年度実績）× 1.23倍
- (E) 令和5年度の一般就労移行者のうち、就労定着支援*事業の利用者数
42人 ÷ 60人（令和5年度の福祉施設から一般就労への移行者数）× 7割

※(B) + (C) + (D) = (A)にならないのは、(A)には生活介護・自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練）から一般就労へ移行した人数も含まれるためです。

(5) 相談支援体制の充実・強化

国の基本指針においては、障がい者からの相談件数の増加や相談内容の多様化、専門化が進んでいること等を背景に、令和5年度末までに総合的、かつ専門的な相談支援の実施が求められています。加えて、地域における相談支援体制の強化が実施できる体制を確保することも求められています。

【令和5年度末における成果目標】（国の基本指針より抜粋）

○各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。

本市では、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言を行う人材育成を行い、地域の相談機関との連携強化を図る体制を目指します。そのために、令和5年度の基幹相談支援センターの設置に向けて、令和2年度に関係機関間で連絡会を1回実施しました。

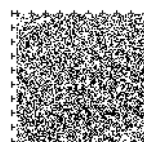
今後に向けては、困難事例等個別事例への支援、地域との連携を主体的に進めていく機能を持つ基幹相談センターの設置を目指すとともに、相談員の質・量の充実（第4章 1-2『相談する』）を図るなど、本市の相談支援体制の充実や強化を図ります。

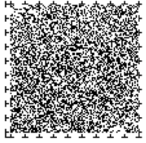
(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針においては、障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している状況下において、障害者総合支援法*の基本理念を念頭に、改めて、真に必要な障害福祉サービス等の提供を実施することが望ましいと記載されており、そのために、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築が求められています。

【令和5年度末における成果目標】（国の基本指針より抜粋）

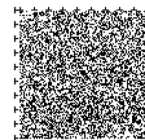
○障害福祉サービス等に係る各種研修の活用や、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有、指導監査結果の関係市町村との共有といった障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築する。





本市では、県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への本市職員の参加等を通じ、障害福祉サービス等の知識を深めていきます。また、障害者自立支援審査支払等システムによる審査及び市町村審査でエラーになった内容を分析し、関係自治体と情報を共有するとともに、請求内容の誤りを防ぐために、障害福祉サービス事業所へ指導及び助言を行い、事業所の適正な運営を確保することで、障害福祉サービス等の質を向上させます。

項 目	数 値
障害福祉サービス等に係る各種 研修の活用	年 1 回
障害者自立支援審査支払等 システムによる審査結果の共有	年 1 回



2 障害福祉サービスの見込み量

令和3～5年度において必要となる障害福祉サービスの見込み量は下記のとおりです。

なお、令和2年度において、新型コロナウイルス感染症の影響により、前年度に比べて、利用量が減少した一部のサービスについては、令和元年度よりも令和3年度の見込み量が減少しています。

(1) 訪問系サービス

○居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

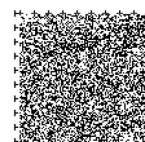
【見込み量に関する考え方】

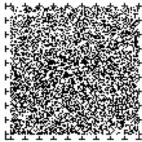
障がい特性の多様化や障がいの重度化に伴い、自宅での生活支援のニーズが拡大しています。今後、本市の人口が減少する予測となっていますが、訪問系サービスの利用量については、今後も緩やかに増加することが見込まれます。

- ・居宅介護については、過去の実績に加え、今後、高齢化に伴い、自宅で日常生活を送る際の支援ニーズが高まることを踏まえて、サービス量を見込みました。
- ・重度訪問介護については、過去の実績や重度の肢体不自由の方の動向等を踏まえてサービス量を見込みました。
- ・同行援護については、介護保険サービスに同等のサービスがないことから65歳以上の方の利用は減少しない傾向を踏まえて、サービス量を見込みました。
- ・行動援護については、知的障がいや精神障がいの方の同サービスに対するニーズを踏まえて、サービス量を見込みました。
- ・重度障害者等包括支援については、サービス提供事業所がないこと等から実績がない状況を踏まえた見込みとなっています。

区 分	令和元年度 (参考)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	3,568 時間分/月 (316 人分/月)	4,508 時間分/月 (322 人分/月)	4,578 時間分/月 (327 人分/月)	4,648 時間分/月 (332 人分/月)
重度訪問介護	134 時間分/月 (4 人分/月)	360 時間分/月 (4 人分/月)	360 時間分/月 (4 人分/月)	360 時間分/月 (4 人分/月)
同行援護	457 時間分/月 (38 人分/月)	435 時間分/月 (29 人分/月)	510 時間分/月 (34 人分/月)	585 時間分/月 (39 人分/月)
行動援護	11 時間分/月 (1 人分/月)	60 時間分/月 (2 人分/月)	90 時間分/月 (3 人分/月)	120 時間分/月 (4 人分/月)
重度障害者等 包括支援	0 時間分/月 (0 人分/月)	0 時間分/月 (0 人分/月)	0 時間分/月 (0 人分/月)	0 時間分/月 (0 人分/月)
合 計	4,170 時間分/月 (359 人分/月)	5,363 時間分/月 (357 人分/月)	5,538 時間分/月 (368 人分/月)	5,713 時間分/月 (379 人分/月)

(※) 令和元年度は実績値です。令和3～5年度は本計画に基づく見込み値です。また、「人分/月」は月間の利用人数、「時間分/月」は月間の利用人数×1人あたりの平均利用時間を示しています。(以下同様)





(2) 日中活動系サービス

○生活介護

【見込み量に関する考え方】

生活介護については、過去の実績に加え、特別支援学校の卒業生及び新規利用者等を踏まえた上で、サービス量を見込みました。

区 分	令和元年度 (参考)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	8,082 人日分/月 (489 人分/月)	8,459 人日分/月 (485 人分/月)	8,714 人日分/月 (502 人分/月)	8,969 人日分/月 (519 人分/月)

(※)「人日分/月」は月間の利用人数×1人あたりの平均利用日数を示しています。(以下同様)

○自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）

【見込み量に関する考え方】

自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）については、過去の実績に加え、特別支援学校の卒業生及び新規利用者、加齢児の地域生活移行を踏まえた上で、サービス量を見込みました。

区 分	令和元年度 (参考)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練 (機能訓練)	6 人日分/月 (0 人分/月)	20 人日分/月 (1 人分/月)	40 人日分/月 (2 人分/月)	60 人日分/月 (3 人分/月)
自立訓練 (生活訓練)	96 人日分/月 (6 人分/月)	120 人日分/月 (6 人分/月)	120 人日分/月 (6 人分/月)	120 人日分/月 (6 人分/月)

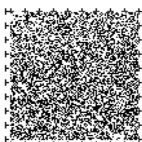
(※) 自立訓練（機能訓練）の令和元年度実績については、年間の利用人数が3名だったため、月平均に換算すると、利用人数は0人となります。

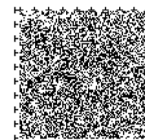
○就労移行支援

【見込み量に関する考え方】

就労移行支援については、過去の実績に加え、特別支援学校の卒業生及び新規利用者を考慮するとともに、市内企業の障がい者雇用の状況や一般就労へ移行する人、本サービスの支給期間（原則2年間）終了後に就労継続支援へ移行する人の動向を踏まえて、サービス量を見込みました。

区 分	令和元年度 (参考)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労移行支援	1,348 人日分/月 (83 人分/月)	2,040 人日分/月 (102 人分/月)	2,240 人日分/月 (112 人分/月)	2,500 人日分/月 (125 人分/月)





○就労継続支援（A 型）、就労継続支援（B 型）

【見込み量に関する考え方】

就労継続支援（A 型）については、過去の実績を踏まえた上で、新規利用者の動向を考慮して、サービス量を見込みました。

就労継続支援（B 型）については、過去の実績を踏まえた上で、新規利用者や、就労移行支援事業等から移行する人の動向を考慮して、サービス量を見込みました。

区 分	令和元年度 (参考)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
就労継続支援 (A 型)	774 人日分/月 (42 人分/月)	860 人日分/月 (43 人分/月)	920 人日分/月 (46 人分/月)	960 人日分/月 (48 人分/月)
就労継続支援 (B 型)	4,495 人日分/月 (287 人分/月)	6,200 人日分/月 (326 人分/月)	6,800 人日分/月 (340 人分/月)	7,100 人日分/月 (355 人分/月)

○就労定着支援

【見込み量に関する考え方】

就労定着支援については、過去の実績に加え、福祉施設から一般就労への移行者数等(82 ページ)を踏まえた上で、サービス量を見込みました。

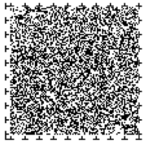
区 分	令和元年度 (参考)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
就労定着支援	26 人分/月	54 人分/月	64 人分/月	74 人分/月

○療養介護

【見込み量に関する考え方】

療養介護については、過去の実績に加え、18 歳未満の重症心身障がい* 児施設に入所している人の動向を考慮し、サービス量を見込みました。

区 分	令和元年度 (参考)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
療養介護	22 人分/月	21 人分/月	22 人分/月	23 人分/月



○短期入所

【見込み量に関する考え方】

短期入所（福祉型）、短期入所（医療型）については、アンケート調査やヒアリング調査の結果から、障がいのある方を支援する家族の一時的な休息や、急病等による緊急時の利用として、当サービスへの利用ニーズは高いことがうかがえます。こうしたニーズや過去の実績を考慮した上で、サービス量を見込みました。

区 分	令和元年度 (参考)	令和３年度	令和４年度	令和５年度
短期入所 (福祉型)	394 人日分/月 (74 人分/月)	364 人日分/月 (52 人分/月)	392 人日分/月 (56 人分/月)	406 人日分/月 (58 人分/月)
短期入所 (医療型)	65 人日分/月 (12 人分/月)	49 人日分/月 (7 人分/月)	56 人日分/月 (8 人分/月)	77 人日分/月 (11 人分/月)
短期入所計	460 人日分/月 (86 人分/月)	413 人日分/月 (59 人分/月)	448 人日分/月 (64 人分/月)	483 人日分/月 (69 人分/月)

(3) 居住系サービス、地域生活支援拠点等

○自立生活援助

【見込み量に関する考え方】

令和２年度現在、市内に当該サービスを提供する事業所がありませんが、福祉施設の入所者の地域生活への移行者数（79 ページ）等を踏まえた上で、サービス量を見込みました。

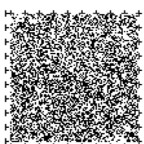
区 分	令和元年度 (参考)	令和３年度	令和４年度	令和５年度
自立生活援助	0 人分/月	2 人分/月	2 人分/月	2 人分/月

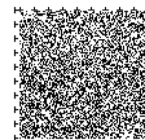
○共同生活援助

【見込み量に関する考え方】

共同生活援助については、障がい者が自立を目指して地域で生活を行う際の住まいの場として重要な役割を担っており、こうしたサービスの重要性やニーズの増加に伴い、毎年グループホームが新設されています。今後についても、こうした状況や過去の利用実績、グループホームの設置状況、利用ニーズの掘り起こし等を考慮して、サービス量を見込みました。

区 分	令和元年度 (参考)	令和３年度	令和４年度	令和５年度
共同生活援助	191 人分/月	228 人分/月	248 人分/月	268 人分/月





○施設入所支援

【見込み量に関する考え方】

施設入所支援は過去の実績を踏まえた上で、加齢児や新規利用者の動向、施設入所支援から共同生活援助*、一般住宅等へ移行する人の数等を考慮して、サービス量を見込みました。

区 分	令和元年度 (参考)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入所支援	146 人分/月	144 人分/月	144 人分/月	143 人分/月

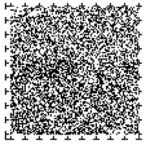
○地域生活支援拠点等

【見込み量に関する考え方】

地域生活支援拠点等は、障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、地域生活において、障がい者等やその家族の緊急事態に対応を図るもので、令和2年度に2か所設置しました。(安心生活支援事業)

今後は、この2か所の拠点を地域生活支援拠点とし、居住支援のための機能を充実させるとともに、定期的な検証を年1回実施するように見込みました。

区 分	令和元年度 (参考)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置個所数	0 か所	2 か所	2 か所	2 か所
検証回数	0 回	1 回	1 回	1 回



(4) 相談支援サービス

○計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援

【見込み量に関する考え方】

障害福祉サービスを利用する際には、サービス等利用計画* を策定することが制度上義務づけられています。（相談支援事業所の相談支援専門員* による作成（計画相談支援）を基本にしつつ、ご自身で作成（セルフプラン）することも可能です。）

計画相談支援については、相談支援専門員* が不足している中で、セルフプランを両立せざるを得ない状況もありますが、現在のサービスを利用している障がい者数の動向や相談支援事業所の計画作成の状況、セルフプラン率等を踏まえた上で、本市における実情を考慮し、モニタリングを含めた延べ人数でサービス量を見込みました。

地域移行支援や地域定着支援については、入所施設や病院から地域生活へ移行する人の動向や過去の実績を考慮し、サービス量を見込みました。

区 分	令和元年度 (参考)	令和３年度	令和４年度	令和５年度
計画相談支援	1,073 人分/年	1,190 人分/年	1,210 人分/年	1,230 人分/年
地域移行支援	0 人分/年	0 人分/年	1 人分/年	2 人分/年
地域定着支援	0 人分/年	0 人分/年	1 人分/年	2 人分/年

(※)「人分/年」は年間の利用人数を示しています。

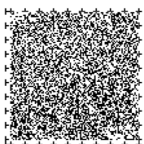
(5) 障害福祉サービスの見込み量確保のための方策

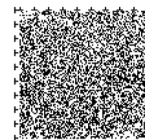
○訪問系サービスでは、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、障がい特性によって異なるニーズに応えることのできる一元的なサービス提供が求められます。必要なサービス量を確保していくとともに、ヘルパーの確保及び育成等に関する支援に取り組み、訪問系サービスの質と量の確保についての検討を進めていきます。【関連：第４章 １－４『育てる』】

○日中活動系サービスについては、障がい者が日々の生活を充実したものにするための重要な社会参加の場です。新型コロナウイルス感染症の影響により、これまでのように通所できない状況もありましたが、今後は「新しい生活様式」を取り入れた安心して通所できる場の確保に努めます。【関連：第４章 ３－２『生活する・利用する』】

○居住系サービスにおいて、特に共同生活援助* については障がい者が地域の中で自立した生活を送るために欠かすことができないサービスとなっています。多様なニーズに対応したグループホームの設置を促進するとともに、利用者負担の軽減を実施し、利用しやすいサービスになるよう取り組みます。【関連：第４章 ３－１『住まう』】

○相談支援サービスについては、多様化・専門化した相談への対応や、相談支援専門員* の担い手の不足等により、計画相談を希望するすべての方が当該サービスを利用できる状況にはありません。このような状況を踏まえて、相談支援事業所や相談支援専門員* の量及び質の確保に向けて取り組みます。【関連：第４章 １－２『相談する』】





3 地域生活支援事業の見込み量

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じて実施する市町村事業であり、全国的な統一基準の障害福祉サービスと併せて実施するものです。事業については、すべての市町村が行わなければならない必須事業と、各市町村の判断により実施する任意事業があります。

(1) 必須事業

○理解促進研修・啓発事業

【見込み量に関する考え方】

理解促進研修・啓発事業は、地域住民を対象とした障がい者等に関する理解を深める研修・啓発を通じて、障がい者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる社会的障壁を除去し、共生社会の実現を図ることを目的に実施する事業です。

本計画においても、年間を通して事業が実施できるように見込みました。

区 分	令和元年度 (参考)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市民に対して障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業	4回/年	5回/年	5回/年	5回/年

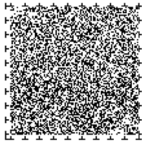
○自発的活動支援事業

【見込み量に関する考え方】

自発的活動支援事業は、障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者やその家族、地域の住民等が行う地域内でのボランティア活動や社会活動、障がい者の孤立防止活動等の自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図ることを目的に実施する事業です。

本計画においても、多くの障がい者やその家族、地域住民等が本事業に関わるできるよう、本事業を実施する事業所数を見込みました。

区 分	令和元年度 (参考)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業 実施事業所数	3か所	3か所	3か所	3か所



○相談支援事業

【見込み量に関する考え方】

相談支援事業は、障がい者やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護* のために必要な支援を行うことにより、障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営めるように実施する事業であり、市内4か所の相談支援事業所で実施しています。

本市では、社会福祉士や精神保健福祉士等の専門的職員を配置するとともに、地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネートを実施する等、相談支援機能を強化してきました。また、ネットワーク構築のために自立支援協議会の各部会の事務局を担い、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進してきました。

本計画においても、障がい者やその家族等の多様かつ複雑化する相談ニーズに対応できるよう、本事業を実施する事業所数を見込みました。

区 分	令和元年度 (参考)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援事業 実施事業所数	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所

なお、住宅入居等支援事業（居住サポート事業）は、一般住宅への入居にあたり支援が必要な障がいのある方に対し、入居支援や居住支援のためのサポート体制の調整を行う事業です。障がいのある方が地域で安心して生活ができるように、相談支援事業と連携し、検討してまいります。

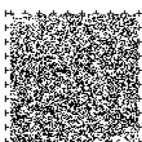
○成年後見制度利用支援事業

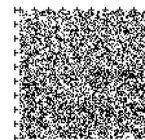
【見込み量に関する考え方】

成年後見制度利用支援事業は、成年後見制度* の利用が有用であると認められる知的障がい者や精神障がい者に対して、制度の利用を支援することにより、障がい者の権利擁護* を図ることを目的に実施する事業です。

本計画においても、障がい者の権利擁護* が図られるよう、過去の実績を踏まえた上で、成年後見制度* に対するニーズ等を考慮し、市長申立件数および後見人等の報酬助成件数を見込みました。

区 分	令和元年度 (参考)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市長申立件数	1 件	5 件	5 件	5 件
後見人等の報酬助成件数	3 件	7 件	12 件	17 件





○成年後見制度法人後見支援事業

【見込み量に関する考え方】

成年後見制度法人後見支援事業は、成年後見制度* における後見等の業務を適正に実施できる法人を確保する体制を整備するとともに、市民後見人* の活用を含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利を擁護することを目的に実施する事業です。

本計画においても、今後求められる市民後見人* の活用を含めた法人後見を推進することを踏まえ、本市における実情を考慮し、本事業を実施する団体数を見込みました。

区 分	令和元年度 (参考)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
法人後見実施団体数	2団体	2団体	2団体	2団体

○意思疎通支援事業

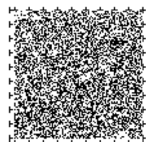
【見込み量に関する考え方】

意思疎通支援事業は、聴覚や言語機能等の障がいのため、意思疎通を図ることが難しい障がい者等に対して、手話通訳や要約筆記者の方法により、障がい者等とコミュニケーションの相手との意思疎通を支援する人の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的に実施する事業です。

本市では、必要に応じて、手話通訳者・要約筆記者の派遣や障がい福祉課窓口における手話通訳者の設置等、障がい者の意思疎通が円滑にできるように取り組んできました。

本計画においても、過去の実績を踏まえた上で、本市における実情を考慮し、手話通訳者・要約筆記者の派遣回数及び手話通訳者設置事業の設置者数を見込みました。

区 分	令和元年度 (参考)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者・要約筆記者の 派遣回数	339回	320回	330回	340回
手話通訳者設置事業の 設置者数	1人/日	1人/日	1人/日	1人/日



○日常生活用具給付等事業

【見込み量に関する考え方】

日常生活用具給付等事業は、障がい者等に対して、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、福祉の増進に資することを目的に実施する事業です。

本計画においても、日常生活の便宜が図られるよう、過去の実績を踏まえた上で、本市の実情を考慮し、種類ごとに給付件数を見込みました。

区 分	令和元年度 (参考)	令和３年度	令和４年度	令和５年度
介護訓練支援用具	８件	９件	９件	９件
自立生活支援用具	２２件	２５件	２５件	２５件
在宅療養費支援用具	１５件	２０件	２０件	２０件
情報意思疎通支援用具	２８件	２９件	３０件	３１件
排泄管理支援用具	８１０件	７８７件	７８７件	７８７件
住宅改修費	１件	４件	５件	６件

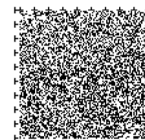
○手話奉仕員養成研修事業

【見込み量に関する考え方】

手話奉仕員養成研修事業は、日常生活を行うのに必要な手話の技術を習得した者を養成することを通じて、意思疎通が難しい障がい者等が自立して日常生活又は社会生活を送れることを目的に実施する事業です。

本市では、平成 30 年度より実施しており、本市における実情を考慮し、実施回数を見込みました。

区 分	令和元年度 (参考)	令和３年度	令和４年度	令和５年度
事業の実施回数	１回	１回	１回	１回



○移動支援事業

【見込み量に関する考え方】

移動支援事業は、屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を通じ、地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的に実施する事業です。近年、ヘルパー人材の不足や新型コロナウイルス感染症による外出自粛の影響等を受けて、令和２年度は前年度より減少しました。しかしながら、外出支援に対するニーズは依然として高いことから、そのあり方を検討し、課題解決に努めるとともに、障がい者等の自立生活及び社会参加の促進を図っていきます。

本計画においても、過去の実績を踏まえた上で、本市における実情を考慮し、利用件数及び利用見込み時間数を見込みました。

区 分	令和元年度 (参考)	令和３年度	令和４年度	令和５年度
移動支援事業 (利用件数)	3,151 件/年	3,012 件/年	3,062 件/年	3,112 件/年
移動支援事業 (利用見込み時間数)	30,790 時間/年	47,890 時間/年	48,890 時間/年	49,890 時間/年

○地域活動支援センター機能強化事業

【見込み量に関する考え方】

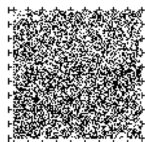
地域活動支援センター機能強化事業は、地域の実情に応じて、創作的活動及び生産活動の機会の提供や社会との交流促進等を実施する地域活動支援センター*の機能を充実し、障がい者の地域生活支援の促進を図ることを目的に実施する事業です。

本市では、令和２年度末に地域活動支援センター*（Ⅲ型）が１か所閉所しましたが、他の地域生活支援センターが安定的かつ持続的に運営できるよう、引き続きサポートしていきます。

本計画においても、障がい者に対する地域生活支援の促進を図るため、本市における実情を考慮し、地域生活支援センター数及び実利用見込み者数を見込みました。

区 分	令和元年度 (参考)	令和３年度	令和４年度	令和５年度
地域活動支援センター* (Ⅰ型)	１か所	１か所	１か所	１か所
地域活動支援センター* (Ⅲ型)	８か所 (135 人)	７か所 (140 人)	７か所 (145 人)	７か所 (150 人)





(2) 任意事業

○福祉ホーム

【見込み量に関する考え方】

福祉ホームは、住居を求めている障がい者に対して、低料金で居室やその他設備を提供するとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障がい者の地域生活を支援することを目的に実施する事業です。ただし、対象者や入居期間が限られているため、現在は県内数か所の法人のみで提供されています。

本計画においても、障がい者の地域生活を支援するため、過去の実績を踏まえた上で、本市における実情を考慮し、利用者数を見込みました。

区 分	令和元年度 (参考)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	0人	1人	1人	1人

○訪問入浴サービス

【見込み量に関する考え方】

訪問入浴サービスは、身体障がい者が安心して日常生活を送ることができるよう、居宅訪問により入浴サービスを提供することで、身体障がい者の身体の清潔の保持や心身機能の維持等を図ることを目的に実施する事業です。

本計画においても、過去の実績を踏まえた上で、重度の障がいのある方の動向を考慮し、利用者数を見込みました。

区 分	令和元年度 (参考)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	23人	24人	24人	24人

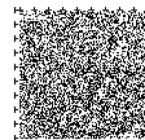
○生活訓練等

【見込み量に関する考え方】

生活訓練等は、障がい者が日常生活を円滑に送れるよう、必要な訓練や指導等を行うことを目的に実施する事業です。

本計画においては、過去の実績を踏まえた上で、本市における実情を考慮し、実施事業所数を見込みました。

区 分	令和元年度 (参考)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施事業所数	0か所	1か所	1か所	1か所



○日中一時支援事業

【見込み量に関する考え方】

日中一時支援事業は、障がい者の日中における活動の場を確保し、障がい者の家族の就労支援及び障がい者を日常的に介護している家族のレスパイトケア*を目的に実施する事業です。近年、本事業を実施する事業所の減少や、生活介護等の他の日中活動系サービスの利用増加により、本事業の利用件数は減少傾向にあります。その一方で、ヒアリング等では本事業に対して、一定の潜在的なニーズも見られます。

本計画においても、過去の実績を踏まえた上で、利用件数（延べ）を見込みました。

区 分	令和元年度 (参考)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用件数（延べ）	2,757 件/年	2,750 件/年	2,770 件/年	2,790 件/年

○巡回支援専門員整備

【見込み量に関する考え方】

巡回支援専門員整備は、発達障がい*等に関する知識を有する専門員が保育所や幼稚園等を巡回し、施設職員や保護者に対して、障がいの早期発見・早期対応のための助言等の支援を実施し、障がい者が「気になる」段階から支援を行うための体制の整備を図ることを目的とする事業です。

本計画においても、過去の実績を踏まえた上で、利用回数を見込みました。

区 分	令和元年度 (参考)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用回数	74 回	75 回	75 回	75 回

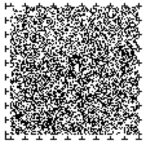
○社会参加促進事業

【見込み量に関する考え方】

地域の要望に応じて、本市が独自に実施している社会参加促進のための事業については、過去の実績等を踏まえた上で、事業の実施回数や点字・声の広報等の発行回数を見込みました。

区 分	令和元年度 (参考)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
文化・芸術・スポーツ活動 支援実施回数	1 回	1 回	1 回	1 回
点字・声の広報等の発行	24 回	24 回	24 回	24 回





○障害者虐待防止対策支援事業

【見込み量に関する考え方】

障害者虐待防止対策支援事業は、障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、地域における関係行政機関、障がい者の福祉・医療・司法に関連する職務に従事する者又は関係する団体、地域住民等の支援体制の強化や協力体制の整備を図ることを目的に実施しています。

本計画においても、引き続き、連携協力体制の整備や障がい者虐待防止・権利擁護* に関する研修の実施、普及啓発を推進します。

区 分	令和元年度 (参考)	令和３年度	令和４年度	令和５年度
研修・ミニ勉強会等の 開催回数	４回	５回	５回	５回

(３) 地域生活支援事業の見込み量確保のための方策

＜必須事業＞

○理解促進研修・啓発事業においては、障がいのある方に対する偏見や差別を解消し、障がいのある方もない方も安心して地域で暮らせる社会を実現できるよう、理解促進及び啓発に関する事業を実施します。【関連：第４章 １－３『理解を深める』、４－１『働く』】

○相談支援事業については、障がい者やその家族等の多様かつ複雑化する相談ニーズに対応できるよう、相談支援ネットワーク及びバックアップ体制を構築し、地域における包括的な相談支援を推進します。【関連：第４章 １－２『相談する』】

○成年後見制度利用支援事業及び成年後見制度法人後見支援事業については、障がい者の権利擁護* に向けて、「第１期成年後見制度利用促進基本計画」と連携して、取組を推進します。

【関連：第４章 ３－３『人権を守る』】

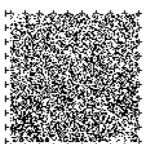
○意思疎通支援事業については、新型コロナウイルス感染症を踏まえた「新しい生活様式」においても、意思疎通が困難な方には必要、かつ重要な事業です。今後も、手話通訳者・要約筆記者を派遣し、必要な情報の入手や、自分の意思伝達の支援を行う等、事業を推進します。

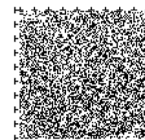
【関連：第４章 １－１『知る』】

○日常生活用具給付等事業については、障がいのある方が在宅で快適な日常生活を送ることができるよう、今後も安定的な給付を目指します。【関連：第４章 ３－２『生活する』】

○手話奉仕員養成研修事業については、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある方等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成に取り組みます。【関連：第４章 １－１『知る』】

○移動支援事業については、日常生活をより豊かにするための外出時の介助支援等を行い、引き続き障がいのある方の余暇活動の支援等を推進します。【関連：第４章 ４－２『社会参加・楽しむ』】





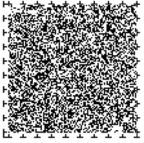
＜任意事業＞

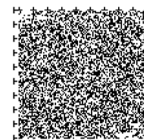
○日中一時支援事業については、日中活動系サービス等の終了後や休日などにおける、介護者の負担軽減や就労支援等のため、今後も継続的に実施します。【関連：第4章 3-2『生活する・利用する』】

○巡回支援専門員整備事業については、障がいの早期発見、早期対応に加え、特性のある子どもを1つの関係機関だけで抱え込むことなく、機関連携を行い、インクルーシブ（包括的）な支援を推進します。【関連：第4章 3-2『生活する・利用する』】

○障害者虐待防止対策支援事業においては、障害者差別解消法* の周知やイベント等を実施し、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮* の提供を周知しています。今後も、連携協力体制の整備や障がい者虐待防止・権利擁護* に関する研修を実施し、普及啓発に努めます。【関連：第4章 3-3『人権を守る』】

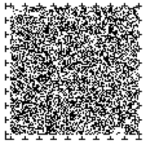
これらの事業を中心に、本市の実情を踏まえ、障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、継続的な実施に取り組めます。

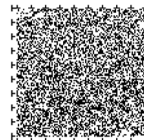




第 6 章

障害児福祉計画に係る 成果目標及び見込み量





第6章 障害児福祉計画に係る成果目標及び見込み量の設定

1 障害児福祉計画における成果目標

障がい児の日常生活及び社会生活の総合的な支援の一環として、障がい児を支援する重層的な地域体制の構築や重症心身障がい*児、及び医療的ケア児への支援体制の整備といった主要な課題に対応するため、国の基本指針を踏まえるとともに、本市における過去の実績等を考慮した上で、成果目標を設定します。

なお、本章では、児童福祉法*の第33条に基づく「市町村障害児福祉計画」の目標を記載します。

(1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センター*の設置及び保育所等訪問支援の充実

国の基本指針では、重層的な地域支援体制の構築について、次の成果目標が求められています。

【令和5年度末における成果目標】(国の基本指針より抜粋)

○各市町村に少なくとも1カ所以上の児童発達支援センター*を設置すること。

○すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること。

本市では、すでに児童発達支援センター*が2カ所設置されているほか、これらの児童発達支援センター*で、保育所等訪問支援のサービスを提供しています。これらの児童発達支援センター*は、地域内の支援機能を強化し、地域社会への参加やインクルーシブ(包括的)な地域社会の構築を推進するための中核的な支援機関として非常に重要な役割を担っています。

今後、児童発達支援センター*を地域の障がい児支援に対する中核的な拠点として位置づけ、サービス提供や支援を実施します。

(2) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

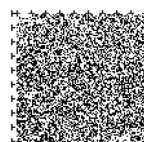
国の基本指針では、重症心身障がい*児の支援体制について、次の成果目標が求められています。

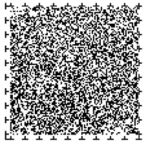
【令和5年度末における成果目標】(国の基本指針より抜粋)

○主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保すること。

本市では、すでに重症心身障害児を対象とした児童発達支援事業所、および放課後等デイサービス事業所がそれぞれ2カ所設置されており、重症心身障害児に対する支援体制が整備されています。

今後についても、本市と事業所との連携を強化し、重症心身障害児の支援の充実を図っていきます。





(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

国の基本指針では、医療的ケア児に対する支援体制について、次の成果目標が求められています。

【令和5年度末における成果目標】（国の基本指針より抜粋）
○各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けること。

本市においては、これまで自立支援協議会において医療的ケア児に関する協議を進めてきました。また、湘南東部圏域においては、重度障がい者等の医療的ケアに関する連絡会において、定期的に医療的ケアが必要な児童に関する協議が進められています。

これらの協議の場を活用し、引き続き医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう支援体制の整備に努めます。

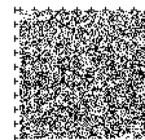
(4) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

国の基本指針では、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、医療的ケア児が関連する分野の支援を調整するコーディネーターの配置を促進することが必要とされています。

【令和5年度末における成果目標】（国の基本指針より抜粋）
○各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること。

本市においては、コーディネーターの配置を圏域等で検討するとともに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう神奈川県医療的ケア児等コーディネーター等研修事業を修了した方が相談支援専門員*等にノウハウ等を伝える研修等の機会を設けます。

区 分	令和元年度 (参考)	令和5年度
医療的ケア児に対する関連分野の 支援を調整するコーディネーター の配置人数	-	1人/年

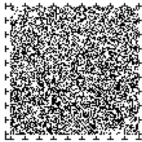


(5) ペアレントトレーニング* やペアレントプログラム* 等の支援の充実

ペアレントトレーニング* は、発達障がい* 者及び発達障がい* 児の早期発見、早期支援には、発達障がい* 者等及びその家族等における障がいへの理解が重要であることから、各市町村において、家族等が本人の特性を理解し、必要な知識や方法を身に付け、適切な対応ができることを目標としています。また、当該トレーニングをきっかけとして、地域の親の会やペアレントメンター* による支援に繋げていくことで、ライフステージ* を通した地域での保護者支援が可能となります。

本市では、ペアレントトレーニング* やペアレントプログラム* 等の支援の拡充やペアレントメンター* やピアサポート活動* への参加人数の拡大を目指し、発達障がい* 者等及びその家族等に対する支援体制を検討していきます。





2 障害児福祉サービスの見込み量

令和3～5年度において必要となる障害児福祉サービスの見込み量は次のとおりです。

なお、令和2年度において、新型コロナウイルス感染症の影響により、前年度に比べ利用量が減少した一部のサービスについては、令和元年度よりも令和3年度の見込み量が減少しています。

(1) 障害児通所給付サービス

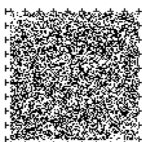
○児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援

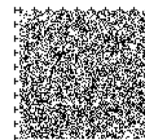
【見込み量に関する考え方】

- ・児童発達支援については、過去の実績に加えて、未就学の障がい児の人数や今後の障がいの早期発見等を考慮して、サービス量を見込みました。なお、近年は、手帳を所持していない児童の利用も増加しています。
- ・医療型児童発達支援については、現状、市内に本サービスを提供する事業者がないことや、他市事業所の利用実績がない状況を踏まえたサービスの見込み量となっています。
- ・放課後等デイサービスについては、過去の実績に加えて、サービス事業所が急増している現状及び、就学期の障がい児の人数等の動向等を踏まえた上でサービス量を見込みました。
- ・保育所等訪問支援については、過去の実績に加えて、保育園や幼稚園、特別支援学校等の設置状況等を考慮して、サービス量を見込みました。

区 分	令和元年度 (参考)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	1,939 人日分/月 (255 人分/月)	2,295 人日分/月 (286 人分/月)	2,525 人日分/月 (315 人分/月)	2,777 人日分/月 (347 人分/月)
医療型 児童発達支援	0 人日分/月 (0 人分/月)	0 人日分/月 (0 人分/月)	0 人日分/月 (0 人分/月)	0 人日分/月 (0 人分/月)
放課後等 デイサービス	3,700 人日分/月 (564 人分/月)	4,267 人日分/月 (610 人分/月)	4,694 人日分/月 (671 人分/月)	5,163 人日分/月 (738 人分/月)
保育所等 訪問支援	3 人日分/月 (3 人分/月)	1 人日分/月 (1 人分/月)	3 人日分/月 (3 人分/月)	5 人日分/月 (5 人分/月)

(※) 令和元年度は実績値です。令和3～5年度は本計画に基づく見込み値です。また、「人分/月」は月間の利用人数、「人日分/月」は月間の利用人数×1人あたりの平均利用日数を示しています。(以下同様)





(2) 居宅訪問型児童発達支援

【見込み量に関する考え方】

居宅訪問型児童発達支援は、外出することが非常に困難な重症心身障害児等の重度の障がい児に対して、障がい児の居宅を訪問し、発達支援を行うサービスです。現状においては、市内に本サービスを提供する事業者がないこと等から利用実績はありませんが、重症心身障がい* 児数の動向を踏まえた上で、見込みました。

区 分	令和元年度 (参考)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
居宅訪問型 児童発達支援	0 人日分/月 (0 人分/月)	4 人日分/月 (1 人分/月)	8 人日分/月 (2 人分/月)	8 人日分/月 (2 人分/月)

(3) 障害児相談支援

【見込み量に関する考え方】

障害児相談支援は、障害児福祉サービスを利用する障がい児に対して、「指定特定相談支援事業者」及び「障害児相談支援事業者」の両方の指定を受けた事業者の相談支援専門員* が、居宅及び通所サービスの一体的な計画を作成する事業です。

なお、令和 2 年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響による対面相談の自粛等のために相談件数が減少しました。これらの社会状況や障害児福祉サービスを利用している障がい児数の動向、相談支援専門員* 数等が不足している状況及びセルフケアプラン率を踏まえた上で、本市における実情を考慮し、モニタリングを含めた延べ人数を見込みました。

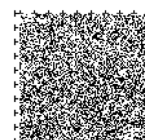
区 分	令和元年度 (参考)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
障害児相談支援	539 人分/年	434 人分/年	444 人分/年	454 人分/年

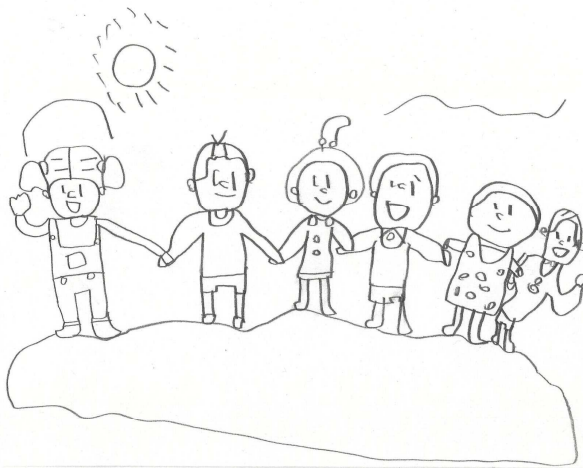
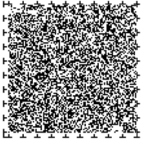
(※)「人分/年」は年間の利用人数を示しています。

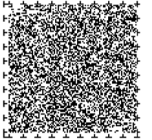
(4) 障害児福祉サービスの見込み量確保のための方策

○障害児通所給付サービスは、発達障がい* の早期発見等により障がい児が増加していることに加え、保護者からの利用ニーズも多く、引き続き利用量の増加を見込んでいます。市内の障害児通所給付サービスの事業所数は増加傾向にあり、各事業所によるサービス内容等も多種多様で、サービスの質を担保するための取組が引き続き求められています。そのため、茅ヶ崎市・寒川町障害児者通所事業所連絡会等を通じて、市内の障害児通所給付サービス事業所と連携し、質と量の確保を図ります。【関連：第 4 章 1-4 『育てる』】

○障害児相談支援は、障害児福祉サービス利用者が増加傾向にあり、相談支援に対するニーズも引き続き増大していくことが見込まれますが、その一方で相談支援事業所や相談支援専門員* 等の不足が課題となっています。障がい児の家族を取り巻く課題も多様化・複雑化が進んでおり、このような状況を踏まえて、相談員の質・量の充実に向けた取組や、相談支援体制の再検討・再構築を図ります。【関連：第 4 章 1-2 『相談する』】

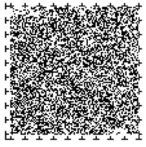


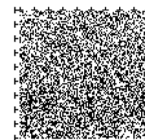




第7章

本計画の推進





第7章 本計画の推進

1 本計画の推進体制

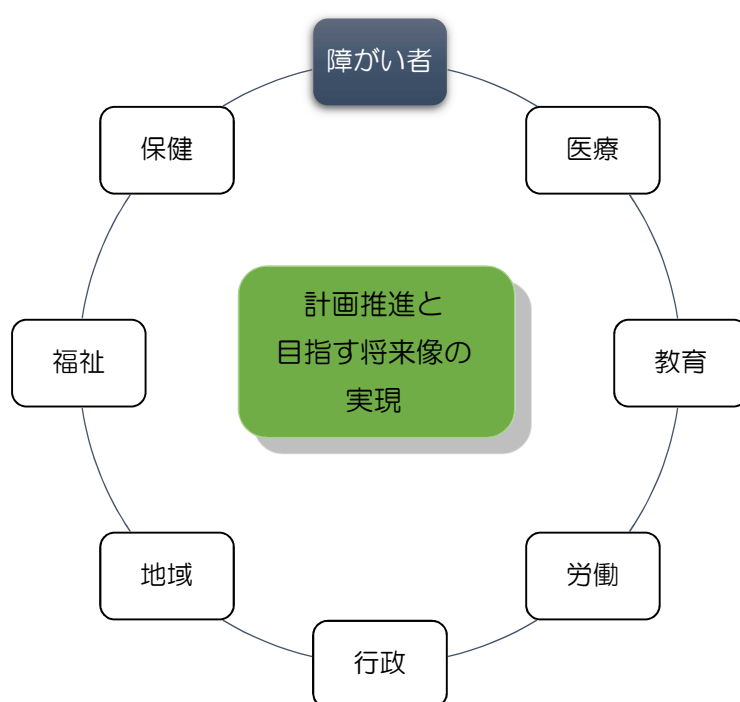
本計画を推進するためには、障がい者やその家族、支援者、市民、本市を含めた行政等の様々な関係者が本計画の中で掲げた目標を共有し、目標達成に向けて連携することが重要になります。また、関係者が進捗状況を確認し、お互いに議論・検討した上で、工夫・改善を積み重ね、着実に実行する体制の整備が必要です。

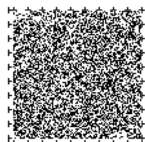
そのため、本市では、本計画を推進するとともに、その実施状況を評価する体制として、公募市民、学識経験者、障がい者団体、福祉関係者、行政関係機関、自立支援協議会の代表者で構成される「推進委員会」を設置します。推進委員会では、本計画に定める事項について、取組状況の評価、検討を行い、必要に応じて計画の見直し等、計画の効果を高めるための対策を講じていきます。

また、庁内においては、障がい分野関係の課長級職員で構成される「茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進調整会議」（以下「推進調整会議」という。）を設置し、各課の連携のもと、全庁的に本計画が推進されるよう、推進委員会と一体となって、進捗状況の課題、取組方針等について協議していきます。

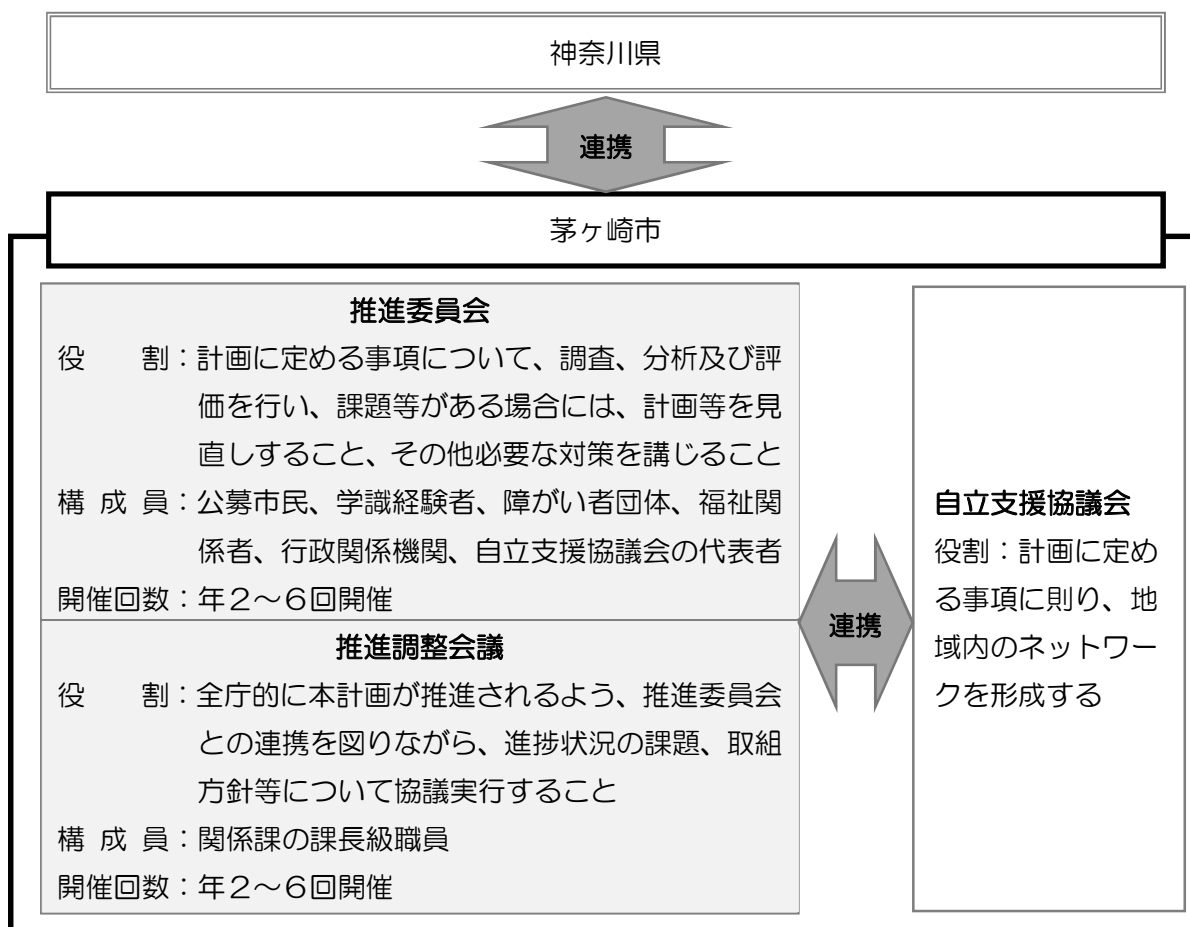
なお、本計画の推進にあたっては、自立支援協議会や神奈川県との連携を図ります。

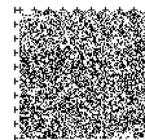
図表 45 多様な主体間の協働* による計画の推進





図表 46 計画の推進体制





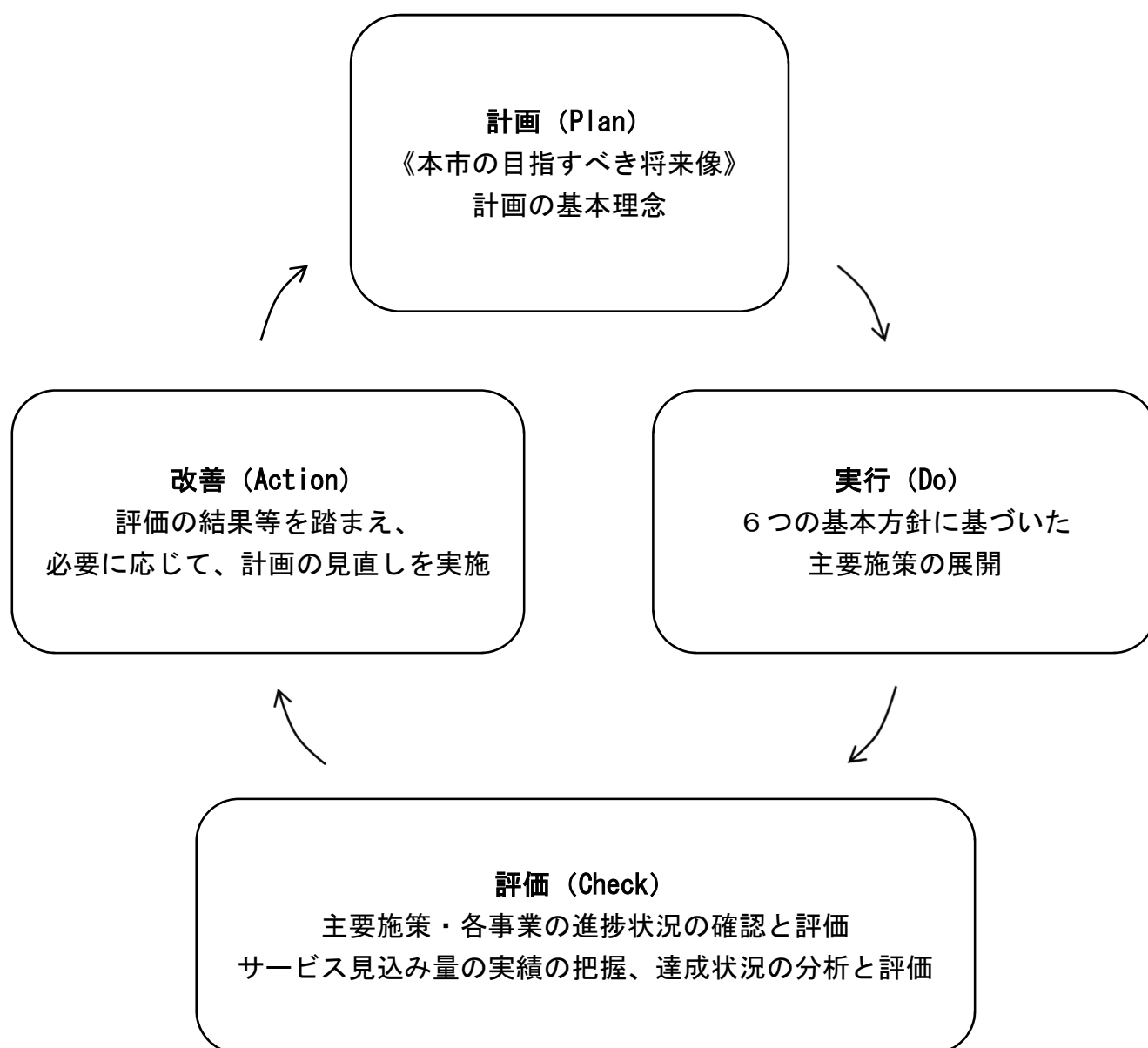
2 本計画の進捗管理

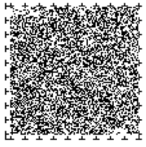
本計画については、各年度において、事業の進捗状況等を管理し、結果を推進調整会議で協議するとともに、推進委員会へ報告して意見聴取を行い、計画実現に向けた取組を確認します。

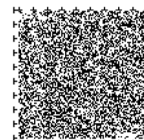
また、進捗状況の管理の過程にあたっては、PDCA サイクル* に基づく検証を行い、実効性のある進捗管理を行います。

なお、各年度の事業の進捗状況については、市ホームページで公表し、様々な方が確認できるように努めます。

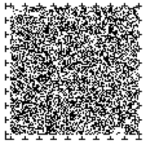
図表 47 本計画の進捗を管理するためのプロセス

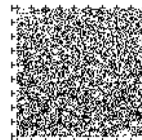






資料編





資料編

1 茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会

(1) 茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会規則

平成 16 年 3 月 26 日

規則第 19 号

(趣旨)

第1条 この規則は、茅ヶ崎市附属機関設置条例（平成 10 年茅ヶ崎市条例第 44 号）に基づき設置された茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）の所掌事項、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、茅ヶ崎市障害者保健福祉計画の策定及び変更並びに当該計画に基づく事業の推進に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議するものとする。

(委員)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 福祉団体の代表者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 関係行政機関の職員

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

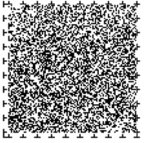
3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。



（意見の聴取等）

第6条 委員会は、その任務を行うため必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第27号）

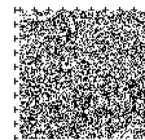
この規則は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第38号）

この規則は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（平成29年規則第8号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。



(2) 新型コロナウイルス感染症対策のための茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会運営要綱

令和2年6月4日

茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症のまん延防止を図るため、茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会規則（平成16年規則第9号）第8条の規定に基づき、茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会（以下、「委員会」という。）の運営に関して必要な事項を定める。

(書面会議)

第2条 やむを得ない理由により茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会規則第5条に規定する会議を開催できず、茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会の運営に支障をきたすと委員長が認めたときは、書面会議の実施をもって会議の開催に代えることができる。

2 委員長は、書面会議の実施にあたり、次の各号に掲げる資料を委員に送付しなければならない。

(1) 議事の内容を明らかにした議案書

(2) 議事に対する委員の意見・賛否を明らかにするための表決書

(3) その他書面会議の実施に必要な資料

3 委員長は、委員が表決書を提出する期限を定め、資料の送付にあたり、それを通知しなければならない。

4 書面会議は、前項の期限までに、委員の過半数の表決書が提出されたことををもって成立する。

5 委員長は、書面会議の結果を委員に報告する。

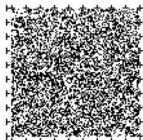
附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年6月4日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。



(3) 茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会委員名簿

	氏 名	所属団体等	選出区分
	寺田 青児	市民公募委員	市民
	田尻 和之	市民公募委員	市民
	戸井田 愛子 (※1)	茅ヶ崎市身体障害者福祉協会の代表者	福祉団体の代表者
	高丸 やい子 (※2)		
	瀧井 正子	茅ヶ崎手をつなぐ育成会の代表者	福祉団体の代表者
○	村越 健二	茅ヶ崎市肢体不自由児者父母の会の代表者	福祉団体の代表者
	湊 里香	茅ヶ崎市聴覚障害者協会の代表者	福祉団体の代表者
	上杉 桂子	茅ヶ崎寒川地区自閉症児・者親の会の代表者	福祉団体の代表者
	徳田 弘毅 (※3)	茅ヶ崎市障害者地域作業所連絡会の代表者	福祉団体の代表者
	山本 恵一 (※4)		
	南雲 恵子 (※5)	茅ヶ崎市民生委員児童委員協議会の代表者	福祉団体の代表者
	眞壁 章 (※6)		
	飯田 峻康	茅ヶ崎ボランティア連絡会の代表者	福祉団体の代表者
	筒井 裕子 (※7)	茅ヶ崎市障害者施設連絡会の代表者	福祉団体の代表者
	鈴木 大輔 (※8)		
	松永 徹	茅ヶ崎市自立支援協議会の代表者	福祉団体の代表者
◎	松為 信雄	東京通信大学教授	学識経験者
	西本 瑞希 (※9)	神奈川県中央児童相談所の職員	関係行政機関の職員
	錦織 浩美 (※10)		
	守屋 昌代	神奈川県立茅ヶ崎養護学校の職員	関係行政機関の職員
	加藤 絵里	茅ヶ崎市社会福祉協議会の職員	関係行政機関の職員
		障害者生活支援センターの職員	
	安田 のり子	生活相談室とれいんの職員	関係行政機関の職員
	鈴木 栄一 (※11)	相談支援センターつみきの職員	関係行政機関の職員
	譲原 允司 (※12)		
	瀬川 直人	地域生活支援センター元町の家	関係行政機関の職員

(※1) 令和2年6月30日まで

(※2) 令和2年7月1日から

(※3) 令和2年9月17日まで

(※4) 令和2年9月18日から

(※5) 令和元年12月25日まで

(※6) 令和元年12月26日から

(※7) 令和2年3月31日まで

(※8) 令和2年4月1日から

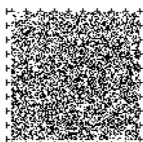
(※9) 令和元年12月25日まで

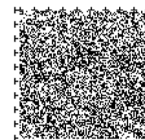
(※10) 令和元年12月26日から

(※11) 令和元年3月31日まで

(※12) 令和元年4月1日から

◎は委員長、○は副委員長を表している。なお、順番は選出区分の順としている。敬称略





(4) 茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会の審議等の経過

【平成 30 年度】

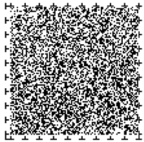
回	開催日	内容
第 1 回	平成 30 年 7 月 31 日	当年度の推進委員会スケジュールについて 第 5 期茅ヶ崎市障害者保健福祉計画について 障害者の現状と各サービスの利用状況について 第 4 期茅ヶ崎市障害者保健福祉計画における障害者施策事業の実施状況について
第 2 回	平成 31 年 2 月 1 日	市内グループホーム視察 手話言語条例について エスピスについて パーキングパーミット制度について

【令和元年度】

回	開催日	内容
第 1 回	令和元年 7 月 12 日	当年度の委員会スケジュールについて 「障害者の現状」と「各サービスの利用状況」について 第 5 期計画における障害者施策事業の実施状況について
第 2 回	令和元年 10 月 24 日	計画策定スケジュールについて 市民向けアンケート調査の実施について 障害者ヒアリング調査の実施について 事業者へのアンケート調査の実施について 障害者アンケート調査の実施について
第 3 回	令和 2 年 1 月 14 日	事業者向けアンケート調査について 市民向けアンケート調査について 障害者ヒアリング調査について 障害者アンケート調査について

【令和 2 年度】

回	開催日	内容
第 1 回	令和 2 年 8 月 20 日 (書面会議)	第 6 期茅ヶ崎市障害者保健福祉計画の策定スケジュールについて 第 6 期茅ヶ崎市障害者保健福祉計画の骨子案について 第 6 期茅ヶ崎市障害者保健福祉計画の計画課題(案)について
第 2 回	令和 2 年 9 月 18 日 (書面会議)	第 6 期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画(案)について
第 3 回	令和 2 年 10 月 20 日	第 6 期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画(素案)について 答申について
第 4 回	令和 3 年 3 月 22 日 (書面会議)	第 6 期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画について



2 茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進調整会議

(1) 茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進調整会議要綱

(設置)

第1条 茅ヶ崎市障害者保健福祉計画（以下「障害者計画」という。）を策定し、及び変更し、並びに当該計画に基づく施策を推進するに当たり、関係各課が連携して福祉施策体系の整理及び整合を図るため、茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 調整会議は、「障害者計画」の策定、変更にかかわる諸施策の総合的調整をはかる。

(組織)

第3条 調整会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、福祉部長をもって充て、副会長は、障害福祉課長をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、調整会議の会務を総理し、調整会議を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 調整会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

(意見の聴取等)

第6条 調整会議は、必要があると認めるときは、会議に関係職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

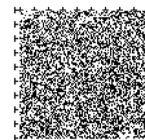
第7条 調整会議の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、会長が調整会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月13日から施行する。



附 則

この要綱は、平成18年9月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

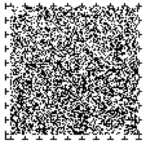
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

別表（第3条関係）

総務部市民自治推進課長 企画部秘書広報課長 市民安全部防災対策課長 市民安全部安全対策課長 経済部雇用労働課長 文化生涯学習部文化生涯学習課長 文化生涯学習部スポーツ推進課長 福祉部福祉政策課長 福祉部高齢福祉介護課長 福祉部高齢福祉介護課介護保険担当課長 こども育成部こども育成相談課長 都市部都市政策課長 都市部建築指導課長 建設部公園緑地課長 建設部道路管理課長 建設部道路建設課長 建設部建築課長 保健所保健予防課長 保健所健康増進課長 市立病院患者支援センター所長 教育委員会教育推進部学校教育指導課長 教育委員会教育推進部社会教育課長



3 茅ヶ崎市自立支援協議会

(1) 茅ヶ崎市自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律 123 号）（以下「法」という。）第 89 条の3の規定に基づき、法第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児の地域生活を支援するため、茅ヶ崎市及び関係機関（以下「関係機関等」という。）が、相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図ることを目的に、茅ヶ崎市自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(代表者会議)

第2条 協議会に代表者会議を置く。

(代表者会議の構成)

第3条 代表者会議は、別表第1に掲げる関係機関等から推薦された者及び第8条に規定する部会長で構成する。茅ヶ崎市の委員は、障害福祉主管課長をもって充てる。

2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。

(代表者会議の役員)

第4条 代表者会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選出されるものとする。

3 副会長は、委員の互選により選出されるものとする。

4 会長は、協議会及び代表者会議を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めその意見を聞くことができる。

(代表者会議の開催)

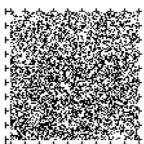
第5条 代表者会議は、必要に応じて会長が招集し、進行を担う。

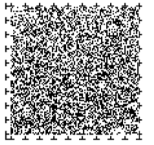
(部会)

第6条 協議会に、障害福祉に係る課題の抽出、情報共有、事例の検討等を行うために部会を置く。

(部会の構成)

第7条 部会は、別表第2に掲げる関係機関等から推薦された者で構成する。





- 2 部会員の任期は2年とする。ただし、補欠の部会員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 部会員は、再任することができる。

（部会の役員）

第8条 部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長は、部会員の互選により選出されるものとする。
- 3 副部会長は、部会員の互選により選出されるものとする。
- 4 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 部会長は、部会を代表し代表者会議に出席する。
- 7 部会員は、関係機関等の実務担当者で組織し、部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者の出席を求めその意見を聞くことができる。

（部会の招集）

第9条 部会は、部会長が招集し、進行を担う。

（部会の庶務）

第10条 部会の庶務は、茅ヶ崎市が委託する相談支援事業者（以下「相談支援事業者」という。）が担当する。

（ワーキンググループ）

第11条 特定の課題ごとに意見交換の場を設け、必要に応じて調査を実施し、情報共有を重ねるために、部会によりワーキンググループを設置する。

（ワーキンググループの構成）

- 第12条 ワーキンググループは、特定の課題について情報共有を行うために必要な関係機関等の実務担当者で構成する。
- 2 ワーキンググループの開催期間は、部会により決定する。

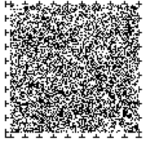
（運営会議）

第13条 運営会議は、次の内容を実施するために設ける。

- (1) 代表者会議、部会、ワーキンググループにおける課題を整理し、総合的な進捗管理。
- (2) 協議会の運営スケジュールの作成、管理。
- (3) 相談支援体制の強化。

（運営会議の構成）

第14条 運営会議は、茅ヶ崎市の障害福祉主管課及び相談支援事業者並びに会長、部会長で構成する。



（守秘義務）

第15条 協議会の構成員は、知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。

（事務局）

第16条 協議会の事務局は、茅ヶ崎市の障害福祉主管課が担当する。

（委任）

第17条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、代表者会議において決定する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

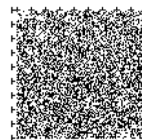
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

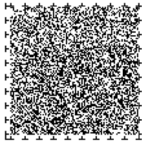
茅ヶ崎・寒川居宅事業所連絡会 茅ヶ崎・寒川ホーム連絡会 茅ヶ崎市障害者施設連絡会 茅ヶ崎市地域作業所連絡会 茅ヶ崎市・寒川町障害児者通所事業所連絡会 茅ヶ崎市委託相談支援事業所 湘南地域就労援助センター 藤沢公共職業安定所 神奈川県中央児童相談所 茅ヶ崎養護学校 つながり支援部会 就労支援部会 くらしの安心部会 当事者部会 茅ヶ崎市身体障害者福祉協会 茅ヶ崎手をつなぐ育成会 茅ヶ崎市肢体不自由児者父母の会 松の実家族会 茅ヶ崎寒川地区自閉症児・者親の会

別表第2（第7条関係）

けやきの森病院 茅ヶ崎市民生委員児童委員協議会 茅ヶ崎・寒川居宅事業所連絡会 茅ヶ崎・



寒川ホーム連絡会 茅ヶ崎市障害者施設連絡会 茅ヶ崎市地域作業所連絡会 茅ヶ崎市・寒川町
障害児者通所事業所連絡会 茅ヶ崎市相談支援事業所連絡会 湘南地域就労援助センター 藤沢
公共職業安定所 神奈川県中央児童相談所 神奈川県障害者雇用促進センター 茅ヶ崎養護学校
茅ヶ崎市保健所地域保健課 茅ヶ崎市保健所保健予防課 茅ヶ崎市保健所健康増進課 茅ヶ崎市
産業振興課 茅ヶ崎市雇用労働課 茅ヶ崎市こども育成相談課 茅ヶ崎市教育委員会学校教育指
導課 茅ヶ崎市障害福祉課 湘南ふくしネットワークオンブズマン 福祉相談室連絡会議 茅ヶ
崎手をつなぐ育成会 茅ヶ崎市肢体不自由児者父母の会 松の実家族会 茅ヶ崎寒川地区自閉症
児・者親の会 茅ヶ崎商工会議所 障害のある方 障害のある方の保護者 ちがさきエボシライ
ン ちがさき学童保育の会 障害者団体連絡会



4 障がい者向けアンケート調査の実施概要

(1) 調査の目的

障がいのある方を対象に、障がいの状況や日常生活での困りごと、施策に対する意見や要望等を伺い、令和3年度から始まる本計画を策定するための基礎資料とすることを目的として実施しました。

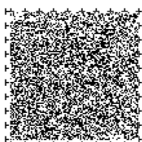
(2) 調査方法

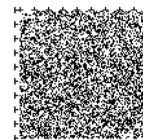
実施時期	令和2年2月25日～3月13日
配布・回収方法	・身体障がいの方、知的障がいの方、精神障がいの方、障がい児については、各対象の方に郵送により発送・回収。 ・発達障がい*・高次脳機能障がい*及び難病*の方については、関係団体や相談支援事業所、地域活動支援センター*等に配布を依頼し、各対象の方（本人）から郵送により回収。

(3) 調査票の配布数及び回収数

配布数：1,300件、回収数：622件（47.8%）

調査票区分	対象者 (基準日：令和2年1月1日時点)	配布数	回収数
身体障がい	市内在住で18歳以上の身体障害者手帳*所持者から無作為抽出	550件	299件 (54.4%)
知的障がい	市内在住で18歳以上の療育手帳*所持者から無作為抽出	220件	106件 (48.2%)
精神障がい	市内在住で18歳以上の精神障害者保健福祉手帳*所持者から無作為抽出	230件	101件 (43.9%)
障がい児	市内在住で18歳未満の身体障害者手帳*、療育手帳*あるいは精神障害者保健福祉手帳*所持者から無作為抽出	200件	94件 (47.0%)
発達障がい*・ 高次脳機能障がい*	市内在住、在勤・在学等で発達障害*あるいは高次脳機能障害*の診断を受けている方	50件	14件 (28.0%)
難病*	市内在住、在勤・在学等で難病*（332疾患）の診断を受けている方	50件	8件 (16.0%)





5 市民向けアンケート調査の実施概要

(1) 調査の目的

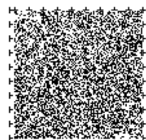
市民の障がい及び障がい者施策に対する認識を把握し、本計画策定のための基礎資料とすることを目的として、市民向けにアンケート調査を実施しました。

(2) 調査方法

実施時期	令和2年1月15日～2月7日
配布・回収方法	・市ホームページ内「アンケートフォーム」に回答していただく形で実施。

(3) 回答者数

- ・回答者数：199人（男性：103人、女性：95人、その他：1人）



6 事業者向けアンケート調査の実施概要

(1) 調査の目的

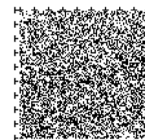
障害福祉サービス事業所等を対象に、サービス提供者の視点から、本市の障がい福祉施策に対するご意見等を伺い、本計画策定のための基礎資料とすることを目的として、事業者向けアンケート調査を実施しました。

(2) 調査方法

実施時期	令和元年 12 月 26 日～令和 2 年 1 月 24 日
配布・回収方法	・「茅ヶ崎市障害者施設連絡会」に所属する事業者を対象に、事業者向けアンケート調査票を電子メールにより配布し、電子メールにて回収。 ・本市に立地する「指定特定相談支援事業者」及び「指定障害児相談支援* 事業者」を対象に、相談支援事業者向けアンケート調査票を電子メールにより配布し、電子メールにて回収。

(3) 調査票の回答者数

調査票区分	対象事業者	配布数	回収数
法人向け	「茅ヶ崎市障害者施設連絡会」に所属する障害福祉サービス事業所を運営する事業者	5 件	5 件 (100%)
相談支援事業者向け	本市に所在している指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援* 事業者	13 件	13 件 (100%)



7 自立支援協議会からの意見聴取の実施概要

(1) 調査の目的

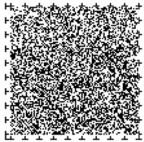
自立支援協議会を構成する5部会（つながり支援部会、就労支援部会、相談支援部会、障害理解促進部会、当事者部会）に対して、地域における障がい者等への支援体制に関する課題等を伺い、本計画策定のための基礎資料とすることを目的として、意見聴取しました。

(2) 調査方法

実施時期	令和元年9月26日～令和2年2月21日
配布・回収方法	・「茅ヶ崎市自立支援協議会代表者会議」にて調査票について説明し、各部会での議論、代表者会議での共有を経て、電子メールで回収を実施。

(3) 調査票の回答者数

対象事業者	配布数	回収数
「茅ヶ崎市自立支援協議会」の5部会	5件	5件 (100%)



8 障がい者ヒアリング調査の実施概要

(1) 調査の目的

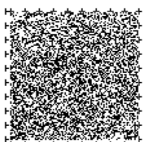
障がい者の方を中心に、障がい者施策に対するニーズや課題、期待する支援等を把握し、本計画を策定するための基礎資料とすることを目的にヒアリング調査を実施しました。

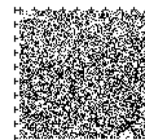
(2) 調査実施日程及び対象

日時	ヒアリング対象	参加人数
令和2年1月24日(金) 15:00~17:00	発達障がい* (成人)	当事者1人、当事者の家族3人、委員2人、事務局2人
令和2年1月25日(土) 10:00~12:00	聴覚障がい	当事者8人、委員3人、事務局2人、 (手話通訳者2人)
令和2年1月27日(月) 10:00~12:00	高次脳機能障がい*	当事者3人、支援員1人、委員3人、事務局2人
令和2年1月27日(月) 13:30~15:30	視覚障がい	当事者7人、支援者2人、委員2人、事務局2人
令和2年1月30日(木) 10:00~12:00	身体障がい (肢体不自由)	当事者2人、委員3人、事務局3人
令和2年1月30日(木) 13:30~15:30	精神障がい	当事者3人、支援者1人、委員2人、事務局2人
令和2年2月4日(火) 10:00~12:00	内部障がい* (ぼうこう・直腸)	当事者1人、委員3人、事務局2人
令和2年2月4日(火) 13:30~15:30	内部障がい* (腎臓)	当事者3人、委員3人、事務局2人
令和2年2月8日(土) 9:00~11:00	知的障がい	当事者5人、委員2人、事務局2人
令和2年2月14日(金) 13:30~15:30	聴覚障がい(中途)	当事者6人、支援者1人、委員3人、事務局2人、 (要約筆記者4人)
令和2年2月21日(金) 10:00~12:00	肢体不自由児 重症心身障がい* 児	当事者の家族8人、委員2人、事務局2人
令和2年3月 ^(※1)	発達障がい* (児童)	当事者の家族3人
令和2年2月27日(木) 14:00~15:00 令和2年3月16日(月) 14:00~15:00 令和2年3月 ^(※2)	難病*	当事者3人、当事者の家族4人、支援者1人、 事務局3人

(※1) 新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、電子メールによる書面回答。

(※2) 新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、郵送による書面回答。





9 パブリックコメント実施概要

「第6期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画（素案）」について のパブリックコメント実施結果

— ご協力ありがとうございました。 —

1 募集期間 令和2年11月25日（水）～ 令和2年12月24日（木）

2 意見の件数 13件

3 意見提出者数 3人

4 意見提出者年齢

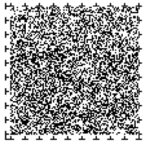
年代	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
人数	0人	0人	0人	0人	0人	1人	2人	0人

5 内容別の意見件数

※	項 目	件 数	※	項 目	件 数
	「第1章 本計画の概要」に関する意見	4件			件
	「第4章 本計画において取り組むべき課題と施策の展開」に関する意見	1件			件
	パブリックコメントに関する意見	7件		合 計	13件
	その他の意見	1件			

※「・・・・・・(案)」の項目番号

■ = 一部修正を加えた項目



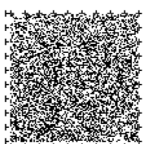
修正部分の対照表（ページは、素案時のものとなります。）

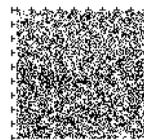
修正後	修正前
79 ページ 1 障害福祉計画における成果目標 障がい者の日常生活及び社会生活の総合的な支援の一環として、福祉施設入所者の地域生活への移行や精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、一般就労といった主要な課題に対応するため、国の第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の基本指針（ <u>障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本指針</u> 。以下「 <u>国の基本指針</u> 」という。）を踏まえるとともに、本市における過去の実績等を考慮した上で、成果目標を設定します。	障がい者の日常生活及び社会生活の総合的な支援の一環として、福祉施設入所者の地域生活への移行や精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、一般就労といった主要な課題に対応するため、国の第6期障害福祉計画_____の基本指針（_____）以下「 <u>_____基本指針</u> 」という。）を踏まえるとともに、本市における過去の実績等を考慮した上で、成果目標を設定します。

修正後	修正前
79 ページ・80 ページ (1) ～ (6) 【令和5年度末における成果目標】（ <u>国の基本指針</u> より抜粋）	【令和5年度末における成果目標】（_____基本指針より抜粋）

修正後	修正前
83 ページ 1 障害児福祉計画における成果目標 障がい児の日常生活及び社会生活の総合的な支援の一環として、障がい児を支援する重層的な地域体制の構築や重症心身障害児、および医療的ケア障がい児への支援体制の整備といった主要な課題に対応するため、国の_____基本指針_____を踏まえるとともに、本市における過去の実績等を考慮した上で、成果目標を設定します。	障がい児の日常生活及び社会生活の総合的な支援の一環として、障がい児を支援する重層的な地域体制の構築や重症心身障害児、および医療的ケア障がい児への支援体制の整備といった主要な課題に対応するため、国の第2期障害児福祉計画の基本指針（以下、 <u>障害児基本指針</u> ）を踏まえるとともに、本市における過去の実績等を考慮した上で、成果目標を設定します。

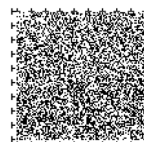
修正後	修正前
83 ページ (1) ～ (3) 【令和5年度末における成果目標】（ <u>国の基本指針</u> より抜粋）	【令和5年度末における成果目標】（_____基本指針より抜粋）

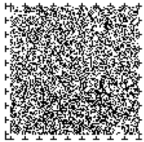




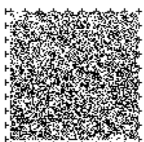
10 用語解説

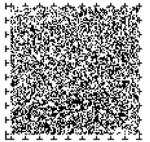
あ行	
アクセシビリティ チェック	Web やホームページについて、誰もが見やすくするために、一連のルールに照らしてチェックすることで、障がい者にとって支障になる可能性がある問題を確認すること。
移動支援	屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、外出するための支援のこと。
意思決定支援	自己決定に困難を抱える障がい者が、日常生活等において自らの意思が反映された生活を送ることができるよう、可能な限り本人自らによる意思決定を支援すること。なお、本人自らで決定することが難しい場合には支援者等が本人の意思の確認や意思及び選好の推定を行い、本人にとって最善の利益となるような決定がなされるよう支援をすること。
インクルーシブ教育	障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが、個々のニーズを踏まえた上で、同じ場でともに学ぶ教育のこと。
か行	
協働	同じ目的のために、対等の立場で協力してともに働くこと。なお、福祉分野においては、住民・地域・事業者・NPO・行政等の様々な主体が力を合わせて福祉活動を展開すること。
共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営むことを希望する障がい者に対し、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行うサービス。障害者総合支援法における障害福祉サービスの1つ。
居宅介護	ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事援助、生活に関する相談や助言といった生活全般に関わる支援を行うサービス。障害者総合支援法における障害福祉サービスの1つ。
権利擁護	自己の権利や援助ニーズを表明することが困難な障がい者等について、援助者が本人の代理として、権利の行使やニーズに対応するサービス等の獲得を行うこと。
高次脳機能障害 (高次脳機能障がい)	頭部外傷や脳血管障害等により、脳が損傷され、それに伴い生じる障がいのこと。具体的には、記憶障害、注意障害、社会的行動障害等の認知障がい等がある。
合理的配慮	障がい者が日常生活を送る上で妨げとなる様々な障壁に対し、提供者にとって過度な負担とならない範囲で、その障壁を取り除くために行われる配慮・便宜のこと。



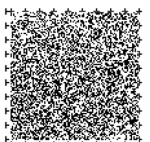


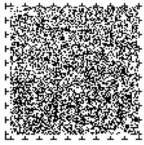
さ行	
サービス等利用計画	障がい者のニーズ等を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、作成する計画。
児童発達支援センター	地域の障がいのある児童の日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う施設のこと。
児童福祉法	昭和 22 年に制定された、児童の福祉を保障する法律のこと。乳幼児の保健の改善、母体の保護、未熟児の養育、障がい児の育成医療や、児童福祉施設の設置について、行政が行うことを定めている。 また、本法では、市町村は、障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針に即して、市町村障害児福祉計画を定めるものとされている。
市民後見人	自治体等が行う研修により、後見活動に必要な法律や福祉の知識、実務対応能力を身に付け、後見活動を行う一般市民のこと。
自立支援医療	心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度で、現在、3 種類ある。 ・「更生医療」の給付対象は 18 歳以上の身体障がい者で、一定の所得未満（人工透析等の継続的な治療をされる方を除く）の方である。 ・「育成医療」の給付対象は 18 歳未満で、肢体不自由や視覚障がい等の身体上の障がいがある、又は現存の疾患を放置すると障がいを残すと認められる児童で、都道府県等が指定する「指定自立支援医療機関（育成医療）」で受ける治療により、確実な治療効果が期待できる方などである。 ・「精神通院医療」の給付対象は、精神疾患があり、通院医療を受けている一定の所得未満の方である。
社会福祉協議会	地域の課題解決と住民生活の向上を目指した福祉活動を推進する、営利を目的としない民間組織のこと。
重症心身障がい	重度の知的障がいと、重度の肢体不自由が重複している状態のこと。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者等、常時介護を要する障がい者に、居宅で入浴、排せつ、食事の介護や外出時における移動中の介護を総合的に行うサービス。障害者総合支援法における障害福祉サービスの 1 つ。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方を対象に、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施するサービス。障害者総合支援法における障害福祉サービスの 1 つ。



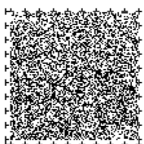


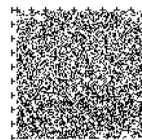
障害児相談支援	障がい児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス等）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリング（継続障害児支援利用援助）等の支援を行うサービス。児童福祉法における障がい児への支援サービスの1つ。
障害支援区分	障がいの多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを表す6段階の区分のこと。区分1～区分6まであり、区分6の方が必要とされる支援の度合いが高い。
障害者虐待防止法	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年6月17日成立、平成24年10月1日施行）の略称。 主な内容は、障がい者虐待を定義（1 養護者、2 障害者福祉施設従事者等、3 使用者による障害者虐待）するとともに、障がい者の虐待禁止規定、障がい者虐待の早期発見の努力義務規定を置き、障がい者虐待防止等に係る具体的スキームを定めたものである。 なお、虐待防止スキームは、家庭の障がい児には児童虐待防止法を、施設入所等障がい者には施設等の種類（障がい者施設等、児童養護施設等、要介護施設等）に応じて本法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障がい者には本法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用する。
障害者権利条約	障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するための措置等を規定した人権条約である。平成18年に国連総会で採択された。日本は、障害者基本法の改正や障害者差別解消法の成立による国内法の整備が進んだこと等から、平成26年1月に批准した。
障害者雇用促進法	障がい者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置等を目的に制定された法律のこと。事業主に対する措置としては、障害者雇用率に相当する障がい者の雇用を義務付ける雇用義務制度や、障がい者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図る納付金制度が挙げられる。
障害者差別解消法	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年6月19日成立、平成28年4月1日施行）の略称。 すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的に制定された。 主な内容としては、障がいを理由とする差別等の権利侵害行為の禁止、社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止、国による啓発・知識の普及を図るための取組等が挙げられる。





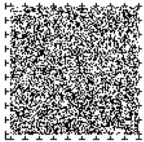
障害者週間	国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者の社会、経済、文化等あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるため、平成 16 年 6 月に改正された障害者基本法において 12 月 3 日から 12 月 9 日までの 1 週間と定められた。 なお、12 月 9 日は昭和 50 年に国際連合「障害者の権利宣言」が採択された日である。
障害者総合支援法	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成 24 年 6 月 20 日成立、平成 25 年 4 月 1 日施行）の略称。地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援することを目的に制定された。 主な内容としては、障がい者の範囲の拡大（難病等の追加）や、障害支援区分の創設、障がい者に対する支援の拡大やサービス基盤、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備等が挙げられる。
障害者優先調達推進法	「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 24 年 6 月 20 日成立、平成 25 年 4 月 1 日施行）の略称。障がい者の就労施設等の受注の機会を確保するために、障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、もって障がい者就労施設で就労する障がい者等の自立の促進に資することを目的に制定された。自治体に対しては、障がい者就労支援施設等の受注機会の増大を図るための措置を講ずるよう努める責務を果たすことが盛り込まれている。
身体障害者手帳	身体障害者福祉法の別表に掲げる一定以上の障がいがある人に対し、申請に基づいて障がい程度を認定し、法に定める身体障がい者であることの証票として都道府県知事が交付するもの。
精神障害者保健福祉手帳	一定の精神障がいの状態にあることを証明するもので、本人の申請に基づいて都道府県知事が交付するもの。手帳の有効期間は 2 年で、障がいの程度により 1 級から 3 級がある。
成年後見制度	判断能力が不十分な方が、契約手続き等で不利益を受けることを防ぐための制度。具体的には、契約締結等を代わりに行う代理人等を選任したり、誤った判断に基づいた契約を取り消すことができるような仕組みがある。
ソーシャルインクルージョン	障がいの有無や障がい種別にかかわらず、地域を構成するすべての人々を地域社会の中で包み込み、支え合うという考え方。
相談支援専門員	障がい者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス等利用計画を作成する専門職のこと。



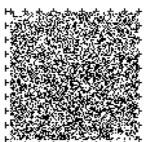


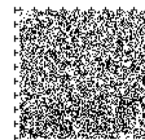
た行	
短期入所	自宅で介護をする人が病気の場合などに、障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所を必要とする障がい者等が本施設に短期間入所し、入浴・排せつなどの介護を受けることができるサービスのこと。
地域活動支援センター	障がい者を対象に創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設のこと。
地域共生社会	制度・分野ごとの縦割りや、支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。
地域定着支援	単身等で生活する障がい者に、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの支援を行うサービス。
地域包括支援センター	高齢者や家族の立場に立って在宅介護などに関する総合的な相談に応じるとともに、必要な保健、福祉サービスが受けられるように、行政やサービス提供事業者などとの連絡調整を行う機関。平成 18 年度の介護保険法の改正で制定された。
特別支援学級	学校教育法に基づき、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に置くことができる学級で、心身に障がいがある児童・生徒のために、ニーズに応じた教育を行うことを目的としている。
な行	
内部障がい	内臓機能の障がいであり、心臓・呼吸器・じん臓機能・ぼうこう、又は直腸機能・小腸・肝臓機能・免疫機能の障がいがある。 障がいのある臓器のみならず、全身の機能低下を伴うことにより、疲れやすい状態にあり、長時間立つことや重い荷物を持つこと等の身体的な負担を伴う行動が制限される場合もある。
難病	原因不明で治療方法が確立されていない疾患のことであり、長期にわたって生活面に支障をきたすことがある。 また、日によって症状の変動が激しいことや症状が外部から分かりにくい、改善と悪化を繰り返すといった特徴がみられる場合もある。
日中一時支援	障がい者又は障がい児の日中における活動の場の確保とともに、家族の就労支援と一時的な休息を目的に、日中、障害福祉サービス事業所や障害者支援施設において、見守りや集団生活に適應するための訓練等の支援を行う事業。
ノーマライゼーション	障がい者を特別視するのではなく、障がいの有無にかかわらず、誰もが個人の尊厳が重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常（ノーマル）の社会であるとする考え方のこと。



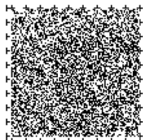


は行	
発達障害 (発達障がい)	発達障害者支援法によると、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されている。 人間関係を構築することやコミュニケーションを行うことが苦手な一方、優れた能力が発揮される場合もあり、周囲からは理解されにくい障がいである。
バリアフリー	障がい者が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。元来は物理的な障壁の除去という意味合いが強かったが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁の除去という意味で用いられるようになっている（心のバリアフリー）。
ピアカウンセリング	障がい者が自らの体験に基づいて、同じ障がい者の相談に応じ問題解決を図ること。障がい者から相談を受ける当事者のことをピアカウンセラーという。ピアとは「同士（仲間）」との意味を表す。
ピアサポート活動	仲間や同僚が相互に支え合い課題を解決するために実施する活動のこと。
PDCAサイクル	プロジェクトの実行に際し、計画を立案し（Plan）、実行し（Do）、その評価（Check）にもとづいて改善（Action）を行う、という工程を継続的に繰り返す仕組みのこと。
避難行動要支援者名簿	災害対策基本法及び茅ヶ崎市地域防災計画の定めにより、避難行動要支援者に対し、避難の支援や安否の確認等を行うための基礎となる名簿のこと。
福祉相談室	子どもや障がい者、高齢者などすべての地域住民からの保健・医療・福祉に関する相談に応じる総合相談窓口であり、現在、本市では13か所設置されている。
ペアレントトレーニング	保護者が子どもの行動特性を理解して、子どもに対して適切な対応ができるよう、保護者に対して専門家が行う支援のこと。
ペアレントプログラム	育児に不安や難しさを感じる保護者を対象に、支援者が効果的に支援できるよう設定されたプログラムのこと。子どもの特性を理解し、問題行動の減少を目標としている。
ペアレントメンター	障がいの診断を受けたばかりの子どもの保護者や、子育てについて疑問がある保護者に対して、共感的に悩みを聞いたり、情報提供を行ったりする親のこと。





ヘルプマーク	援助や配慮を必要としていることが外見では分かりにくい（義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人等）が、援助や配慮が必要なことを周囲に知らせ、援助を得やすくなるように作成したマークのこと。
ま行	
まちぢから協議会	地域で公益のために活動する自治会をはじめとする既存の団体等により組織されたものであり、地域全体としての意思決定や課題解決に向けた取組を行っている。現在、本市 12 地区において協議会が設置されている。
や行	
ユニバーサルデザイン	障がいの有無や年齢等に関わらず、すべての人が使いやすいように考慮し、身の回りの品物から住宅、建物、都市空間等をデザインする考え方のこと。
ら行	
ライフステージ	人間の一生をいくつかの期間に分類したとき、それぞれの期間をいう。
療育手帳	知的障がい者に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援護措置を受けやすくするために、一定以上の障がいがある人に対し、申請に基づいて障がい程度を判定し、県知事が交付するもの。
レスパイトケア	在宅で障がいのある家族の介護にあたっている家族の休息や、リフレッシュのための支援策。



第6期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画

令和3年（2021年）3月発行 第1刷：200部

発行 茅ヶ崎市

編集 福祉部障害福祉課

〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話 0467-82-1111（代表）

FAX 0467-82-5157

Eメール shoufuku@city.chigasaki.kanagawa.jp

ホームページ <https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

携帯サイト <https://mobile.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

携帯サイト

QRコード



QRコードは、(株)デンソーウェブの登録商標です。